

安全センター情報2023年4月号 通巻第513号
2023年3月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2023 4

安全センター情報



特集● 労災保険法改正における労使の要望

写真：故天明佳臣先生を偲ぶ会

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーク、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0210-631202」は、全国どこからでも無料でつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://joshrc.org/>」では、ここで見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

安全センター情報

◎ 「安全センター情報」をご購読してください

月刊誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

例えば、2021年の特集のタイトルと特徴的な記事をあげてみれば、以下のとおりです。

- 2022年 4月号 特集/ABAN2021オンライン会議 デジタルプラットフォーム労働と安全衛生
- 5月号 特集/ハラスメント対策の最新状況 健康的で安全なテレワーク
- 6月号 特集/建設アスベスト最高裁判決を踏まえた対応 コロナ労災前年度の4倍
- 7月号 特集/い志渡健康被害救済法三度目の改正 石綿被害救済制度研究会の提言
- 8月号 特集/労働安全衛生法の新たな化学物質規制 ILO基本的原則・権利
- 9月号 特集/日本の労働安全衛生 最新労災職業病統計・行政通達一覧
- 10月号 特集/脳・心臓疾患、精神障害の労災認定 ロッテルダム条約COP10
- 11月号 特集/石綿健康被害救済小委員会 コロナ労災補償対応の経過と現状
- 12月号 特集/労働安全衛生法制定50周年 OSH法令の進化
- 2023年1・2月号 特集/①事業主不服申立 ②石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 3月号 特集/労災保険のメリット制度

●購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

●読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

◎ 賛助会員になって活動を支えて下さい

全国安全センターの財政は、地域センター会費、賛助会費と購読会費(購読料)、カンパで成り立っています。賛助会員には、私たちの活動の趣旨に賛同していただける個人・団体はどなたでもなることができ、賛助会費は年度単位で1口10,000円、1口以上何口でも結構です。賛助会員には、月刊誌「安全センター情報」をお届けしますので、あらためて購読会費を支払う必要はありません。

購読会費・賛助会費のお申し込みは、電話(03-3636-3882)・FAX(03-3636-3881)・Eメール(joshrc@joshrc.net)で、氏名、送付先をご連絡のうえ、中央労働金庫亀戸支店(普)7535803、または、郵便払込口座00150-9-545940—名義はいずれも「全国安全センター」—にお振り込みください。

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

特集／労災保険法改正における労使の要望

労災保険法の主な改正経過 労使は何を要望してきたのか

関係審議会における労使要望等の記録 3

ILO「労働安全衛生法令策定のためのサポートキット」

国のOSHシステムに関連した諸機関 の義務とOSHガバナンス文書 31

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

権限与えられたEPA、アスベスト等の禁止に苦慮 45

COP11で検討されるロッテルダム条約改正提案 48

ブラジル最高裁が国内での使用禁止議論を終結 53

各地の便り/世界から

全国●年末アスベストホットラインに290件の相談 54

神奈川●役員付運転手過労死民賠訴訟で和解 55

和歌山●田辺市が調査に第三者委員会設置へ 55

静岡●ブラジル人労災通院日のみ支給を一部取消 57

大阪・兵庫●筋骨格系健康セミナーを共同開催 58

韓国●学校給食労働者の肺がん・筋骨格系疾患 59

厚労省●印刷業以外で初の「胆管がん」認定 61

労災保険法の主な改正経過 労使は何を要望してきたのか 関係審議会における労使要望等の記録

労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」）は、1947〔昭和22〕年9月1日より、労働基準法と並行して実施された。労働条件の最低基準を定めた労働基準法により災害補償の適用対象の拡大と補償水準の大幅な引き上げが行われるとともに、業務上の災害に対する事業主の無過失補償の理念が確立され、さらに、事業主の補償負担の緩和を図り、労働者に対する迅速かつ適正な保護を確保するために、労災保険法が制定されたとされる。

それ以来、労災保険法は、2020年度末までで77回の改正を経ている。そのうちの主な改正－労災保険事業年報（令和2年度版）の「労働者災害補償制度の沿革」で取り上げられている法改正を基本にした－について、改正の主な内容、改正に至る経過（審議会等）、そのなかで示された労使の意見及び「継続検討」とされた事項等について、概略を整理しておくことが本稿の目的である。改正法令やその内容を解説した通達、審議会の建議等は比較的入手しやすいので、現時点で入手できている、当時の労使の要望等を記録しておくことに主眼を置いている。

なお次頁に、主な労災保険法改正と平均労災保険率、メリット制の推移を示した図を掲載しておく。

「労災保険経済の概況」「労災保険受給者等の概況」については、2023年3月号16～19頁掲載の表1・表2も参照していただきたい。

■1951（昭和26）年法改正

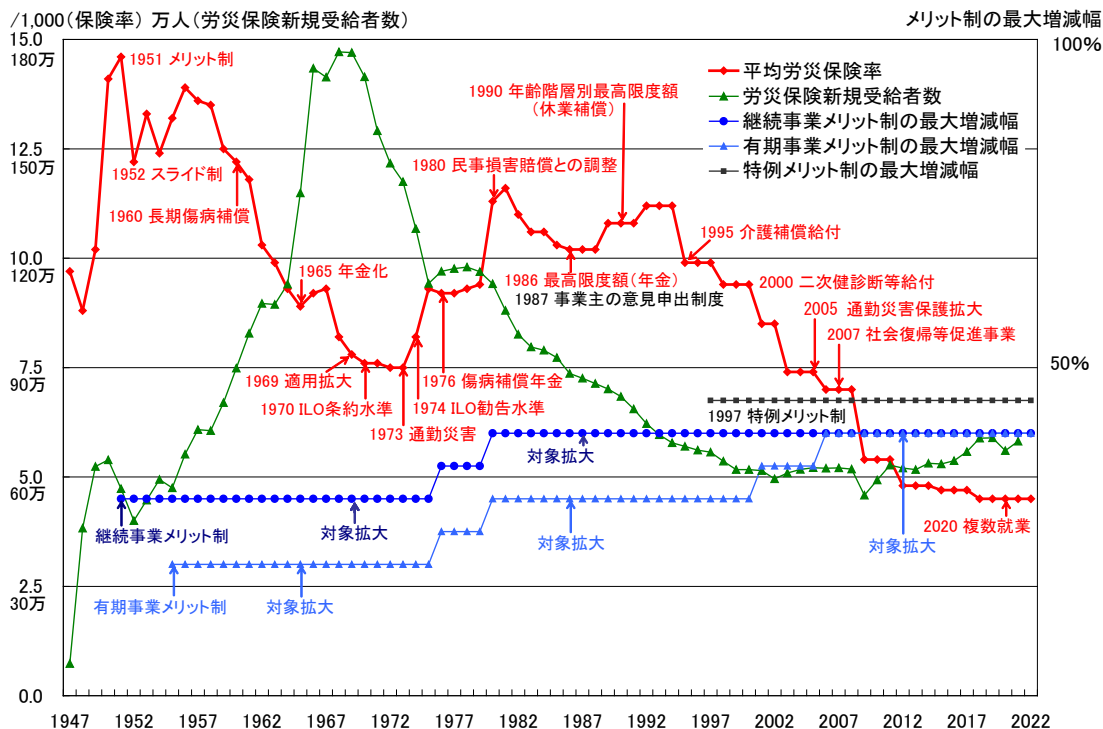
メリット制

法施行後、労災保険事業は施行後好調なすべり出しをみせ、本制度の普及とともに適用事業場数、適用労働者数は逐年増加したが、一方で、産業災害の発生も逐年増加し、これに医療費の高騰等の要因が加わって補償費の支払が急激に増加したため保険経済の収支の均衡が失われ、1949年度の保険経済の収支は赤字となり、多額の補償費支払未済が生ずるに至った。この傾向は1950年度に入っても持続した。

そのようななかで最初の主な労災保険法改正（第6回改正、昭和26年法律第78号）は1951年3月29日に公布され、1950年12月31日に遡って適用された。

これは、法制定当初から、常時300人以上の労働者を使用する個々の事業を対象として保険料率のメリット制度について規定されていたのだが、対

平均労災保険率の推移と主な労災保険法改正等



象を100人以上の労働者を使用する個々の事業に拡大したうえで、即時に実施したものである。一方で朝鮮戦争による一般経済情勢の好転にも助けられて、1951年度から保険経済の収支は好転するに至った。なお、これ以降のメリット制に係る改正は法改正ではないので本稿では詳しくふれないが、別掲「メリット制改正の経過」にまとめておいた。

当初から労災保険制度の運営に関する重要事項を審議するための労働大臣の諮問機関として公益・労働者・使用者を代表する者で構成される「労災保険審議会」（当初は「労災保険委員会」）が設置されていたが、1951年及び1952年の法改正では、1960年法改正以降にみられるような審議会における事前審議は記録されていない。

■1952(昭和27)年法改正

スライド制

労働基準法の一部改正（第8回改正、昭和27

年法律第287号、1952年7月31日公布）に伴って労災保険法も改正され、1952年9月1日から施行された。労災保険給付としての休業補償費についてもスライド制を採用し、長期療養中の労働者の保護を図るとされたものである。

しかし、安定の傾向を持続しつつあった保険経済は、1953年度下期から、経済情勢の悪化に伴う産業活動不振の影響を受け、他方、屋外産業（土木建築事業、林業、漁業）の災害の急激な増加が主因となって再び収支の均衡を失うに至った。このため、1954年度には、とくに労災保険の「事業性の確立」が基本方針とされ、各種の施策が講じられたが、1955年度には、土木建築事業にメリット制を実施するとともに、土木建築事業等について大幅な料率の引き上げを行い、収支の均衡を図り、一方、災害防止対策を中心に保健経済安定対策を推進して、ようやく収支の好転をみるに至った。

1955年度以降は、労災保険が制度創設に伴う混迷を脱し、また、「高度経済成長」も反映して、保

メリット制改正の経過

年度	メリット増減幅		メリット制適用要件(事業規模)		備考
	継続事業	有期事業	継続事業	有期事業	
1947					労災保険制度制定
1951	±30%		100人以上		メリット運用開始
1955		±20%		確定保険料20万円以上	有期事業(建設事業)への適用
1965				確定保険料20万円以上又は請負金額3,000万円以上(建設事業) 素材生産量1,000立法メートル以上(立木の伐採)	有期事業への適用(立木の伐採)及び一括有期事業の創設
1970			①100人以上又は②30人以上100人未満かつ災害度係数0.5以上		
1976	±35%	±25%			
1980	±40%	±30%			
1986				確定保険料100万円以上又は請負金額1億2,000万円以上(建設事業) 素材生産量1,000立法メートル以上(立木の伐採)	
1987			①100人以上又は②20人以上100人未満かつ災害度係数0.4以上		
2001		±35%			
2006		±40%			立木の伐採の事業は±35%のまま
2012				確定保険料40万円以上又は請負金額1億2,000万円(2015年度からは1億1,000万円)以上(建設事業) 素材生産量1,000立法メートル以上(立木の伐採)	確定保険料が40万円以上100万円未満の場合は±30%

険経済は安定傾向を持続した。

他方で、1955年7月にけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法が制定され、また、同法による2年の給付が満了してもその大部分の者が依然として療養を必要とする状態にあったので、1958年5月にはけい肺及び外傷性せき髄障害等に関する臨時措置法が応急措置として制定された。

この臨時措置法は、「政府は、けい肺及び外傷性せき髄障害にかかった労働者の保護措置について根本的検討を加え、1959年12月31日までに、特別保護法に関する法律案を国会に提出しなければならない」と規定していた。

■1960(昭和35)年法改正

長期傷病補償

じん肺法の制定と並行して労災保険法の一部改正(第14回改正、昭和35年法律第29号)が1960年3月31日に公布され、同年4月1日から施行された。

これにより、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する保護が労災保険に吸収されることとなり、けい肺及び外傷性せき髄障害に限らず、あらゆる重篤な疾病について療養の必要な限り長期傷病者補償が行われることになるとともに、障害等級3級以上

の重度の身体障害については年金が支給されることとなった。しかし、労働省自身が、「長期傷病補償には、なお、旧打切補償費の痕跡が残り（遺族給付の通減制）、給付の年金化も障害等級第3級までの重度障害に限られ、遺族補償費は一時金のまま残されるなど部分的なものであったし、その他の問題も含めて近い将来における本格的な制度改正も課題を予想した過渡的法改正にとどまったことはやむをえないところであった」と評価するものでもあった（労災補償行政30年史）。

●関係審議会における審議

1960年法改正に向けては、けい肺等臨時措置法が「保護措置について根本的検討を加え、1959年12月31日までに、特別保護法の改正に関する法律案を国会に提出しなければならない」と規定していたため、けい肺審議会で審議（労使各側委員から意見が出され小委員会も設置）されたが、最終的に意見が一致しないまま、公益委員案に労使の意見を添えて答申が行われた。同答申中公益委員案の補償に関する部分については労災保険審議会にも諮問されたものの、けい肺審議会の答申が公労使で意見対立したまま出されたものであることを踏まえた労働者側委員の反対で、結局審議は行わないこととし、経過と公労使から表明された意見が労働大臣に報告された。

以上の答申・報告を受けて政府が作成したじん肺法案と労災保険法の一部を改正する法律案の要綱についても、けい肺審議会では意見の一致をみるには至らず、三者の意見がそのまま労働大臣に提出された。労働者側委員は、補償内容の不十分さだけでなく、じん肺法の内容を予防及び健康管理のみに限定して、補償措置を労災保険法に吸収することに反対した。使用者側委員は、「大局の見地に立ち事情やむを得ないものとする」という意見だった。国会では、給付内容の引き上げ等の一部修正が行われたうえで、可決・成立した。

■1965(昭和40)年法改正 年金化

労災保険法の一部改正（第23回改正、昭和40年法律第130号）が1965年6月11日に公布され、同年8月1日、11月1日、1966年2月1日の三次にわたり施行された。

これにより、遺族補償の年金化等保険給付の大幅な年金化を中心とする保険給付の改善が行われ、その他政令指定による適用拡大、中小企業の加入促進と保険事務処理の効率化のための労災保険事務組合制度の新設、中小事業主、一人親方等の特別加入制度の新設等制度全般にわたる大幅な改正が行われた。

●労災保険審議会における審議

1960年法改正の際、年金制の大幅導入、国庫負担のあり方等について将来の検討事項とされたこと等に伴い、1961年10月に労災保険審議会では、労災保険の現状と将来に関し問題の所在についてフリー・トーキングを行うため、審議会委員のうち労使各3名、公益4名のほか、労働省事務局を交えた「労災問題懇談会」が設置された。同懇談会は1961年11月10日から1963年10月1日の第16回会合に至るまで2年近く論議が行われ、その結果が労災保険審議会に報告された。「労災問題懇談会は、その性格上フリー・トーキングを徹底して行い、問題点の整理を行うとともにその結果の取りまとめにおいても、必ずしも合意を前提とせず、できるだけ会員各人の意見を盛り込むこととしたので、おのずからその内容にはかなりラディカルな意見がみられることとなったが、労働省としては、労災保険制度の改革問題に関する論点が行きとどいていることにかんがみ、労災問題懇談会の問題意識を尊重して法改正を考慮することに踏み切った」（労災補償行政30年史）。

あらためて労働省から「現行労災保険制度において検討を要すると考えられる主要な問題点」等を挙げた諮問を受けた労災保険審議会は、公労使各側3名からなる「小委員会」を設置。「小委員会」は、1964年1月17日から7月12・13日まで11回開催して、7月25日の労災保険審議会に小委員会全員一致の意見が報告され、審議会として審議のうえで、小委員長の報告のとおり「労働者災害補

償保険制度の改善について」という意見が労働大臣に答申された。

これを踏まえて策定された労災保険法の一部を改正する法律案要綱案に対しては、労災保険審議会では、労働者側委員からは主として給付改善の徹底（とくに給付額の引き上げ）、使用者側委員からは使用者の補償責任負担の限度をめぐる要望意見が出され、中央労働基準審議会では主として公益側委員から労災保険と労働基準法との基本的関係について問題が提起されたが、結局いずれも附帯意見つきで労働省原案を了承し、それぞれその旨が労働大臣に答申された。

国会では、厚生年金保険等の年金との併給調整の場合の調整率の修正及び遺族補償年金の受給資格者の範囲の拡大を内容とする一部修正が行われたうえで、可決・成立した。

●全面適用プログラムと「検討」事項

法案要綱では、「政府は、労災保険の強制適用事業とされていないすべての事業を強制適用事業とするための効率的方策について、他の社会保険制度との関連も考慮しつつ、2年以内に成果を得ることを目途として調査研究を行ない、その結果に基づいて、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする」とされ、改正法附則に労災保険の全面適用のプログラム規定が設けられていた。

また、労災保険審議会答申の「5 その他」の「(2) 要望事項」に(ハ)として、「通勤途上の災害については、種々問題もあるので、できるだけ早い機会に検討すること」が含まれていた。

●使用者側の意見と労災保険財政方式

1964年12月8日に労災保険審議会の使用者代表委員は「労災保険法改正に対する意見」として、次のように述べた。

「今回の改正は、ILO国際社会保障条約等を勘案し、その体質改善を図っている。従って社会保障的性格を著しく強めており、業務上災害に対する事業主の賠償責任の限度との関係において、問題を残す結果を来している。かかる点は労災補償制度の基本的性格づけとともに、今後検討を要す

るものと思われるが、今回の改正については、保険料の引上げ等負担増大を来さないことを前提として、改正要綱の方向を認めるも、なお下記の点〔保険料率・メリット制・国庫負担－省略〕につき、考慮すべきである。」（『労災保険財政の仕組みと実際』）

1965年法改正では、年金制度導入に伴い財政運営の健全化を図るべく、保険料率の算定基礎を過去5年間から、過去3年間の災害率等に改めるとともに、保険料率は、保険給付による費用の予想額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるものでなければならないとする法改正も行われた。しかし、年金給付とされた部分について充足賦課方式を直ちに採用することは、負担増大に対する抵抗等から、見送られた。

■1969(昭和44)年法改正

適用拡大

失業保険法及び労災保険法等の一部改正（第25回改正、昭和44年法律第83号）が1969年12月9日に公布され、1972年4月1日から施行された。

これは、1965年改正法の附則で、労災保険の全面適用について2年以内を目途に調査研究し、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされたことを踏まえたものであり、1967年に国会に提出した法案が審議未了となってしまったため、再度提出して、成立したものである。

労働者を使用する事業をすべて労災保険の強制適用事業とすることとしたもので、任意適用事業を暫定的に残すものではあるが、全面適用に向けて大きく前進することとなったとされている。

なお同時に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）が制定され、1972年4月1日から施行された。

■1970(昭和45)年法改正

ILO条約水準

労災保険法の一部改正（第28回改正、昭和45年法律第88号）が1970年5月22日に公布され、同年11月1日から施行された。

これは、障害補償年金、遺族補償年金の年金額の引き上げ、遺族補償一時金の額の引き上げ等の給付改善のほか、保険料率の特例の改善等を内容とするものであった。また、1970年度においては保険施設の充実が図られ、重度障害者及び遺族等の援護のため、「重度せき髄損傷者のアフターケア制度」、「労災就学援護費支給制度」、「長期療養者に対する介護料支給制度」の新設等も行われている。

1952年に採択され、1955年に発効した「社会保障の最低基準に関する条約（ILO102号条約）」に代わって、1964年に「業務災害の場合における給付に関する条約（ILO121号条約）」が採択され、1967年に発効した。この改正で、労災保険の給付水準はILO121号条約の水準に達することとなったとされている。

●労災保険審議会における審議

1970年法改正に向けて、労災保険審議会では、審議の進め方として、労使双方から問題点を提出し、それらの問題点を中心に労災保険制度改善の方向を論議していくこととし、1968年6月に労使各側委員からそれぞれ、労災保険制度の改善に関する意見が提出された。これらの意見を処理するため、同年7月に公労使各側3名ずつの委員からなる「小委員会」を設置。労使の意見を実現するために法律改正を要する事項、労災保険法施行規則の改正を要する事項、行政措置で実施できる事項に分類するとともに、さしあたり検討を保留すべき事項を含めて、同年12月にその結果を労災保険審議会に報告した。さらに1969年1月から「小委員会」は、この分類した意見を基礎として労災保険制度をどのように改善するか審議し、同年8月27日にその結論を労災保険審議会に報告。労災保険審議会は全員一致で報告を承認し、それを基礎とした「労働者災害補償保険制度の改善についての建議」を労働大臣に対して行った。

このとき（1968年）に示された労使各側の意見を探したがみつからないため、情報公開法による開示請求を行なったところ、すでに文書が存在していないとのことであった。

●総評の「労災保険法の改正案要綱」

なお、総評災害対策部は1968年8月に「労災保険法の改正案要綱」を作成しており、「1970年の法改正に際して重要な役割を果たしてきた」としている（月刊いのちNo.82）。その主な内容は、以下のとおりである。

- ・ 労災法の全面適用を速やかに実施すること。
- ・ 給付基礎日額の決定にあたっては、現行の3か月による区分算定を2半期（6か月）として、その算定基礎にはボーナス等の臨時給与、およびその他の現物給付等すべてを含むものとし、併せて、被災者の年齢損失（余命年数）を考慮すること。等
- ・ 休業補償を100%とすること。
- ・ 新たに介護給付を設け、[障害補償年金] 1級～3級受給者につき、別に年金の50%を加給すること。等
- ・ 遺族補償は、一時金と年金の併給とし、3,000日分の一時金（ただし300万円を下まわるときは300万円）と、最低60%最高100%の年金とする。等
- ・ 法第19条の3を廃止し、「療養中のものは解雇しない」とする等
- ・ 20%の増減によるスライドを5%ごとに改める。
- ・ 厚生年金保険との調整は廃止し、完全併給とすること。
- ・ じん肺管理区分1から3までについて補償を行うこと。
- ・ 労災保険は使用者の無過失責任の法理にもとづく使用者の相互保険の立場を堅持し、この改正による負担の増額は一切使用者の責任でまかない、国庫の補助等の導入はこれを排する。
- ・ メリット制は廃止すべきである。個々の事業主の災害防止の努力の促進を期待したメリット制の現況は逆効果を表し、保険料率の縮小が第1目標となり、事故災害の隠ぺい等の弊害が続出し、労働者の正当な労災補償を受ける権利が奪われている。
- ・ 労災保険と他の社会保険との一本化は絶対に行うべきではない。
- ・ 障害補償等級については、最近の医学の進歩

にかんがみ、かつ現行等級表実施上の矛盾等を勘案し、抜本的改正を行なうこと。

- ・ 労災保険特別会計の運営、運用に労働者代表を参加させる。
- ・ 労災補償に関する審査は、三者構成で行うべきである。
- ・ 労災病院の運営について、労働者代表を加えて三者構成とすべきである。
- ・ 業務上認定について、「反証なければ業務上」とするとの立場で、明らかに業務外の起因性が立証できないかぎり、一切の労働災害職業病はこれを業務上の死傷病として補償すること。等

●審議会建議で示された「検討」事項

1969年8月27日の労災保険審議会の建議では、以下が示されていた。

- ・ 被災労働者及び遺家族の災害後の立上り資金の必要性を考慮し、現行の前払い一時金制度の充実、又はたとえば年金担保融資制度の創設を検討すること。
- ・ 労災保険の給付基礎日額の算定方法と労働基準法の平均賃金の算定方法との関係については、引き続き慎重に検討を行なうこと。
- ・ 通勤途上災害を業務上とすることについては、災害補償制度の建前、損害賠償制度のあり方等と関連するとともに、行政の運営上困難な問題もあるので、通勤途上からむ諸問題についてすみやかに関係審議会に委員会を設け、これに各方面の専門家を加えて検討を行なうこと。
- ・ 最近における労働環境及び作業方法の変化に伴い、業務上疾病の取扱いについては、各種の問題が生じているので、業務上外の認定にあたっては、有害物質の性質、発生原因、被災者の職業歴その他の条件を考慮して専門家の意見をも聞いて補償措置に万全を期すること。なお、じん肺に関する補償のあり方について専門家会議による検討を行うこと。
- ・ 重度障害者及び労災遺児に対する援護施設の拡充改善等について検討すること。

●労災保険財政方式の改正

1970年12月2日の労災保険審議会の場で、年金給付について、「段階的保険料調達方式（6年均衡3年安定）」という一種の修正賦課方式をとることが報告され、「主として使用者側委員から若干の質疑があったが」、了承された。また、短期給付についても、「支払時費用賦課方式」いわゆる「現金主義」から「発生時費用賦課方式」の「発生主義」に改められた。1971年1月からの保険料率は、年金給付についてはこの財政方式によって行なわれた。労働保険料徴収法は、1972年4月1日から施行されたが、財政方式に関する法令条文は労災保険法から徴収法に移管されている。

このような改正の効果や大幅賃上げ等により、1974年度には労災保険財政史上初めての黒字を計上、積立金も保有することとなった。

■1973(昭和48)年法改正

通勤災害

労災保険法の一部改正（第30回改正、昭和48年法律第85号）が1973年9月21日に公布され、同年12月1日から施行された。

これにより、通勤災害保護制度が創設され、通勤による災害についても業務上の事由による災害の場合と同じ内容をもった給付が行われることとなった。

●労災保険審議会における審議等

通勤災害の取り扱いについて業務災害との関連で問題を最初に提起したのは労働者側で、前出1961年11月に設けられた「労災問題懇談会」で意見が述べられて以降、一貫して「通勤途上の災害を業務上とすべきである」と要望してきた。一方、使用者側は常に「通勤途上の災害は業務上の災害ではない」との主張を繰り返してきた。前出のとおり、1964年7月25日の労災保険審議会答申、1969年8月27日の労災保険審議会建議でも「継続検討」事項として取り上げられていた。

1970年に労働大臣の私的諮問機関として、労災保険審議会及び中央労働基準審議会の公労使の委員各2名並びに交通事故問題等に関する

学識経験者4名の計16名からなる「通勤途上災害調査会」が設置され、調査会、公益委員を中心とした小委員会、実態調査等を重ねて1972年8月25日に最終報告が行われ、労災保険審議会及び中央労働基準審議会にも報告された。1973年法改正はこれを踏まえたものであった。当初労使の意見がまったく対立していたが、どのような給付制度を設けるかに問題を絞って議論を進めることを優先させることによって合意に至ったとされている。通勤災害は、業務災害とは別の保護制度として、労災保険の仕組みとして創設されたものである。

■1974(昭和49)年法改正

ILO勧告水準

労災保険法の一部改正(第32回改正、昭和49年法律第115号)が1974年12月28日に公布され、同年11月1日に遡って施行された。

これにより、障害補償年金、遺族補償年金の額の引き上げ等給付を改善すると同時に、保健施設として「特別支給金制度」が創設された。とくに給付水準を、1964年に採択された「業務災害の場合における給付に関する勧告(ILO121号勧告)」水準に引き上げることが目標とされたものだった。

●労災保険審議会における審議

1974年法改正に向けては、労働省が1973年1月17日に労災保険審議会に労災保険制度の検討について諮問。同審議会は公労使各側それぞれ3名の委員で構成される「労災保険基本問題懇談会」を設置し、1973年3月から20回にわたり検討を行った結果、同年12月19日に審議会に報告が行われた。労災保険審議会では翌12月20日、すみやかに報告の趣旨に沿った内容の制度改善を行うべきである旨答申を行った。

このときの「労災保険基本問題懇談会」には、1968年の労使意見や業界、労働組合等からの意見が配布されているようだが(月刊いのちNo.82)、原資料は入手できていない。前出の総評災害対策部作成の「労災保険法の改正案要綱」も何らかのかたちで反映されているだろうと思われる一

方で、以下に全文を紹介する1973年11月の関西経営者協会「労働者災害補償保険制度の改正に関する要望」も含まれていたであろう。

1974年法改正の内容に引き続き、「労災保険基本問題懇談会」は、建議で「継続検討」とされた以下の事項を中心に労災保険制度全般にわたり検討が継続されることとされた。

1973年の第1次オイルショック以後低経済成長へと移行し、労災保険料率が引き上げられつつあったことを背景に、とりわけ使用者側からの要望の取り扱いが焦点になる時代のはじまりだった。とりわけ西経営者協会の要望は、労働側からは、「法改悪」要望の集大成と受け止められた。

●基本懇報告で示された「継続検討」事項

1973年12月19日の労災保険基本問題懇談会の報告は、以下のようしていた。

「以上が、制度改善に関する基本的考え方であるが、当懇談会が採り上げてきた諸問題であって、下記の内容に含まれていない事項のうち、労災保険の全面適用の問題については労働省で近い将来にその実現をはかる方向で現在準備が進められているので、それに期待してよいと考えられ、それ以外の障害等級の区分、給付基礎日額の算定方法、スライド制の改善、リハビリテーションのあり方、保険財政方式、メリット制のあり方その他の諸事項については、いろいろの問題があって、直ちに結論を出すことは困難であるので、今後引き続き検討を続けるべきであると考え。」

●関西経営者協会の要望

1973年11月 関西経営者協会「労働者災害補償保険制度の改正に関する要望」

労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)制度は直接的には被災労働者及びその家族の保護を目的とするが、間接的には業務災害の絶滅を期し、ひいては福祉国家の建設をめざしている。この場合、労災保険の制度内容は常に時代の要請に応えるものとするため社会的、経済的諸事情の変化に応じ検討を加える必要がある。政府においては労災保険制度の整備を図るため労災保

險審議会を通じ検討を進められつつあるとのことであるが、われわれとしても上記の理由から支持を惜しむものではない。

ただ、労災保険制度とは機能的に国民福祉の重要な一環をなす反面、本質においては社会保障制度一般と異なるものを持っている。労災保険制度の再検討に当たっては、制度内容に対する正確な理解と正当な評価を要することはもとより、同制度が内蔵する特質をよく見極めることが肝要である。われわれは以上の基本的立場から制度のあり方につき鋭意検討を重ねてきたが、このほど下記のとおり結論を得たので申し入れる。政府においては趣旨を了とされ、制度改善に当たりわれわれの主張点を積極的に取り入れられるよう要望する次第である。

記

1 制度の性格

労働基準法における災害補償の規定を削除するとともに、業務災害及び通勤災害に関する使用者の民事責任を免除することとして、労災保険制度の整備、充実を図ること。

(説明) 労災保険制度が昭和30年代以降において独自の発展を遂げたため、同制度と労働基準法による災害補償制度との関係は不明瞭、不安定となり、ひいては労災保険給付と使用者の民事責任(民法等により使用者がその使用する労働者の災害について負担する損害賠償責任)との関係についても解釈上問題が生じるに至っている。労災保険制度の性格をめぐる論議は一掃するところがないが、民法の不法行為制度に対し災害補償制度、労災保険制度が順次いわば特別法として制定され、したがって労災保険の保険者に関係なくこれらの制度はすべて実質的に同一次元にあるとみるのが相当である。この場合、上記の立法的調整は当然可能であるが、むしろ労災保険制度の性格いかにかわらず調整を行うことにより労働者災害補償の一元的解決を実現し、そのことを通じて労災保険の全面適用及び補償内容の改善を図ることが労使双方のため望ましいと考える。

民事責任の免除については、労災保険給付の実質に対する評価の点からこれを不可ないし

時期尚早とする向きもあるが、労災保険制度は損害補償制度との比較上もすぐれた実態を備えている。すなわち、自動車等の人身事故の損害賠償制度が一般に将来の得べかりし利益の喪失による損害及び精神的損害を想定し不確実な要素を用いて一時金賠償の額を算定するのに対し労災保険制度は人身事故の損害賠償制度が究極的に意図する生活保障機能に主眼を置き、損失が現実が生じた場合にその程度に応じ保険給付を行うことにより被災労働者及び家族の保護を図る。保険給付の中心である年金は支給が必要とされる期間無期限に支給されることとされ、その現価は自動車事故における強制保険の保険金額はもとより完全賠償額をも上回る事例が少なからず生じる仕組みである。加えて、支給制限の大幅緩和、スライド制の適用、支払いの確保などの特徴があり、これらは労災保険給付の価値を実質的に高めている。しかも、基本的にはこうした保険給付に伴う負担が過失の有無に関係なく使用者に課せられてきたのであり、さらにこのたび通勤災害保護制度の実施による負担が新たに付け加えられることとなったのである。この使用者の負担こそまさしく無過失責任の名に値するものであろう。

われわれは、労災保険のこのような特質を理解し従来の改正方向を是認した上で、制度の調和ある発展をめざすべきである。個別使用者に対する損害賠償請求の余地を残したままこのうえさらに保険給付の増大を図ることは、無過失責任主義に基づき費用のほとんどすべてを負担している使用者に対しさらに過重な負担を強いることとなり、衡平の原則にもとることになる。

2 保険関係

数次の請負によって行われる建設の事業についても下請負人ごとに保険関係を成立させること。

3 災害

(1) 災害の範囲-業務災害は使用者の支配下において業務との間に相当因果関係を持って発生した災害とし、この原則に基づき労災保険法に業務災害の定義規定を設けるとともに、疾病を中心に客観的かつ科学的な業務上外認定基

準の整備、確立に努めること。

通勤災害は正常な通勤行為に起因する災害とし、定義規定の運用を厳正にすること。

- (2) 災害の認定－保険給付の請求に先立ち(または、保険給付の請求と合わせて)、業務災害または通勤災害であるという旨の認定を所轄労働基準監督署長に請求させる制度を設けること。使用者としては、災害認定を受けようとする者が作成した請求書に意見を記入するとともに、所轄労働基準監督署長が行った認定につき少なくとも労災保険審査官に対し不服申立てができるものとする。

(説明) 労働基準法においては、業務上外の認定は使用者が行うものとみなされ、使用者による上記不服申立ても認められている。しかるに、労災保険の災害認定にあつては、使用者はあたかも局外者であるかのごとくに扱われ、積極的な意志表示の途をふさがれている。現行労災保険制度の下においても、使用者は実質的な補償責任主体としての地位を何ら失うことなく災害の認定につき同制度上及び労務管理上の利害関係を有している。災害認定制度を上記のように整備することは、労災保険制度における使用者の地位を正当に評価し、合わせて労使間の均衡を図るゆえんである。なお、認定の不統一もこれによりある程度解消できると考える。

4 保険給付

- (1) 給付決定の原則－保険給付の内容は、国際水準等を勘案しつつ、受給権者の生活実態に即するように改善を図ること。
- (2) 療養補償給付－診療基準、診療報酬体系及び診療報酬審査制度を整備、統一すること。
なお、狭義の医療費以外の給付の額は実情に即し改善を図ること。
- (3) 休業補償給付－給付の額を支給率の改訂により引き上げること。
- (4) 障害補償給付－障害補償年金の額を引き上げるとともに、上位の障害等級を中心に定額による若干の一時金の併給および年金の短期失権者(ただし、治療後おおむね3年以内に死亡によ

り失権した者)の遺族に対する若干の一時金の支給を新たに実施すること。

なお、障害等級表は実情に即したものとするよう整備を図ること。

- (5) 遺族補償給付－遺族補償給付の額を引き上げるとともに、最先順位の年金受給者に対して若干の一時金を併給することとし、合わせて遺族補償一時金についても若干の改善を検討すること。
- (6) 葬祭費－定額部分は将来とも実情に即し改善を図ること。
- (7) 長期傷病補償給付－療養補償給付及び休業補償給付に準じて改善すること。
- (8) 第三者行為災害－年金給付につき合理的調整方法を検討し、労災保険法に規定すること。

5 長期傷病補償給付と解雇制限

業務上の傷病により療養のため休業中の解雇制限は、長期傷病補償給付の決定に関係なく、療養開始後3年を限度とする。

(説明) 労働基準法第19条第1項但書前段の規定は療養開始後3年を経過したときに使用者が自らの意志で打切補償を行うことにより休業中の労働者に対する解雇制限を解除される趣旨である。現行労災保険制度においては、諸給付の支給要件は療養期間の長短と無関係に定められ、打切補償はこれらの中に発展的解消を遂げている。長期傷病補償給付も実質的には療養補償給付及び休業補償給付の延長されたものであり、制度内では同給付の独自性はほとんど見られない。同給付はむしろ運用上その決定要件が厳格にされることにより労働基準法上の解雇制限を強化しているのが実情である。これは明かに本末を誤るものであり、労働基準法及び労災保険法の規定は上記の原則に基づき整備されなければならない。なお、3年間の解雇制限は世界に例を見ない長期間のものである。

6 保険施設－保険給付との区分を最整理すること。

7 費用の負担

- (1) 保険財政方式－現行の修正賦課方式を建前とし、法律に規定すること。

- (2) メリット制-保険料(率)の増減割合を大きくすること。
- (3) 国庫の負担-業務取扱費の全額及び労働福祉事業団出資金の相当部分を負担すること。

8 その他(行政運営に関する事項)

- (1) 有期事業-事業主が同一人であれば、保険料率が異なる場合でも保険関係の一括ができることとする。
- (2) 海外派遣者に対する適用-出向による場合を除き、制度を適用すること。
- (3) 支給制限-支給制限事由を過度に制限しないこと。
- (4) 自動車損害賠償責任保険との支払事務の調整-自賠責保険の支払いを先行させる取り扱いを廃止し、労災保険の支払いを先行させる取り扱いとすること。
- (5) 保険施設の設置-健康診断センター、労災病院及び労災リハビリテーション作業所を増設すること。
- (6) 収支率の算定基礎の通知-収支率の算定基礎となった保険給付の額の給付種類別内訳等を各事業主に通知すること。

1976(昭和51)年法改正

傷病補償年金

労災保険法の一部改正(第33回改正、昭和51年法律第32号)が1976年5月27日に公布され、同年7月1日から翌1977年4月1日にかけて施行された。

これは、従来の保健施設に代わる労働福祉事業の新設、従来の長期傷病補償給付を発展的に継承した傷病補償年金の新設、年金スライド基準の改正、厚生年金等との調整規定の改善、年金受給者等の給付内容の改善、海外派遣労働者に対する特別加入制度の適用拡大等を主要内容とするものだった。また、この法改正に併せて、1977年4月1日から特別給与を基礎とする特別支給金を新設する等、特別支給金制度の改正も行われた。

●労災保険審議会における審議等

1976年法改正に向けては、労災保険審議会で、前述した1973年12月の建議で「今後引き続き検討を続けるべきである」とされた事項を中心に労災保険制度全般にわたる検討を「労災保険基本問題懇談会」において継続した。また、1974年12月に雇用保険法が成立した際における衆参両院の社会労働委員会の附帯決議中の「中小企業等の倒産による不払い賃金の救済制度の確立について、早急に検討すること」に対する対処策に関する労働省からの問題提起も含めて審議が行われ、同懇談会は、40回にわたり検討を重ねた結果、1975年12月24日に労災保険審議会に報告が行われた。同審議会では12月25日に、同報告の趣旨に沿って制度改善をすみやかに行うべきである旨、「労働者災害補償保険制度の改善についての建議」を行った。これを受けて、労働省では1976年1月14日に、法律改正を要する事項について労災保険法の一部を改正する法律案要綱を作成して諮問、また、法律改正を要しない特別支給金制度の改善について「参考」として示した。労災保険審議会は1月14日に、この諮問を了承する旨の答申を行った。

1976年法改正については、労災保険審議会段階というよりも建議後に、労災問題に関心の高い単産・県評、安全センターや被災者団体からとくに、傷病補償年金適用の有無等を判断するために、療養開始後1年6か月経過後及びそれ以降毎年1月に提出を求める「傷病の状態等に関する届出/報告書」が治ゆ認定=労災打ち切りに悪用されるおそれや、傷病補償年金の創設が解雇制限の後退を促進するおそれが指摘されて、法改悪反対運動がまき起こった。「傷病の状態等に関する届出/報告書」の提出拒否やそれに対する労災保険給付支給差し止め問題等も生じている。

●審議会建議で示された「継続検討」事項

1975年12月25日の労災保険審議会の建議には、以下が含まれていた。

- ・(定期給与以外の賃金の)休業補償給付の算定基礎への算入は、休業補償給付の受給者についての雇用関係の存続を伴うことを考慮するとき不均衡が生じるおそれがあり、今後なお検

討する必要がある。

- ・長期傷病補償給付については、障害補償年金との均衡等を考慮し、引き続き検討を行うものとする。
- ・保険給付の水準については、今後なお引き続き検討をするものとする。
- ・年金給付については、賃金の年齢的な推移に配慮することが必要であるが、この点については、種々問題もあるので、なお引き続き検討するものとする。
- ・労災保険の制度改善、適用拡大等に伴い、今後における労災保険と労働基準法との関係を検討する必要がある。
- ・保険給付に関する不服審査については、現状における問題を認識し、その改善を図るよう検討するものとする。

●1980(昭和55)年法改正

民事損害賠償との調整

労災保険法の一部改正（第35回改正、昭和55年法律第104号）が1980年12月5日に公布され、一部は1980年8月1日または11月1日に遡って施行されたほか、1980年12月5日から1981年11月1日にかけて施行された。

年金給付等のスライド制の改善、遺族補償年金の給付率の引き上げ、労災保険給付と民事損害賠償との調整規定の整備等を主要な内容とするもので、これに先立って1980年4月から労災保険財政の健全化のために大幅な保険料率の引き上げが行われた。また、1980年から「介護料」の対象者の拡大その他労働福祉事業の改善が行われ、さらに、法改正にあわせて、遺族特別年金の改善、一時金たる特別支給金の引き上げ等も行われた。

労災保険給付と民事損害賠償との調整規定については、1981年6月12日に「民事損害賠償が行われた際の労災保険給付の支給調整に関する基準」が労災保険審議会の議を経て定められ、同年11月1日から同規定が施行された。

●労災保険財政の再建

1979年の第2次オイルショック以後、経済状況は一層厳しくなった。1977年法改正の際に労災保険料率の改正を見送ったこともあり、労災保険財政は1977～79年度に単年度赤字が続き、積立金も費消してしまった。このため、1980年には、「保険財政の悪化に伴う財政の再建が重視された」（林茂樹『労災保険経済の仕組みと実際』1984年）。法改正に先立つ大幅な料率引き上げとともに、財政方式と支払備金の算定方法の改正も行なわれた。

●労災保険審議会における審議等

1980年法改正に向けては、労災保険審議会の内部に設置された「労災保険基本問題懇談会」で1979年2月8日から12月7日まで21回に及ぶ検討を重ねた結果、12月17日に労災保険審議会に報告が行われた。同審議会では12月18日に、報告の趣旨に沿って制度の改善を速やかに行うべきである旨、労働大臣に建議した。労働省は1980年1月19日に、労災保険法の一部を改正する法律案要綱を作成して労災保険審議会に諮問、同時に、建議に基づき、労災保険財政の健全化を図るための保険料率の引き上げを内容とする省令案要綱も諮問した。労災保険審議会は2月4日に、以下の意見を付して了承する旨の答申を行なった。

- ① 労働福祉事業として行われる特別支給金についての不正受給者からの費用徴収、受給権の保護等に関し保険給付に準じた取り扱いを行うことについては、今後引き続き検討を行う必要があること。
- ② 労災保険給付と民事損害賠償との調整については、審議の過程で疑義の出された経緯もあるので、調整を行う上での具体的な実施の基準は等審議会の審議を経た上で定めること。

なお、この調整のあり方については一部に異議もあったところであり、被災労働者等の立場を慎重に配慮して適正に行われたい。

1980年法改正でもっとも大きな焦点となったのは「労災保険給付と民事損害賠償との調整」であり、「労災保険基本問題懇談会」の段階から、法改正反対運動がまきおこった。「財政再建」が重視された法改正で、使用者側の重点要望のひとつだっ

た民事損害賠償との調整が実現したことは象徴的であった。

労使から出された意見及び「労災保険基本問題懇談会」報告で「継続検討」とされた事項を紹介する。

●使用者側の意見

1979年8月9日 労災保険審議会使用者側委員「労災保険制度に関する意見(メモ)」

1 基本的考え方

(1) 労災保険の給付は、すでに国際水準に達しており、通勤災害給付のほか、従来の保険施設が労働福祉事業に拡大され、未払賃金の立替払い事業等まで実施されている現状にある。これは従来の高度経済成長下の保険料の伸びと保険給付の年金化さらい労働災害防止努力等とあいまって可能となったものともいえる。

しかし、低成長経済のもと、事業主の保険料負担能力には自ずから限界があり、年金支出をはじめ保険財政の将来見通しのうえに立って、制度の基本的見直しを行う必要があると考える。労災保険制度は、昭和52年度以降単年度収支において赤字となっており、その財政安定が最も重要な課題と考えられるが、保険料率の引上げが必要としても、現下の経済情勢等からして最少限度にとどめるべきである。

したがって、使用者側委員としては、これ以上の給付水準の引上げは、一部の手直し程度にとどめるべきものと考えている。

(2) また、以上の状況等から、労災保険事業運営の効率化を進める必要がある、この際労働福祉事業については再整理し、その合理化を図るべきである。さらに、国も応分の負担を行う必要がある。

(3) 一方、労働災害防止の一層の推進が要請されるところであり、メリット制について、事業主の災害防止努力が明確に料率に反映されるよう料率の増減幅の拡大に務めるべきである。

2 その他当面検討を要すると考えられる事情は次のとおり。

(1) 民事損害賠償と労災保険給付等との調整合

理化-労災保険法に基づく保険給付及び特別支給金について、民事上の損害賠償額算定の場合、これらを控除することを明確にするよう法規定を整備すること。

(2) 使用者の不服申立について-保険給付に関する不服申立について、使用者にも審査請求人適格を与えるよう制度化を図ること。

(3) 海外派遣者の取扱いについて-いわゆる出張と特別加入対象の海外派遣との区分の明確化を図り、この場合出張の範囲を広くするよう取り扱われたいこと。

なお、海外派遣者の給付基礎日額、保険料率等についても検討すること。

(4) 産業医の活用-保険給付に関する認定等に際し、産業医の活用を図るよう検討すること。

●労働者側の意見

1979年8月9日 労災保険審議会労働者側委員「労災保険制度改善に関する検討事項」

1 業務上外認定のあり方-業務外の立証ができないものは業務上として扱うこと等。

2 通勤災害の取り扱い-業務上扱いとすること等。

3 施設給付と補償給付との関係-特別支給金等を保険給付とすること等

4 給付について

(1) 療養補償給付の改善-リハビリテーション給付の拡大、ハリ・キュウ・漢方薬のワクの拡大、付き添い費用の給付など。

(2) 休業補償給付の改善-第1日目から給付し、稼働時の実収を補償すること等。

(3) 傷病補償年金の改善-年金水準の引き上げ等。

(4) 障害補償給付の改善-年金・一時金の水準引き上げ、介護手当の支給等。

(5) 遺族補償給付の改善-年金・一時金の水準引き上げ等。

(6) 葬祭料の引き上げ-当面70万円を基準に引き上げること。

(7) スライド制の改善-5%スライドとし、毎年適用すること。

- (8) 給付基礎日額の算定方法の改善—一時金・その他の賃金を算定基礎に含めることおよび最低保障額の引き上げ等。
- (9) 時効の緩和—時効始期は受給資格を知り得た時とすること。
- 5 解雇制限の改善—労基法第19条但し書きなど関連規定の見直し等。
- 6 行政運用等の改善—審査の機構・運営の改善、目的外への資金流用の排除など。
- 7 その他全面適用の促進等

●基本懇報告で示された「継続検討」事項

1979年12月17日の「労災保険基本問題懇談会」報告では、「下記のような制度改善を行う必要があるとの結論に至った」に続けて、次のようにしていた。

「なお、給付水準の全般的な改善の可否に関しては、一部主要先進国の水準との比較や他の社会保険年金との関係等を中心になお慎重な検討を行う必要がある。その他、年功賃金体系の保険給付への反映、不服申立・審査制度のあり方、労働福祉事業のあり方等の諸事項についても、種々問題があり、直ちに結論を出すことは困難であるため、当基本問題懇談会としては、労災保険財政の推移をも見守りつつ、今後引き続き検討を続けるべきであると考えている」。

●労災保険財政の定期見直し

1980年度における料率・財政方式改正の結果、1981年度の決算上の収支は5年ぶりに黒字に転じ、また、3年ごとの財政の定期見直しの必要性が高まり、1986年度以降、定期見直しが定着化した。

●1986(昭和61)年法改正

年齢階層別最高限度額(年金)

労災保険法及び徴収法の一部改正(第44回改正、昭和61年法律第59号)が1986年5月23日に公布され、1987年2月1日から1988年4月1日にかけて施行された。

年金たる保険給付に係る給付基礎日額の年齢

階層別の最低限度額及び最高限度額制度の新設、通勤災害に関する保険給付の内容の改善、費用徴収制度の改正、メリット制度の改正等を主要な内容とするものである。また、上記の法改正にあわせて、特別支給金制度、労災就学等援護費支給制度等について所要の整備が行われたほか、労災保険法施行規則に「事業主の意見申出制度」が新設された。

●労災保険審議会における審議等

1986年法改正に向けては、1979年12月の建議で引き続き検討すべきであることが指摘された事項を含め労災保険制度全般の基本的問題について検討することを目的として、労災保険審議会の内部に「労災保険基本問題懇談会」を設け、1982年7月7日から1985年12月19日まで28回にわたり検討を行った結果、同年12月19日に報告が行なわれた。労災保険審議会は同日、同報告の趣旨に沿って制度の改善を行なうべきである旨、労働大臣に対し「労働者災害補償保険制度の改善について」建議した。労働省は1986年2月10日に、労災保険法及び徴収法の一部を改正する法律案要綱を諮問し、労災保険審議会は2月14日に了承する旨の答申を行なった。

1986年法改正でもっとも大きな焦点となったのは「事業主の意見申出制度の創設」、次いで「年金たる保険給付に係る給付基礎日額の年齢階層別最高限度額制度の新設」であり、「労災保険基本問題懇談会」の段階から、法改悪反対運動が取り組まれた。

前者については、1973年11月の関西経営者協会の要望に「事業主の不服申立制度の創設」も含まれており、また後掲のとおり、1984年12月13日付け日本経営者連盟「労災保険法改正に対する要望」の筆頭事項にも掲げられていた。結果的には、そのような法改正の要望は受け入れられずに、労災保険法施行規則の改正によって「事業主の意見申出制度」が新設されたのだった。

労使から出された意見、日本経営者連盟の要望及び労災保険審議会建議で「継続検討」とされた事項を紹介する。

●労働者側の意見

1982年9月16日 労災保険審議会労働者側委員
「労働者災害補償保険法、施行令、規則等の制度改善に関する検討事項」

- (1) 業務上外認定のあり方—業務外の立証ができないものは、業務上として取扱うこと。
- (2) 通勤災害の取り扱い—業務上扱いとすること。
- (3) 施設給付と補償給付との関係—特別支給金等を保険給付とすること等。
- (4) 諸給付について
 - ① 療養補償給付の改善—リハビリ、職業訓練、雇用など被災者の社会復帰に対する一貫した施策の確立。ハリ、キュウ、漢方薬のワクの拡大。付き添い費用の給付。移送費の拡大
 - ② 休業補償給付の改善—待機期間をなくして第1日目から給付。稼働時の実収を補償すること等。
 - ③ 傷病補償年金の改善—年金水準の引上げ等。
 - ④ 障害補償給付の改善—障害等級、格付けの見なおし。年金・一時金の水準引上げ。介護手当支給の等級枠の拡大と支給額の引上げ。
 - ⑤ 遺族補償給付の改善—年金・一時金の引上げ等。
 - ⑥ 葬祭料の引き上げ—社会情勢の推移に応じて(当面80万円を基準に)引上げること。
 - ⑦ スライド制—年金、休業を問わず5%スライドとし、毎年適用すること等。
 - ⑧ 給付基礎日額の算定方法等の改善—一時金、その他の賃金を算定基礎に含めること。最低保障額の引上げ。
 - ⑨ 時効の緩和—時効の始期は受給資格を知り得た時とすること。
- (5) 解雇制限の改善—労基法第19条但し書きなど関連規定の見なおし等
- (6) 行政運用及び関連法令等の改善—不服審査機構、運営の改善
法令の目的、主旨とは異なる部分への資金流用
- (7) その他—全面適用の促進等

●使用者側の意見

1982年9月16日 労災保険審議会使用者側委員
「『基本問題懇談会』において検討すべき事項」

(1) 我が国経済は今年に入って容易ならぬ事態になり、輸出が2月以降対前月比でマイナスを続けているのをはじめ、鉱工業生産、出荷の伸びも著しく鈍化し、製造業の稼働率は4月に82%、6月には77%に低下するなど、今後の成行きには深刻な不安を禁じ得ない。こうした情勢の下で事業主の保険料負担は現行料率のままでも極めて重いものとなっている。

かかる現状に鑑み、労災保険制度の基本問題を審議するに当たっては、まず現在及び将来の保険財政について十分な検討を加え、その健全化を図ることが先決問題である。

なお、我が国の労災保険給付は国際的に遜色ない水準に達しており、前期の事情に照らしても、給付水準の引上げの議論は軽々になすべきではないと考える。

(2) 上記の前提に立った上で検討すべき事項を挙げれば次のとおりである。

- ① 労働福祉事業の抜本的見直し—この際、労働福祉事業を抜本的に見直し、不急の事業は整理する等、その合理化を図ること。
- ② 使用者の不服申立制度の創設—保険給付に関する不服について、使用者にも申立ての道を開くよう制度化を図ること。
- ③ 年金給付と他の公的年金との併給調整—労災保険の年金給付と厚生年金の老齢年金が併給される場合、減額調整がなされるよう規定を整備すること。
- ④ 海外派遣者の取扱いの改善—いわゆる出張と特別加入対象の海外派遣との区分を明確化し、出張の範囲を広くするよう取り扱うこと。
- ⑤ 産業医の活用—保険給付に関する認定等に際し、産業医の活用を図るよう検討すること。
- ⑥ その他—民事損害賠償と労災保険給付等との調整及び料率の増減額の拡大については、昭和55〔1980〕年12月の法改正において、一応の措置が講じられたところであるので、今回は、

特にとりあげないが将来更に改善を図るべく検討すること。

●日本経営者連盟の要望

1984年12月13日 日本経営者連盟「労災保険法改正に対する要望」

現在、貴省におかれては、労災保険法改正にむけて、労災保険審議会の基本問題懇談会において労災保険制度全般の基本的問題を検討されておられますが当連盟としては、下記の点につき労災保険法の改正をされるよう要望いたしますので、格別の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

現在の労災保険料率は全業種平均賃金総額の約1000分の12とされているが、今後、年金給付の受給者が増大するに伴い、現行給付水準をそのまま据え置いたとしても、保険料率は賃金総額の1000分の14ないし15まで引き上げざるをえないと見込まれている。

一方、わが国の労災保険給付は総合的にみて国際的にも遜色のない水準に達しており、被災労働者やその遺族はまことに気の毒な事情にはあるものの、実質的には就労時より手厚い保護を受け得る状態になっているのであって、厳しい経済情勢下、使用者の負担能力にも自ずから限界のあることを考え合わせれば、新たな負担増をもたらすような法改正には基本的に賛成しがたい。

法改正にあたっては、このことを前提とした上で、次のような現行制度上矛盾のある点の適正化、合理化を図るべきである。

1 使用者の不服申立制度の創設

現行の労災保険法においては、直接の利害関係がないということで労働基準監督署長の「保険給付に関する決定」に対し、使用者からの不服申立ては認められていない。しかしながら、①労働者の傷病が業務上と認定され、労災保険給付の支給決定がなされると、これを有力な理由として使用者に対し民事訴訟が提起され、裁判所においても右支給決定が業務起因性の判断上大きなキメ手とされていること、②とくに職業性疾病の業務上外認定について医証等が不十分なまま労働基準監

督署長の業務上の決定がなされる傾向にあること、③同様に職業性疾病の治癒認定が厳格になされず、不必要な者にまで療養・休業の補償がなされているケースがあること等を考えるならば、使用者にも労働基準監督署長の支給決定に対し、不服申立てができるような制度を設けるべきである。

2 労災保険給付と民事損害賠償との関係

労災保険給付と民事損害賠償との支給調整については、昭和55年12月の労災保険法の改正において一応の措置が講じられたところであるが、右改正による調整は完全調整ではなく、一定の調整期間経過後は再び同一損害についての二重てん補、二重負担という不合理が依然として生ずることになっている。については、労災保険給付と民事損害賠償との完全調整を可及的速やかに実施すべく再度の制度改正に着手すべきである。

なお、欧米諸国にみられる如く労災保険給付がなされたときは、労働災害に対する民事損害賠償を原則として否定する制度をとることを検討すべきである。

3 労災年金と厚生年金の老齢年金との併給調整

同一支給事由により労災年金と他の公的年金とが併給される場合には、労災年金の額を一定割合で減額し調整がなされているが、労災年金と厚生年金の老齢年金との併給の場合には減額調整がなされず両年金がそのまま全額支給されており、その結果、退職時の賃金収入を上回る支給を受ける被災労働者の例もみられるに至っている。

については、労災年金と厚生年金の老齢年金とが併給される場合にも、同一支給事由による労災年金と他の公的年金の併給の場合と同様に減額調整がなされるよう規定を整備すべきである。

4 診査医制度の拡充

職業性疾病について正確な医学的判断を行うため、じん肺診査医制度のような診査医制度を創設すべきである。

5 労働福祉事業の根本的見直し

本年4月に発表された行政管理庁の「労働者災害補償制度の運営に関する行政監察結果に基づく勧告」の指摘にもあるように、この際、労働福祉

事業を抜本的に見直し、不急の事業は整理する等その合理化を図るべきである。

●基本懇報告で示された「継続検討」事項

1985年12月19日の「労災保険基本問題懇談会」報告は、次のようにしていた。

「(4) なお、制度の根幹に係る労災保険法と労働基準法との関係のあり方、業務上外の認定のあり方、障害補償一時金、特別支給金等諸給付の給付体系及びその内容のあり方、特別加入制度のあり方等の問題、あるいは他の制度との基本的な調整に係る労災年金と社会保険年金の全体としての支給体系のあり方、労災保険給付と民事損害賠償との調整のあり方、労働福祉事業のあり方等の問題については、今回結論に至らなかったが、これらについても引き続き速やかに検討を行ったうえで所要の措置を講ずるよう努めるべきものとする。」

●新設された事業主の意見申出制度

労災保険法施行規則第23条の2

事業主は、当該事業主の事業に係る業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害に関する保険給付の請求について、所轄労働基準監督署長に意見を申し出ることができる。

解説通達(昭和62年3月30日付け基発第174号)

第三 事業主の意見申出制度の新設

1 制度の趣旨

事業主は労働安全衛生法等の規定に基づき労働者の健康管理に責任を有する立場にあり、労災事故の一方の当事者でもあることから労働者災害補償保険審議会の建議(昭和60年12月19日)において、「保険給付請求事案に関する支給決定に当たり、労災事故の一方の当事者である事業主にも行政庁に対し意見の申出ができるようにする」べきであることが指摘された。

この建議を受けて、事業主は当該事業主の事業に係る業務災害又は通勤災害に関する保険給付の請求について所轄労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)に対し文書で意見を申し出ることができるものとした(新労災則第23条の2関係)。

この事業主の意見申出制度は、保険給付請求事案に関する処分が行われた後の不服申立制度ではなく、当該処分を行う際に保険給付請求事案に関する参考となるような客観的事実等を内容とする意見の申出があった場合に、これを参考資料として活用することとしたものである。

2 制度の内容

(1) 意見書の提出による意見の申出

事業主は、当該事業主の事業に使用される労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付の請求について、所轄署長に意見を申し出ることができるものとした(新労災則第23条の2第1項)。

この意見の申出は書面をもつて行い、当該書面(以下「意見書」という。)には事業主の意見のほか①当該事業の労働保険番号、②事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地、③業務災害又は通勤災害を被つた労働者の氏名及び生年月日、④当該労働者の負傷若しくは発病又は死亡の年月日、を記載するものとされた(新労災則第23条の2第2項)。意見書の様式については定められておらず、上記の事項の記載があれば足り、その書式は任意である。

事業主の意見の申出は、当該事業主の事業の労働者に係る業務災害又は通勤災害に関する保険給付の請求について行うことができる。また、申出の時期については請求書の提出から何日以内といった期限は付さないが、制度の趣旨から、当該保険給付に関する支給又は不支給の決定(以下単に「決定」という。)がなされる前に行われることが必要である。

(2) 意見書の取扱い

事業主から意見書が提出された場合は、(1)の①から④までに掲げる事項が記載されていることを確認した上でこれを受理し、業務上外の認定等を的確に行うために参考となり得る客観的事実等が記載されている場合は、これを保険給付に関する決定に当たっての参考資料とする。事業主から意見の申出があった場合においても、保険給付に関する決定は所轄署長が主体的に行うものであることには何ら変わりはない。

事業主から意見書が提出された場合に、保険給付の請求者に対しその内容等を通知する必要はなく、また、保険給付の請求者が意見書の内容の開示を求めた場合でも、その内容を開示する必要はない。しかしながら、意見書については、その内容の真偽、適否を調査、確認する必要があることから、特に必要があると認めるときは、その内容に関し被災労働者その他関係者から事情を聴取する等必要な調査を行うものとする。

なお、事業主の意見申出制度の運用に当たっては、保険給付に関する決定がいたずらに遅延することのないよう配慮されたい。

また、事業主から意見の申出のあった保険給付の請求について決定を行った後、意見書を提出した事業主から照会があった場合には、当該決定の結果について説明を行うものとする。

■1990(平成2)年法改正 年齢階層別最高限度額(休業)

労災保険法等の一部改正(第46回改正、平成2年法律第40号)が1990年6月22日に公布され、1990年8月1日から1991年4月1日にかけて施行された。

主な内容は、年金・一時金のスライド制の改善、休業補償給付等のスライド制の改善及び最低・最高限度額の導入、農業の適用拡大などである。

●労災保険審議会における審議等

1990年法改正に向けては、1985年12月の建議で制度の根幹に係る労災保険法と労働基準法との関係のあり方等の問題について引き続き検討すべきであることが指摘されていたことから、労働省は1986年10月に労働基準法研究会(災害補償関係)に、労災補償制度に関する法律的諸問題を専門的に検討するよう依頼したところ、1988年8月に中間的な研究内容の報告が提出された。同月、労災保険審議会は委員全員からなる「労災保険基本問題懇談会」を設け、同年8月1日から1989年12月25日まで22回にわたり、この中間的な研究報告を参考資料としつつ、制度全般にわたって検討を

行った結果、同年12月25日に報告が行なわれた。労災保険審議会は同日、同報告の趣旨に沿って制度の改善を行なうべきである旨、労働大臣に対し「労働者災害補償保険制度の改善について」建議した。労働省は1990年3月7日に、労災保険法等の一部を改正する法律案要綱を諮問し、労災保険審議会は3月14日に了承する旨の答申を行なった。

以上の記述は、平成2年版「改定新版 改正労災保険制度の解説」の文章ほぼそのままののだが、実際の経過ははるかに波乱に富んでいた。「労働基準法研究会(災害補償関係)」の中間的な研究内容の報告は、①「年齢スライド」の導入、②介護補償給付の新設と引き換えに1・2級の障害補償年金の介護割増加算分等の廃止、③休業補償は療養開始後1年6か月までとし、以後は傷病の程度に応じた障害補償及び治っていない場合は療養補償を行う、④都道府県単位に労災専門医委員会を設置、⑤民事損害賠償との完全調整、⑥災害補償は労働基準法(第8章)によらず労災保険法によるべきである等、かなり使用者側寄りの、抜本的な法改正を提案したものであった。

これに対して、単産・県評、安全センターや被災者団体から反対運動が起こった。被災者団体等が研究会メンバーに実情を聞くよう迫り、ヒアリングが行なわれるとともに、研究会は1989年8月28日に、自らの報告について慎重な検討が必要と認め、短時日のうちに最終報告を提出することは困難とした「見解」を提出するに至った。結果的に、年齢階層別最低・最高限度額と1995年法改正による(介護割増加算分等の廃止と引き換えではない)以外、いずれの事項も実施されるには至っていない。このときの取り組みは、全国安全センター結成の背景となったものでもあった。なお、このとき労災補償制度問題研究会が組織され、『労災があぶないーわたしたちの提言』(1990年 東研出版)も出版されている。

労使から出された意見及び労災保険審議会建議で「継続検討」とされた事項を紹介する。

●労働者側の意見

1989年6月16日 労災保険審議会労働者側委員

「労災補償制度改正にあたって検討すべき事項」

1 業務上外認定制度について-近年の労働・生産態様の著しい変化、新たな労務管理の導入、新機器・物質および新技術の急激な導入下で労働者が被災した場合に、被災者がその被災原因を医学的、自然科学的に解明、立証することは不可能に近い。

このため、業務上外認定については、ILO121号勧告の考え方に沿って使用者、あるいは保険給付側が業務外と立証できない場合は業務上とすることをめざし、現行「2要件主義」を改めること。

2 スライド制について-現行年金給付の場合は6%スライド、休業補償給付の場合は20%となっているが、労働者の毎年の賃金変動を敏感に補償給付額に反映させるため、スライド制については賃金自動スライドに改めること。

3 通勤途上災害について

イ ILO121号条約に示されている考え方にもとづいて、通勤途上災害を業務上の災害とみなして補償する制度とすること。

ロ 通勤途上災害の適用範囲を見直し、特に単身赴任者のいわゆる金・土帰月来型の通勤災害、および単身赴任時の行程における被災等については早急に救済をはかること。

4 ハリ、灸、光線治療、漢方薬などを含む東洋医学の取り扱いについて-近年、東洋医学・医療の拡大、導入はめざましいものがあるにもかかわらず、労災補償面では健康保険等との均衡を考慮する余り、ハリ・灸治療制限に見られるように、機械的に制限する状況下にあるが、こうしたことは時代に逆行するものであり、現行制限については撤廃すること。

5 給付基礎日額の最低保障額について-給付基礎日額の最低保障額は、生活保障の強化および企業規模による保障格差の是正の観点から、大幅に引き上げること。

6 ボーナスを算定基礎とする給付について-ボーナス等特別給与を算定基礎とする給付については、最低保障額を新設し、特別給与の支給のない被災者にも適用すること。

7 認定体制・基準の見直しについて

イ 治癒、障害等級、死亡原因などの認定体制については、当該労働者および遺族の意見が反映するシステムの確立、情報の公開、適切な医学的判断などの視点から、「局医制度」のあり方をも含め再検討すること。

ロ 現行諸認定基準は今日の労働・生活環境等からして実情に沿っているとはいいがたいので早急に見直すこと。

また、このため労・公・使の意見が反映し得る機構と構成による専門家会議を速やかに設置すること。

8 不服審査時の決定、裁決について-保険給付にかかわる不服審査、再審査を求めた場合に3年~4年を要するのが通常といわれる状況は、被災労働者の早期救済、公平、迅速を目的とすることを規定した労災保険法の主旨を逸脱しており、こうした現状は早急に改善すべきである。

9 労災被災者のリハビリ等について-先天性・後天性、労働災害などを問わず国際的には障害者の全面社会参加が一般化し、具体化している今日、我が国はこの面の施策が著しく立ち遅れている。1983年にILOがリハビリ条約を採択した経過からして、被災者に対するリハビリおよび円滑な住生活の確保、職業訓練、職場復帰、雇用保障に向けた対策の確立を急ぐべきであり、リハビリおよび住宅整備援助等を給付対象とすること。

加えて、雇用保険、職業訓練の各事業との有機的関係を確立し、施設・人員などの確保を図ること。

10 重度障害者の死亡、および介護者対策について

イ 重度の障害、傷病による保険受給者が有していた業務上の被災自由を直接の原因としない死亡した場合に何等の保険給付もない現状については、多くの疑問がある。

そのため、重度の障害・傷病補償年金受給者に一定の余病（その障害・傷病に併発することが予測され、あるいはその頻度が高いなど）による死亡時には、業務上の死亡によるものとみなして保険給付の対象とすること。

ロ 重度の障害年金受給者が一定期間経過し、業務上の事由によらずに死亡した場合において、その介護にあたってきた家族に対し、遺族補償年金に見合う給付を福祉事業として実施すること。

11 特別加入制度の適用拡大について-労度組合の各級機関で一人専従の場合など、現行制度では適用対象とならない例があるので、特別加入の範囲を見直し、適切な適用拡大を行うこと。

12 その他

イ 労災補償制度、およびその具体的取り扱いの面で公務員と民間労働者では、不均衡・格差が存在しているため、公正化の視点から、合理的基準にもとづき、格差是正を図ること。

ロ 労働基準法（災害補償関係）を見直し、法定最低基準を引き上げること。

●使用者側の意見

1989年6月16日 労災保険審議会使用者側委員「今後の労災補償法制のあり方についての検討に対する要望」

労災保険基本問題懇談会における今後の労災補償法制のあり方についての検討にあたっては、労働基準法研究会の中間報告で提起された事項のほか、下記の事項について検討され、その実現が図られるよう要望いたします。

記

1 労災保険給付と民事損害賠償との調整-業務災害に対する保険料の負担者としての使用者が受ける利益は、その給付によってその業務災害に係わる責任をまぬがれることができることにあるので労災保険給付と民事損害賠償との調整にあたっては、逸失利益について完全な調整を行うことはもとより、企業による法定外（上積み）補償を含めて、慰謝料についても調整を行うこと。

2 労災年金と厚生年金との調整-労災補償について稼働能力の損失が客観的に認められない状況についてまでなされることは、労災補償制度の主旨からみて不合理であるため、労災年金と厚生年金との調整にあたっては、老齢年金に

についても調整を行うこと。

3 使用者による不服申し立て制度の創設-保険料を負担する使用者として、労災保険給付が適正になされるよう労働基準監督署長の支給決定について重大な損害を有することはもとより、支給の有無が人事配置、安全衛生管理、法定外（上積み）補償等労務管理の実施に重大な影響を及ぼすことが必至であるため、使用者についても労働基準監督署長の支給決定に対して不服申し立てができる制度を設けること。

4 労働福祉事業の抜本的な見直し-労働福祉事業については、適正な労働条件の確保を名目に、労災補償制度の趣旨をはるかにこえて実施されているため、労災補償制度の趣旨に沿って運営されるよう抜本的な見直しを行うこと。

5 余裕金の効率的な運用-本年4月から実施された労災保険料率の改正に伴い、今後労災保険業務上相当の余裕金が生ずることになるため、資金運用部への預証以外の方法によりその効率的な運用を図ること。

●基本懇報告で示された「継続検討」事項

1989年12月25日の「労災保険基本問題懇談会」報告は、以下のようにしていた。

「2(1) なお、重度障害者等に対する介護に係る補償のあり方、各種給付における被災時年齢等による不均衡の問題、支給停止の運用基準の見直しを含む民事損害賠償との調整のあり方、費用徴収基準の見直しの諸点については、時間の制約もあり、今回結論を得るに至らなかったが、これらについては引き続き検討を進め、早期に結論を得るよう努めるべきものと考えます。

(2) また、各種認定基準のあり方や医学的判断を必要とする事項についての認定体制のあり方、社会保険との調整のあり方、特別支給金のあり方、労働福祉事業や余裕金の運用のあり方等の問題についても、引き続き検討を深め、その結果に基づき所要の措置を講じていく必要があると考えます。」

●認定問題小委員会

上記(2)に関連しては、労災保険審議会に公労使各側委員3名で構成される「認定問題小委員会」が設置されて、1991年3月12日から1992年2月17日までに7回開催され、「労働者災害補償保険制度の適切な運用について」報告され、1993年1月20日付けで「労災保険審議会認定問題小委員会報告を踏まえた労災保険制度の適切な運用について」(基発第38号)が示されている。法令改正にはつながっていない。

●労災保険財政方式の改正

労働省は、1983年5月に労働基準局長の私的諮問機関として「労災保険支払備金等研究会」が設置され、1985年9月に報告書「労災保険における支払備金等保有金のあり方について」がまとめられた。続いて1986年2月に同じく労働基準局長の私的諮問機関として「労災保険財政研究会」が発足し、1987年10月に中間報告、1988年12月に最終報告がとりまとめられた。1988年8月1日の第1回「労災保険基本問題懇談会」に中間報告が報告・検討され、同年11月30日の第7回「労災保険基本問題懇談会」で主として新財政方式によるマクロの長期財政見直しや財政再検討の結果について検討され、新財政方式を採用して労災保険料率の定期見直しを行なうことが了承された。同年12月13日の労災保険審議会に新財政方式やそれに基づく労災保険料率の再検討結果の内容が諮問され、了承された。また、1989年1月25日の労災保険審議会に了承された新財政方式に基づく労災保険料率の定期見直し結果が省令案要綱として諮問され、諮問案どおり即日答申が行なわれた。

新方式は、①新規裁定年金受給者に係る費用について充足賦課方式を採用(創出される将来の年金給付に充てる費用は「積立金」として保有)、②既裁定年金受給者に係る費用について産業間相互扶助機能を強化(30年均等賦課方式)、③労働福祉事業に要する費用負担について労働者数に比例した負担にするものであった(岡山茂・浜民夫『新・労災保険財政の仕組みと理論』1989年)。

3年ごとの保険料率の定期見直しのルールが整理されたと言える。以降も、労災保険財政の決算

上の黒字と積立金の積立金の増額が2008年度まで持続することになる。平均労災保険率は、1989年度は引き上げとなったものの、以降、引き下げが続いている。

■1995(平成7)年法改正

介護補償給付

労災保険法等の一部正(第49回改正、平成7年法律第35号)が1995年3月23日に公布され、1995年8月1日から1997年4月1日にかけて施行された。

主な内容は、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容の改善、労働福祉事業の規定の整備拡充、海外派遣者特別加入制度の改善、メリット制の特例の創設などである。

●労災保険審議会における審議等

1995年法改正に向けては、労災保険審議会は委員全員からなる「労災保険基本問題懇談会」を設け、1993年4月28日から1994年12月16日まで18回にわたり、1989年12月の建議で引き続き検討課題になっていた問題を含め、制度全般の基本問題について検討を行った結果、1994年12月16日に報告が行なわれた。労災保険審議会は同日、同報告の趣旨に沿って制度の改善を行なうべきである旨、労働大臣に対し「労働者災害補償保険制度の改善について」建議した。労働省は1995年1月23日に、労災保険法等の一部を改正する法律案要綱を諮問し、労災保険審議会は1月27日に了承する旨の答申を行なった。

●労働者側の意見

労災保険基本問題懇談会に提出された労災保険審議会労働者側委員の重点要望(要旨)

- 介護補償給付の確立
- 業務上外認定の改善
- 障害等級認定の充実(障害の内容に身体面だけでなく精神面も盛り込む。振動障害など職業性疾病における障害等級の定義を設ける)
- 「健康・災害予防給付(仮称)」の導入(産業医の勧告に基づく休業に対する所得補償)

- 年齢間格差の是正
- 給付基礎日額の最低保障額引き上げ
- ボーナス支給のない労働者への特別支給措置
- 余病による死亡に対する救済措置（一定の余病による死亡を業務上の死亡とみなし保険給付の対象とする）
- 職場・社会復帰施策、日常生活支援対策の充実
- 他の社会保険給付との調整見直し（労災保険給付全額支給、他の社会保険給付調整方式に）
- 石炭業・鉱業等の保険料改定（産業規模が著しく縮小した業種についての引き下げ）
- 労働者性、特別加入対象者のあり方

●使用者側の意見

労災保険基本問題懇談会に提出された労災保険審議会使用者側委員の要望（要旨）

- I 別の場を設けて検討すべき事項
 - 労災保険と民事損害賠償との調整（逸失利益のみならず法定外補償、慰謝料についても完全調整）
 - 診療報酬基準（法令による基準統一と労災特掲料金の制限）
- II 当面検討改善すべき事項
 - 労災年金と社会保険年金との調整（調整の水準及び老齢年金との調整）
 - 給付内容等の見直し（遺族補償の子・孫の18歳未満要件の見直し）
 - メリット制のあり方（適用事業範囲とメリット枠の拡大）
 - 特別加入制度のあり方（海外派遣者特別加入制度の改善、特別加入者の給付基礎日額の上限額の引上げ）
 - 労働福祉事業のあり方（労災補償制度の趣旨をはるかにこえた事業運営の抜本的見直し）
 - 事務手続の簡素化

●基本懇報告に示された「継続検討」事項

1994年12月16日の「労災保険基本問題懇談会」報告は、以下のようにしていた。

「2 …なお、労災保険給付と民事損害賠償との現行の調整方式においては、労働災害による損害に対する二重填補がなされる可能性があること等の問題があるので、専門的な検討が行われる必要がある。

3 以上が当面の制度改善に関する基本的な考え方であるが、本懇談会での1年有余の議論の中で、とりわけ若年時被災者を中心とした障害（補償）一時金や給付基礎日額の年齢別最高限度額のあり方あるいは労災保険制度と厚生年金保険制度との調整方式に関する検討を進める中で、被災時年齢や給付時年齢等に応じた給付水準のあり方について整合性をもって議論することの重要性が一層強まってきたとみられる。これらの問題は、高齢期の生活費の基本的な部分を担うべき社会保障制度の将来像や労働者の高齢時における就業行動の動向等に深く関わる問題であり、引き続き検討すべきものと考えられるが、問題の複雑さ、広がり大きさ等にかんがみ、まずもって行政当局において基礎的データや考え方の整理を行い、できる限り速やかに本懇談会に提示することを期待するものである。

4 また、本懇談会では主として制度面の検討を行ってきたが、かねてから労災保険審議会でも議論のあった脳・心臓疾患等をめぐる労災認定のあり方を始め制度の運用面については、改善すべき事項について速やかにその実現を図るべきである。」

■2000(平成12)年法改正 二次健康診断等給付

労災保険法等の一部改正（第57回改正、平成12年法律第124号）が2000年11月22日に公布され、2001年4月1日から施行された。

主な内容は、労働安全衛生法による直近の定期健康診断等において、脳血管疾患または心臓疾患に関連する一定の項目について異常所見があると診断された労働者に対して、二次健康診断と特定保健指導の給付を行うものである。

●労災保険審議会における審議等

2000年法改正に向けては、労災保険審議会では「労災保険制度検討小委員会」において、1999年8月4日から2000年1月18日まで12回にわたり、労災保険制度における労働者の健康確保支援のあり方及び今後の労働福祉事業のあり方を中心に検討を行った結果、2000年1月18日に報告が行なわれた。労災保険審議会は同日、同報告を踏まえて労働大臣に対し「労働者災害補償保険制度の改善について」建議した。

なお、法律専門家により構成される「労災保険制度のあり方に関する研究会」が1998年秋に設置され、1999年10月に報告書をまとめている（公表されなかったため、安全センター情報で全文紹介）。これは、①保険給付による予防施策を導入する場合の検討課題、②年金における年齢による稼得能力への対応の選択肢、③労災保険と民事相納賠償との調整方法の選択肢等を扱ったもので、②③については「更なる/引き続き検討が適当/必要」とした。

●労働者側の意見

1999年9月30日 労災保険審議会における検討項目についての労働者側委員の意見

□ 連合総合労働局長 松浦清春

- 1 労災保険制度において、健康確保対策を強め、予防給付の導入をはじめ、制度の適切な改善を検討すること。
- 2 労災未加入事業所の一掃をはかり、「労災かくし」対策の強化を行なうこと。
- 3 雇用・就業機会の多様化等に対応し、労働者の定義を適切に拡大し、実質的に労働者と同様の業務に従事しているものは保険の対象とすること（シルバー人材センターの会員の一部など）。
- 4 じん肺症について、合併症の認定基準や考え方を改善し、「管理3」のものが肺ガンを発症した場合も給付対象とするなどの見直しを行うこと。
- 5 このほか、障害等級の認定基準の見直し、ハリ・灸等の東洋医学の適用の扱いの改善などを行うこと。

□ 全国建設労働組合総連合書記長 佐藤正明

建設業における「手間請け従事者」に関する労災保険の適用の判断

- ・ 「手間請け従事者」の「労働者性」の判断を行う際には、平成8年3月25日に発表された「労働基準法研究会労働契約等法制部会労働者性検討専門部会報告」に示された判断基準に基づいた判断を行なうこと。また、これについて、各労働基準局・監督署に対しても適確かつ十分な指導を行なうこと。

建設業従事者に対する「適用業種区分」

- 1 建設業従事者に対する労災保険の適用については、現在行なわれているような「適用業種区分」の細分化をやめ、建設業で従事する者についてはその全てが「建設」の区分で労災保険の補償が受けられるようにすること。
- 2 上記1の実現に向けて、建設業で従事する各職種についてその就労実態を調査・把握し、それらが「あくまでも建設の請け負いに基づく作業」であることを認め、建設現場での労働災害はもちろん、作業場での加工時などの労働災害についても「建設」の区分での保険関係で補償を行なうこと。

●使用者側の意見

1999年9月30日 労災保険審議会における検討項目についての使用者側委員の意見

使用者側委員としては、関係団体等に対するアンケート調査等を踏まえ、労災保険審議会労災保険制度検討小委員会や本審等の場において、下記の項目について検討してほしいと考えている。

記

I 優先的に検討すべき項目

- 労働福祉事業の事業範囲の見直しと効率化
- 労災病院の機能、統廃合、民営化等の検討
- 労災年金と社会保険給付との調整のあり方の検討
- 労災保険給付（特別支給金、将来給付を含む）と民事損害賠償との完全調整
- 積立金の財政方式の見直し
- メリット増減率の引上げ（建設業を含む）等

II 優先的検討項目に引き続き検討すべき項目

(1) 適用のあり方

- 労災保険未手続事業場の解消
- 労災保険率適用事業細目表の括り方の見直し
- 労働保険継続事業一括適用の拡大
- 建設業における一括適用の廃止を含めた見直し
- 中小事業主、一人親方等の特別加入制度の弾力化
- 企業の分社化、吸収合併等への対応

(2) 法定給付のあり方

- 被災者の過失責任又は業務外の事情を反映した給付制度への抜本見直し
- 賃金スライドのあり方の見直し
- 第三者行為災害の場合で、実質的な休業補償が100%を上回るケースの調整
- メリット制の増減率計算における、複数の事業主の下で就労した者(じん肺、振動病等)の取扱いの見直し
- 帰国外国人の障害年金等の給付の見直し

(3) 通勤災害のあり方

- 建設業の工事現場への往復の業務上災害の取扱いの見直し

(4) 業務上外認定のあり方

- 認定基準の厳正かつ迅速な運用等(認定基準の運用が監督署によって差が大きい現状の改善、「駆け込み寺」的な医師・病院の診断結果の取扱いの改善、業務上外の認定業務への監督官の参画の検討、症状固定の診断をしないケースへの対応)
- ホームオフィス業務の認定のあり方の検討
- 同一障害で男女の障害等級が異なるケースの改善

(5) 特別加入制度のあり方

- 海外派遣者等の特別加入者の給付基礎日額等の見直し
- 事務組合委託義務付けの廃止

(6) 費用徴収基準のあり方

- 保険未成立及び保険料未納事業所の調査、指導の強化
- 不正受給者、故意又は重過失の事業主等からの費用徴収等の強化

Ⅲ 事務手続きの簡素化等

○事務手続きの簡素化

- ・届出様式及び手続きの省略化・節素化
- ・事務処理の迅速化
- ・各種届出書類の電子化の実施
- ・概算及び確定保険料の申告納付期限の見直し
- ・単独有期事業の申告書の全国共通化
- ・労働保険番号の記載なしの有期事業保険料申告書の提供
- ・同一事故による複数人数の給付申請の際の提出書類の簡素化

○情報開示

- ・労災保険制度全般の運営状況
- ・特別支給金制度の運用状況
- ・労働福祉事業の結果の情報公開と評価システムの検討
- ・積立金の運用状況
- ・メリット適用事業所に対する3年間の収支率算定の内訳
- ・労務比率の算出根拠
- ・障害認定の事業主への通知
- ・インターネットによる各種データの開示

○その他

- ・医療機関の過剰治療の監視体制強化
- ・じん肺管理区分決定のあり方

●小委員会報告に示された「継続検討」事項

2000年1月18日の「労災保険制度検討小委員会」報告は、以下のようであった。

「3 本小委員会においては、過去の審議会における建議において指摘を行った事項と併せて、労使各側から労災保険制度に関連する要望事項の提出を求め、そのうち優先的に検討すべきものとして、以下の事項について対応の在り方の検討を行った。これらの事項については、以下のとおり、さらに検討を深め、あるいは、運用上の対応を図るべきであると考えられる。

なお、使用者側からは、優先的に検討すべき事項以外の事項についても要望が提出されているところであるが、これらについては、別途の機会において改めて労使各側から要望事項の提出

を求めた上で検討を行うことが適当である。

- (1) 給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額については、平成12年度の設定時には限度額の設定方法を改善する方向で検討を行う。
- (2) 労災保険給付と民事損害賠償との間の調整の在り方については、法律の専門家による検討結果を踏まえ、引き続き検討を進める。また、社会保険給付との間の調整の在り方については、老齢厚生年金など他の公的年金の制度改革の動向も勘案しつつ、引き続き検討を行う。
- (3) 未手続事業や「労災かくし」対策、あるいは適用業種区分や労働者性の判断については、労災保険制度を運営する上での基本事項であり、必要に応じて地方機関に対する指導、周知を図り、引き続き適正な実施に努める。
- (4) じん肺症患者に発生した肺がんの補償の在り方や障害等級の認定基準については、新たな医学的知見等を踏まえつつ検討を行う。また、はり・灸等の東洋医学の適用の取扱いについては、健康保険制度における取扱いの今後の動向を見守りつつ、必要に応じ対応を図る。
- (5) 建設の事業におけるメリット増減率については、建設の事業における平均料率の上昇の可能性にも配慮しつつ、他産業並に拡大することについて検討を行う。
- (6) 労災事故が生じた責任は労災事故が発生した時点の事業主集団が負うべきとの観点から、現行の積立方式（充足賦課方式）は引き続き維持する。また、平成元年度からの30年間の計画で積立を行っている過去債務分については、当初予定を相当程度上回る額が積み立てられていることから積立の計画期間を延長すべきとの意見がある一方、保険料負担のさらなる転嫁を避けるため当初の計画を維持すべきとの意見があるため、引き続き検討を深める必要がある。
- (7) 複数の企業と雇用関係を有する、いわゆる「二重就職者」等が増大しているといわれているが、現行の通勤災害保護制度においては、就業の場所と就業の場所との間の移動中の災害については補償の対象となされていない。まずは、行政当局において、その就業実態や災害状況

等についての実態を把握することが望まれる。」

●2001年労災報告の適正化に関する懇談会

なお、2000年法改正の国会審議で建設業のメリット率拡大措置との関連で、衆議院労働委員会は「…いわゆる労災かくしの増加につながるのではないように…制度運用に万全を尽くすこと」と附帯決議を付けた。おりから全国安全センターのキャンペーンやマスコミや国会でも取り上げられるなかで、厚生労働省は2001年12月14日に「労災報告の適正化に関する懇談会」が開催されたが、2002年3月29日の第3回で終了し、「当面、同行為（労災かくし）の違法性に関する周知活動に重点を置く」ととされたようだ（「安全スタッフ」関連記事）。「少なくともゼネコンに限っては労災かくしなんてしていない。防止マニュアルまで作って対策を行っている」とする使用者側に対し、労働者側は「災害の多寡が金銭面に跳ね返るメリット制が労災かくしの温床になっており、使用者主導の労災かくしが言わせない」と訴え、労使の主張は平行線をたどったと伝えられている。

●労働政策審議会への統合

中央省庁再編に伴い2001年1月6日に、中央労働基準審議会や労災保険審議会、中央職業安定審議会などの13の審議会を統合して労働政策審議会が設置され、労働条件分科会労災保険部会が置かれた。厚生労働省ウェブサイトの審議会情報には、2004年5月18日の第7回労災保険部会以降の配布資料・議事録しか提供されていない。全国安全センターはこの機会に、まだ文書が保存されていた第1回（2001年2月1日）～6回（2004年3月8日）労災保険部会の配布資料・議事録を情報公開によって開示させ、<https://joshrc.net/archives/13854>で紹介している。これにより、2013年2月19日の第4回労災保険部会に、2012年8月と記載された同懇談会報告書が、労働側委員からの要望でようやく報告されていることもわかった。

●労災保険の民営化問題

また、2003年11月20日の第5回労災保険部会に

初めて、「総合規制改革会議で提起されている労災保険の民営化の問題」が報告された。結果的に同部会は、「労災保険の民間開放の促進について」、「公労使全員一致により」、「労災保険の民営化についての具体的な制度設計が示されていない中で、民営化によって生ずる問題点が明らかでなく労働者保護に与える影響も大きいと思われることから、民営化という結論を性急に出すことについては、反対である」というを「意見」を表明した。

●労災保険料率の設定に関する基本方針

なお、総合規制改革会議の第三次答申（2003年12月）において、「事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る」とされたことから、「労災保険料率の設定に関する検討会」が2004年5月から開催され、2005年1月14日に報告書（主な論点＝労災保険率・業種区分・メリット制）が公表された。これは、同年1月17日の第12回労災保険部会に報告され、「労災保険料率の設定に関する基本方針（案）」等について審議されて、3月25日に同基本方針が制定された。「労災保険料率の設定については、これまでの制度運営を通じて定着してきた一定の考え方に基づいて行われているが」、なお、「労災保険率改定に関する基礎資料の公開、決定手順のより一層の透明化が求められるとともに、業種別のリスクを正確に反映した労災保険料率の設定とはなっていないという問題提起」に応えたものとされる。

基本方針は、①業種別の設定、②改定の頻度（原則として3年ごと）、③算定（短期給付分は純賦課方式、長期給付分は充足賦課方式、業務災害の一定部分と非業務災害分等は全業種一律賦課方式）、④激変緩和措置等、⑤労災保険率改定の手続等（基礎資料公開と審議会の検討を経た決定）からなり、2006年度以降の労災保険料率の定期（3年ごと）見直しに適用されることになった。

報告書は、「事業主団体の一部から労働災害防衛努力をより一層保険料に反映させるため、メリット増減幅を拡大すべきとの要望がなされてい

ることからという理由で、メリット制についても取り扱い、これが2005年法改正におけるメリット制の拡大につながり、また結果的に「労災報告の適正化に関する懇談会」にもつながった。また、業種区分やメリット制について、いくつかの検討課題を指摘しており、これ以降、検討会を開催して検討したうえで、労災保険部会で審議し、見直しが行なわれるというパターンがつけられることになる。

●2006年労災報告の適正化に関する懇談会

また、前出2005年2月の労災保険部会報告、及び、国会審議で衆参両院の厚生労働委員会でも「建設業等の有期事業におけるメリット制の改正に当たっては、いわゆる労災かくしの増加につながることはないよう建設業関係者から意見を聴く場を設けるなど、災害発生率の確実な把握と安全の措置を図るとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図り、労災かくしを行った事業場に対しては司法処分を含め厳正に対処すること」との附帯決議がされたことを受けて、2006年4～6月に「労災報告の適正化に関する懇談会」が開催された。懇談会報告書は2006年8月にとりまとめられて、同年10月19日の第22回労災保険部会に報告されている。

■2005(平成17)年法改正 通勤災害保護拡大

労災保険法を含めた労働安全衛生法等の一部改正（第62回改正、平成17年法律第108号）が2005年11月2日に公布され、2006年4月1日に施行された。

主な内容は、通勤災害保護制度における保護の対象拡大（複数就業者の事業場間の移動、単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動）などである。

●労災保険部会における審議等

2005年法改正に向けては、「労災保険制度の在り方に関する研究会」が2002年2月から開催され、とくに通勤災害保護制度のあり方を中心に検討を

重ね、2004年7月5日に中間とりまとめが公表（厚生労働省ウェブサイトに掲載）された。これは、同年10月13日の第8回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会に報告され、第9～11回労災保険部会で「通勤災害保護制度の見直し等について」審議されて12月21日に報告が行なわれ、同日、審議会から厚生労働大臣に「労働者災害補償保険制度の改善について」建議されている。労災保険部会では、事務局から「論点」が示されて議論が行なわれているが、労使代表委員から文書で意見・要望等が提出されてはいない。このようなやり方は、以降、労災保険審議会時代とは異なる労災保険部会における審議の特徴となっている。

2005年2月3日の第14回労災保険部会に労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱が諮問され、同部会は同日、「有期事業に係るメリット制の拡大〔調整幅の拡大〕に伴い、建設業における労災かくしの増加を懸念する意見があったことを踏まえ、厚生労働省においては、関係者の協議の場を設けるなど労災かくし対策の一層の推進が図られるよう、適切に対処すること」としたうえで、妥当と報告。同日、労働政策審議会から厚生労働大臣に、安全衛生分科会の妥当とする報告と合わせて、「これらの報告内容を踏まえ、所要の法律案の作成に当たられたいこと」と答申された。

■2007(平成19)年法改正 社会復帰等促進事業

労災保険法を含めた雇用保険法等の一部改正（第65回改正、平成19年法律第30号）が2007年4月23日に公布され、2007年4月23日に施行された。

労働福祉事業を労災保険事業として行うことが適切と考えられるものに限定することとされ、労働福祉事業のうち労働条件確保事業を廃止するとともに、労働福祉事業という名称を社会復帰促進等事業に変更することとされた。

●労災保険部会における審議等

行政改革の重要方針（2005年12月24日閣議決定）の「特別会計改革の具体的方針」等におい

て、労働保険特別会計による労働福祉事業について「廃止も含め徹底的な見直し」を行うこととされた。これらを受けて厚生労働省は、2006年3月31日に「労働福祉事業見直し検討会」を開催、その後ワーキングチームを設置して4回検討を行ったうえで、同年8月7日に第2回検討会を開催して、「労働福祉事業の見直しについて」報告を取りまとめた。これは、同年10月19日の第22回労災保険部会に報告され、12月14日の第23回労災保険部会でも審議されたうえで報告が行なわれ、同日、審議会から厚生労働大臣に「労働福祉事業の見直しについて」建議された。2007年1月17日の第24回労災保険部会に雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱が諮問され、同部会は同日妥当と認めると報告。同日、労働政策審議会から厚生労働大臣にその旨答申された。

●労災保険財政検討会の中間・最終報告

2010年6月の厚生労働省省内事業仕分けにおいて、労災保険業務については、「積立金の額が適正なのか国民に分かりやすく説明すべき」、「積立金についてさらに多角的に検証すべき」とされ、また、2012年度には3年に一度の労災保険率の改定を控えていることから、2010年10月12日以降「労災保険財政検討会」が開催され、2011年3月4日に「中間報告-積立金・メリット制」が公表されるとともに、第43回労災保険部会に報告された。中間報告は、労災年金の現行の財政方式（積立方式）は妥当とおしたうえで、今後も十分な説明をするよう努力すべき。また、メリット制を適用する事業場の範囲は1986年改正以来据え置いているが、適用割合の変化などを踏まえ、適用要件を検討する必要がある。適用範囲を拡大する場合には、増減幅の工夫も必要、等とした。

労災保険財政は、2009～13年度の5年間は単年度決算上の収支が赤字になったものの、積立金の充足率は2009年度及び2011年度以降、100%を超える状況が続いている。

「労災保険財政検討会」は引き続き、前出の2005年1月14日の「労災保険料率の設定に関する検討会」報告書で「検討することが望まれる」とさ

れたていたことから「業種区分」について検討し、2011年6月28日の第45回労災保険部会に「最終報告書-業種区分」を報告した。

以上を踏まえた徴収法施行規則改正案が2011年12月6日の第46回労災保険部会に諮問され、12月15日の第47回労災保険部会で妥当と認める旨答申されて、2012年4月1日に施行された。この改正では、労災保険率の改定とともに、有期事業に関するメリット制の適用要件の確定保険料の額の要件が大幅に引き下げられた。

●労災保険の事業の種類/業種区分検討会

その後も、2013年に「労災保険の事業の種類に係る検討会」が開催され、同年3月27日の第51回労災保険部会に報告された。①事業の種類（業種）の区分を見直すための基本方針、②製造業に係る業種の区分の整理、③「事業の種類の詳細」の再編等を検討したものである。

2018～2019年には「労災保険の業種区分に関する検討会」が開催され、2019年4月5日に公表され、5月16日の第75回労災保険部会に報告された。

●労災保険財政懇談会

2016年11月の行政改革推進会議「特別会計に関する検討の結果のとりまとめ」で「責任準備金の算定にあたっては、経済情勢等の動向を踏まえ、賃金上昇率、予定運用利回りの設定方法などについて不断に検討を行う必要がある」と指摘されたことを受けて、2017年10月に「労災保険財政懇談会」が開催された。これは、同年12月18日・12月21日の第68回・第69回労災保険部会で報告されているが、結論は、労災保険率改定における表示方法を改めるが、責任準備金の算定方法や労災保険の財政方式等については変更しないという趣旨であった。第69回部会には「労災保険財政懇談会の概要（論点と主な意見）」が示され、「労災保険財政について、一度限りの懇談会では課題の解決や問題点の洗い出しは困難。懇談会を定期的に開催することで、様々な課題や制度の改善に向けた提案を議論できると考えられる」、「責任準備金の算定方法と財政方式のあり方との関係を整理

し、今後、財政方式のあり方も含めて、引き続き懇談会を開催することが必要」等とされていた。

■2020(令和2)年法改正

複数就業

労災保険法を含めた雇用保険法等の一部改正（第76回改正、令和2年法律第14号）が2020年3月31日に公布され、2020年9月1日に施行された。

複数事業労働者の労災保険給付について、①複数の就業先における業務上の負荷を総合的に評価して労災認定を行う、②全ての就業先の賃金額を合算して保険給付額を算定することとなった。

●労災保険部会における審議等

「働き方改革実行計画」（2017年3月28日働き方改革実現会議決定）で、複数の事業所で働く方の保護等の観点や副業・兼業を普及促進させる観点から…労災保険給付の在り方について、検討を進める」とされた。その後、「未来投資戦略2018」（2018年6月15日閣議決定）で、「副業・兼業の促進に向けて…労災補償の在り方等について…労働政策審議会等において検討を進め、速やかに結論を得ること」とされた。さらに、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的辞表活動に関する実行計画」（2019年6月21日閣議決定）で、「副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、速やかに結論を得る」とされた。

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会では、2018年6月22日の第70回以降「複数就業者への労災保険給付の在り方について」審議され、2019年6月12日の第76回労災保険部会では、月23日に報告が行なわれて、同日、審議会から厚生労働大臣に「複数就業者に係る労災保険給付等について」建議されている。

●労災保険財政懇談会

2021年12月の行政改革推進会議「特別会計に関する検討の結果のとりまとめ」において再び、「責

任準備金の算出根拠となる賃金上昇率や運用利回りについては、設定値と実績値とが乖離していることから、妥当性について検証を行うとともに、その適正水準について引き続き検討する必要がある」と指摘されたことを受けて、2023年1月に「労災保険財政懇談会」が開催されている (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29476.html)。

■過去と現在

法改正審議の変化

以上、きわめて粗い叙述だが、労災保険法の主な改正経過をみてきた。

わが国の労災保険制度は、発足当初から、保険収支の赤字に苦しめられた。それを救ったのは、経済情勢等を別にすると、メリット制と抱き合わせにして実現した労災保険率の引き上げであったらう。

しかし、保険財政の赤字に長い間苦しめられながらも、給付の年金化やILO条約・勧告水準の実現を中心にした労災保険制度の改善が、積み重ねられてきた。

ところが、とりわけ1980年代に、使用者側の要望を受け入れるかたちで行なわれる法改正が、労働者側にとつての重大な改悪としてたびたび争点になるに至った。これも、労働省にとっては、労災保険率の引き上げをともなった財政方式の改正と抱き合わせで、使用者側要望の一部を受け入れるという面が強かったことが主要な原因だったと思われる。メリット制も、1980年代に拡大している。

労災保険審議会が、基本問題懇談会を設置してまずは労使の要望をぶつけあい、公益側委員が中に入って調整するかたちで、一定の合意の目途が得られてから、本来の審議会に切り替えて、建議→法改正へ、という運営のされ方をしていたことも影響を与えていたと思われる。

逆に、1990年代以降は、それまでに労災保険財政方式とそれに基づく労災保険率の定期見直しの仕組みが基本的に確立するとともに、1992年度以降は労災保険率が一貫して引き下げられていることから、露骨に労災保険率引き上げと抱き合わせで使用者側の法改正要望を受け入れる必要がな

くなったということが言えるかもしれない。

1988年8月の労働基準法研究会（災害補償関係）中間報告は、かなり使用者側寄りの抜本的な法改正の実現とともに、労災保険審議会の運営を、事前の専門家検討会報告に基づいた審議・決定というスタイルに変えようという目的ももっていたかもしれない。この路線はただちには実現することができなかったが、2001年に労災保険審議会は労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会に移行した。

労災保険審議会から労災保険部会に移行してからは、会議自体や関係資料の公開等が大きく進んだ一方で、労使の主体的な法改正要望がかえって見えにくくなっているようにも思われる。

厚生労働省が選択した課題について、専門家研究会で検討された報告書が、労災保険部会で審議されて法改正へという運営が一般的になっている。

また、規制改革、行政改革、働き方改革等に係る政府の方針から影響を受ける場面も増えているが、そのなかでメリット制が拡大されている事実もみすごすことができない。例えば、規制改革からはじまった2004年の労災保険料率の設定に関する検討会が、「事業主団体の一部から要望がある」からという理由を付けてメリット制の拡大も取り上げるに至るなど、「水面下での使用者側の働きかけ」がうかがわれるものの、労災保険部会の資料ではわからないことも問題である。

この間のメリット制の拡大は、労働災害防止に資する効果が検証されていないことはもとより、抱き合わせで労災保険率の引き上げを事業主に受け入れてもらうことを意図したものでない。

使用者側から提起されていまでも実現していない主な問題は、①事業主の不服申立制度の創設、②労災保険給付と民事損害賠償との完全調整、③労災年金と社会保険年金との調整、などである。保険料認定を通じた事業主の不服申立を認める厚生労働省の動きを知ったときには、かつての亡霊が蘇ったのかとさえ思ったものであるが、この際、そのような動きの元凶ともいえるメリット制そのものを廃止すべきである。





労働安全衛生法令策定のためサポートキット
2022.1.13 国際労働機関 (ILO)

国のOSHシステムに関連した諸機関の 義務とOSHガバナンス文書

1. はじめに

【国際労働基準】

- 1947年労働監督官条約 (第81号)
- 1981年労働安全衛生条約 (第155号)
- 2006年労働安全衛生促進枠組み条約 (第187号)
- 2006年労働安全衛生促進枠組み勧告 (第197号)

第187号条約はすべての国に対して、国のOSHシステムを策定することを求めている。第1条 (b) は、国のOSHシステムを「労働安全衛生に関する国の政策及び国のプログラムを実施するための主要な枠組みを提供する基盤」と定義している。

第187号条約の第4条はILO加盟国に対して、もっとも代表的な使用者及び労働者の団体と協議したうえで、労働安全衛生のための国のシステムを策定し、維持し、漸進的に発展させ、及び定期的に見直すことを求めている。

国のシステムの諸要素は、第187号第4条に規定されており、以下のとおりである。

- ▶ 社会パートナーとの協議
- ▶ OSH法令
- ▶ OSHに責任を有する当局
- ▶ 監督システムを含めた遵守メカニズム
- ▶ 企業における協力を促進する仕組み
- ▶ OSHに関する国の三者構成助言機関
- ▶ OSHに関する情報・助言サービス

- ▶ OSH訓練
- ▶ 労働衛生サービス
- ▶ OSHに関する調査研究
- ▶ 労働災害・職業病に関するデータの収集・分析
- ▶ 関連する保険・社会保障制度との協力
- ▶ MSMEs [中小零細企業]・インフォーマル経済のための支援メカニズム

【役に立つツール及びリソース】

2012年ILO「労働安全衛生の国のプログラムに関するトレーニングパッケージ」モジュール2「国の労働安全衛生システムの導入」

2. OSH能力を有する機関を設立する場合の主要な検討事項

運営のために公的資金を必要とする公的または半官半民の機関は法的根拠をもっているはずである。機関を規制する場合に、法令は通常以下のことを規定する。

- ▶ 設立
- ▶ 目的、権限、機能及び義務
- ▶ (資金調達とスタッフを雇用・従事・任命する機関の能力を含めた)リソース
- ▶ 説明責任

多くのOSH法が、OSH責任を有する機関の目的・権限・機能・義務、また時にはその設立について規定している一方で、そのリソースと説明責任は通常、行政法で規定されている。OSH法がさらに、OSHに責任を有する機関のガバナンスの側面を規

定している場合もある。

OSH責任を有する機関の設立

与えられた法的枠組みのなかで、OSHに責任を有する公的機関は、直接OSH法を通じて、または特別な法律を通じて、大臣命令によって設立・組織される場合もある。OSH能力を有する公的機関を創設するのに用いられる法的文書は通常、その構造・構成・機能を概述する。

OSH責任を有する機関の目的・権限・義務

関連する公的機関は通常、それを設立した法律のなかで規定された権限と機能をもっている。しかし、OSH関連義務はまた、OSHシステムについて規定しているOSH法令のなかで規定される場合もある。

第187号条約とそれに付随する第197号勧告は、国のOSHシステムの諸要素を規定している。機関には通常、以下を含め、これらの要素を発展させる機能が割り当てられる。

- (a) もっとも代表的な使用者・労働者の団体と協議たうえで、実施規則、実施規範や技術的基準を含め、国のOSHプロファイル、政策、プログラム及び法令を策定すること
- (b) 監督システムを通じたものを含め、OSH法令の遵守を監視・確保すること（OSH法令の執行に関するセクションX参照）
- (c) 労働者・使用者の団体及びその他の関係者と協議を行い、協力すること
- (d) OSHを組み込んだ労働協約の促進を含め、職場関連予防措置の不可欠の要素として、管理者、労働者とその代表の間の協力を、事業場レベルで、促進すること（OSHに関する労働者代表に関するセクションV参照）
- (e) データ収集のためのシステム（OSHデータ収集システム：記録、通知及び統計に関するセクションIV参照）、最新の関連する国際的体系と互換性のある分類体系の使用の可能性を含め、OSH統計の分析・公表の用意を確立すること
- (f) OSH法令のもとでの義務保持者やその他の関係者にOSHに関する助言・情報を提供する

こと（機関のウェブサイトや電話またはオンラインホットラインを通じてなど）

- (g) OSHに関する調査研究を促進・支援すること
- (h) OSH専門家のためのOSHカリキュラムを確立すること（サポートのキットのセクションVIII参照）
- (i) 労働衛生サービスを開発すること（労働衛生サービスに関するセクションVII参照）
- (j) 教育・職業訓練のなかでOSHを主流化すること
- (k) （予防など）関連する機能の提供、ガバナンス理事会の構成と議長権、及び資金調達源を含め、労働関連傷害、疾病または死亡に対する補償メカニズムを創設すること
- (l) MSMEs及びインフォーマル経済におけるOSH状況の漸進的改善のための支援メカニズムを設定すること
- (m) OSH能力を有する他の公的機関と連携すること

OSH法令はまた、公的機関が何らかの他の機能を行使用することができるようにする、またはその他の法律（規則を含む）のもとで与えられている何らかの他の権限を行使用するための、規定を含めることもできる。公的機関はまた、OSH分野における国際関係にも責任を負う。

OSH責任を有する機関のリソース

公的機関は、その機能を効果的に遂行するために、自由に使える十分な財政的・人的資源を持たなければならない。一般的にOSH法のなかでこれらの資源について規定する必要はなく、代わりに、国家予算に関連する法律など、政府の目的のために広く適用される法令のなかで規定されるのが一般的である。

財政的資源

財源を提供するためには、様々な資金源が使われるのが典型的である。国の慣行は様々であり、公的部門団体の資金調達に関する政府の関連政策に左右される。

資金調達モデルには以下が含まれる。

- (a) 中央資金（すなわち年次予算計上）

- (b) ライセンスの申請・発行及び（職場監査など）
その他のサービスから得られる収入
- (c) 関連するOSH法の適用を受ける企業によって
支払われるOSH賦課金
- (d) 強制労災保険に支払われる保険料または
雇用保険・基金の予算の一部から引き出される
OSH資金
- (e) 担当機関または部局に対して支払うよう裁判
所から命じられる罰金及び関連する費用
予算計上によって提供される中央資金は、OSH
機関の費用を社会全体に負わせるものである。費用
回収は、OSH規制体系のもとにある義務保持者
に直接資金調達費用を負担させるものである。両
者の組み合わせも選択肢のひとつである。中央資
金は通常、年次予算計上のなかで提供され、予算
関連法令によって処理される。一方、費用回収の
仕組みは、OSH法令または支援法令のなかで規定
される必要があるかもしれない。

人的及びその他の資源

OSH責任を有する公的部門の機関は、その機
能を効率的かつ効果的なやり方で行うことができ
るように、必要なスタッフ、技術設備、交通手段及び
宿泊施設を備えていなければならない。

どのような資源が必要かを決定する際に、意思
決定者は規制任務の性質と規模を評価すること
が有用であると考えられるかもしれない。有用な措置に
は以下が含まれる。

- (a) 産業部門の規模・性質・分布及びそこで行わ
れる労働の種類
- (b) 規制任務の対象となる企業その他の者・実
体の数
- (c) 国の規模や職場へのアクセスの困難さを含
めた、地理的な考慮事項
- (d) 存在している労働組織や労使関係の種類と
それらの分布状況
- (e) 監督しなければならない労働現場の数
- (f) 最適な監督の頻度とそれらの相対的優先順位
（OSH指標やニアミスに関するデータがあれば、
優先順位の設定に役立てられるかもしれない）
- (g) 効果的な監督を確保するのに必要な技術的

スキルと設備

- (h) スタッフ（とりわけ監督官）に対する訓練と継続
的教育
- (i) 効率的かつ効果的な情報・支援・教育活動
及び起訴を含めた執行活動に必要なかもしれな
い資源

これらの要因の検討は、法令に基づいてなされ
る予算計上に影響を与える可能性があるが、実際
の決定とそれらの実施は一般的に行政によって行
われる。

OSH責任を有する機関の説明責任

ほとんどの公的機関は、確立された公的部門の
説明責任要求事項の対象である。OSH責任を有
する公的機関についての典型的な説明責任の仕
組みには通常、以下に示すものが含まれる。それら
は、公的機関のすべてまたはほとんどを対象とした
より幅広い法令に含まれていることが多いが、OSH
法令にも含まれている場合もある。

【チェックリスト】

OSH責任を有する公的機関についての説明責
任要求事項

- 通常、詳細な財務報告を含め、報告年度中の活
動、業績、傾向及び資源の使用状況を含んだ年
次報告書の作成
- 労働監督活動に関する年次報告書の作成（第
81号条約第21・22条で要求されている。機関の
年次報告書に含まれるかもしれない。）
- 年次財務報告書の作成
- 運営上の決定に関する行政的・司法的レビュー
の仕組み
- 担当大臣が公的間の運営に関する一般的指示
を出す権限が与えられている場合には、指示の
遵守に関する定期的報告書の作成
- （三者構成常任または助言委員会などを通じた）
社会パートナーと協議する要求事項
- 腐敗防止法令に基づく報告書の作成

3. 国のOSHシステムの枠内での OSH機関の設立とOSH法による その義務の規定

3.1 省、機関及び専門のOSH部局

第81号条約の第4条(2)(b)はILO加盟国に対して、労働安全衛生に責任を有する機関または団体、若しくは諸機関または諸団体を指定することを要求している。通常、労働や衛生を担当する省を含め、OSH能力を有する様々な省が存在している。

これらは、もっとも代表的な使用者・労働者の団体と協議のうえで、国のOSHプロファイル・政策・プログラムや実施規則・実施準則・技術的準を含めたOSH法令を策定する役割を担っている。

これらはまた、以下を含め、国のOSHシステムのその他の要素の策定にも責任を負っている場合もある。

- ▶ (機関のウェブサイトや電話・オンラインホットラインなどを通じて) OSH法令のもとでの義務保持者や地域社会に対するOSHに関する助言・情報の提供
- ▶ OSHに関する調査研究への資金提供または実施
- ▶ 統計を含め、労働災害・職業病に関するデータの収集・分析
- ▶ 注意喚起や訓練活動など、SMEsやインフォーマル経済におけるOSH状況の漸進的改善のためのメカニズムの支援

CEACR [条約及び勧告の適用に関する専門家委員会]は、労働を担当する省が、OSH政策の策定・実施やOSH法令の管理・執行を含めた、主要なOSH責任を負っているが、保健や社会サービスを担当する省も、とりわけ労働衛生サービスや傷病補償に関して、機能と責任を有しており、労働省・保険省・社会サービス省を統合している国もあると報告している。

CEACRはまた、多くの政府は、指定された国の機関は、専門のOSH機関または労働に責任を有する省内の専門のOSH部局であると届け出ている一方で、OSHガバナンスにおける労働監督官、保健省や社会保障機関の役割を強調している政府もあると報告している。

【政策の選択肢】

OSHに責任を有する中央機関の主な構成様式

- (a) 労働省内のOSH部局
- (b) 保健省内のOSH部局
- (c) 独立したOSH機関

【国の事例13】[省略]

【国の事例14】[省略]

【役に立つツール及びリソース】

- ILO「LEGOSH」のテーマ3.1「OSHの管理及び/または執行に関連した機関・プログラム」のもとで他の諸国のデータを入手可能
- 2013年ILO「労働省：比較的概観-歴史・権能・課題・世界規模データベース・組織的チャート」

3.2 労働監督

第187号条約の第4条(2)(c)は加盟国に対して、監督のシステムを含め、国の保冷の遵守を確保するためのメカニズムを確立することを求めている。労働監督は、労働法の遵守の監視及び執行を指定された公的主体である。

【政策の選択肢】

労働監督の主なガバナンス様式

- (a) 労働省内の部署
- (b) 労働省に対して報告する大きな自治権を有した機関
- (c) 政府または議会に対して報告する独立的な主体

労働監督の権能の範囲

- (a) 一般的：OSHを含め、労働条件と労働者保護に関連するすべての法的規定の監督に責任を負う
- (b) 専門的：OSHのみの監督に責任を負う
- (c) 統合システム：部署内の一定数の監督官がひとつのテーマを担当し、残りは別のテーマを担当する

一部の国では、労働法とOSH法の管理及び執行に責任を負う単一の労働監督が存在する一方で、専門的な諸機能をもった様々な労働監督が存在する国もある。(労働時間、賃金支払や妊婦・若年・実習生などの特定の労働者グループの保護を

扱う) 社会監督とOSH監督の区別とは別に、OSH部門内にさらなる専門性があることが多い(以下を参照)。社会保障の支払いの管理も労働監督の領域に含まれる場合もあるが、ほとんどの国では別の社会保障機関がそれを担当している。

(例えば危険物や有害物質の輸送と保管など) 特定のハザード・リスクに関するOSH法、または(例えば海事活動、鉱業や採石業、海洋石油や原子力発電、道路・鉄道・航空輸送など) 特定の作業部門におけるOSHに関する法律の管理に、異なる機関が責任を負っている場合もある。

専門的システムの主な課題は、どのように以下をするかである。

- ▶ 一般的労働法を管理する者を含め、異なる労働監督官または労働監督の間の協力の確保
- ▶ 監督官は自らの権限にのみ焦点を当てて調査を進める傾向があり、(OSHと雇用関係の間の関係、労働時間、差別、ハラスメントなど) 労働の異なる構成要素間の関係を観察しそこなうかもしれないことから、遵守問題に対処するための体系的アプローチに従うこと
- ▶ 異なる労働関連課題に関して、異なる個人・団体に対処しなければならない使用者の負担の最小化
- ▶ 規制の解釈やアプローチにおける一貫性のなさの回避
- ▶ 情報・証拠・データの共有に対する障害への対処
- ▶ 管轄権の重複への対処

一般的システムの直面する課題には、監督官が対象とするすべての課題に関する十分な知識と能力をもっていることを確保することが含まれる一方で、統合システムにとっての主な課題は調整でありそうである。

労働監督の建設的かつ機能的な様式は、連邦内の各州が独自の行政の仕組みを採用するかもしれない、連邦制においてより複雑であるかもしれない。州の規制当局に加えて、連邦政府も、国の管轄権内に特異的な、一般的な労働監督事項またはOSH事項について規制機関または規制諸機関をもっているかもしれない。このような場合には、管

轄をまたがった労働監督を可能にし、OSH問題が効果的に対処されるようにするための協力の仕組みが必要である。

労働監督は、典型的には、とりわけ民法諸国では、行政法と特別の労働監督規則によって確立及び規制されている。慣習法諸国では、とりわけOSH問題について別の機関がある場合には、OSH法のなかでOSH事項が大きく規制されているかもしれない。いずれにせよ、OSH法は一般的に労働監督官のOSHに関連した義務と権限を埋め込んであり、それについてはこのサポートキットのセクションⅧで検討する。

【国の事例15】[省略]

【国の事例16】[省略]

【国の事例17】[省略]

3.3 OSH問題を扱う国の三者構成助言機関

第187号条約の第4条(3)(a)は加盟国に対して、適当な場合には、労働安全衛生問題を扱う国の三者構成助言機関または諸機関を設置することを求めている。この機関は政府に、労働者・使用者団体やその他の関係者と協議を実施し、協力するための場を提供する。

CEACRは、社会パートナーとの協議は国のOSHシステムの機能化のために不可欠であることを想起し、多数の諸国における労働問題検討のための三者構成機関の確立を指摘し、これらの機関の協議と定期的見直しのためのフォーラムとしての可能性を強調している。

多くの国が、もっぱらOSH問題のみを専門に議論する国の三者構成機関を設立している。これは、全国三者構成OSH評議会または委員会であり得る。通常、政府及び使用者・労働者団体の代表で構成され、典型的には助言的役割を指定されている。国の三者構成機関は、(とりわけ財源が特に限られている国では) OSH問題を含めた労働問題一般を扱うため、またはもっぱらOSH問題のみを専門に扱うために設立されるかもしれない。

多くの国が、この三者構成機関を拡張して、

OSH協会や学術機関の代表、OSH能力を有する様々な公的機関、とくに労働監督と社会保障機関を含めている。一部の国の法律は、これらの委員会に女性が参加することも求めている。多くの場合、三者構成による国の機関は包括的なOSH法によって、またはこれが存在しない場合には労働法によって設立されるが、その構成と機能は実施規則で規定されるかもしれない。

もっぱらOSH問題のみを専門に扱う専門的三者構成機関が望ましいが、構成員が自国の具体的な国の状況においてよりよい選択肢と考える場合には、既存の非専門的な三者構成組織がOSHをその権能に加える場合もある。

【国の事例18】[省略]

【国の事例19】[省略]

【国の事例20】[省略]

【国の事例21】[省略]

【役に立つツール及びリソース】

－ ILO「LEGOSH」のテーマ8.1「国のOSH評議会、委員会または同様の機関」のもとで他の諸国のデータを入手可能

3.4 OSHに関する研究・情報主体

第187号条約の第4条(3)(b)及び(e)は加盟国に対して、適当な場合には、情報や助言サービスを提供し、OSHに関する調査研究を行うことを求めている。

CEACRは、情報の流れと利用可能性が依然として国の予防的安全衛生分化の重要な要素であることを想起し、各国政府に対して、使用者・労働者の団体と協議のうえで、情報・助言サービスの設立・強化を通じることを含め、包括的なやり方で、OSH情報が利用可能であり、アクセスしやすく、周知されていることを確保する措置を撮り続けるよう奨励している。

国の機関は、OSH調査研究、情報・助言サービスを実施するために、専門の公的研究センターを設立し、資源を配分することができる。多くの国が、この分野における調査研究を主導することを主な目的とした国のOSH研究機関を設立している。

【役に立つツール及びリソース】

－ OSH機関・研究所・組織に関するILOデータベースINTEROSHで、世界のOSH情報機関・研究所・組織の業務範囲、統治様式、資源や専門技術分野に関する広範な情報をみつけることができる。

－ ILOプロジェクト「労働安全衛生における国際的ネットワークの現代化」を通じてさらなるリソースを利用することができる。

調査研究機能は、国の主要なOSH機関のポートフォリオに統合されることもあるし、学術機関、OSH専門家の協会や諸団体のネットワークによって行われる場合もある。公的な専門的研究センターは、アメリカの国立労働安全衛生研究所の場合のように、OSH法によって設立することもできる。また、(韓国やフィンランドの場合のように) そのような機関の設立・運営・機能をもっぱら専門に扱う独立の単独法によって設立することもできる。

大規模な研究センターを設置することのできない国は、大学研究者や、また研究成果は他の国の同様な状況に対して転用できることが多いことから、それらの恩恵を受けられるように近隣諸国や先進国と協力することが推奨される。

【国の事例22】[省略]

【国の事例23】[省略]

【国の事例24】[省略]

【役に立つツール及びリソース】

－ ILO「LEGOSH」のテーマ8.1「国のOSH評議会、委員会または同様の機関」のもとで他の諸国のデータを入手可能

3.5 OSHサービスを提供する主体

第161号条約の第7条は、労働衛生サービスは民間及び公的な主体の双方によって組織することができ、それらは以下であるかもしれない。

▶ 保健所、(労働)衛生機関、病院、診療所などの公的機関または公的サービス

▶ 労災保険機関

【国の事例25】[省略]

さらなる情報については、セクションⅦ労働衛生サービスを参照されたい。

3.6 労働災害保険制度の調整

これらの制度は、労働災害・職業病の事例に対する給付を提供するものであり、また予防を支援するかもしれない。

通常、国の社会保障法が、労働災害・職業病の場合の適切な労働災害給付への労働者のアクセスについての労働者、使用者及び政府の権利と義務の詳細を規定している。社会保障法に含まれる労働災害雄府に関する規則は、国際労働基準、すなわち1952年社会保障（最低基準）条約（第102号）、1964年労働災害給付条約（表1は1980年に改正）（第121号）、1964年労働災害給付勧告（第121号）に沿ったものでなければならない。これらの場合、重複を避けるために、OSH法のなかで社会保障法への参照がなされる場合もある。

労働災害給付が社会保障法で規定されていない場合、労働者とその扶養者が労働に関連した病気、傷害や死亡について給付の資格があることを確保するために、OSHに短いが基本的な規定を設けることによってこの規制のギャップを埋めるかもしれない。

労働災害保険（EII）制度は通常、労働省が管轄する社会保障機関の権能の範囲内にある。一部の国では、（経済省など）別の省の下に置かれているが、共通の情報技術ネットワークを通じた協力、活動の調整やリアルタイムのデータ共有を促進するために、社会保障とOSHは同じ公的権限の下に置くことが好ましい。

以下の議論は、労働災害・職業病の被害者に適切かつ効果的な労働災害給付へのアクセスを提供するすべてのEII制度まだ実施していない諸国を対象としている。

【国際労働基準】

- 1952年社会保障（最低基準）条約（第102号）
- 1964年労働災害給付条約（表1は1980年に改正）（第121号）
- 1964年労働災害給付勧告（第121号）

第102号条約の第31条は加盟国に対して、社会保障システムの柱のひとつとして、労働災害給付の提供を確保しなければならないと規定している。第121号条約及び第121号勧告はもっぱらこの柱に関連したものである。

不測の事態の種類

第102号条約及び第121号条約（各々第32条及び第6条）は、労働災害・職業病から生じる可能性のある不測の事態に関連した最低基準を設定している。これらはとりわけ以下で構成される。

- ▶ 病的な状態、すなわち医療または関連するケアを必要とする何らかの状態
- ▶ そのような状態に起因し、国の法令によって定義される所得の停止を伴う労働不能
- ▶ 永久的なものとなるおそれのある、所得能力の全部喪失または規定された程度を超える所得能力の一部喪失、若しくはこれらに相当する能力の喪失
- ▶ 扶養者の死亡の結果として被る扶養の喪失
- ▶ （職場/雇用に関連した）病気

労働災害給付の種類

第121号条約の第9条によれば、上述した不測の事態に対処するために、以下の給付を利用できるようにしなければならない。

- (e) 病的な状態に対する医療及び関連する給付
- (f) 一時的または永久的な能力喪失及び死亡に対する現金給付（各々、能力喪失期間中の傷病給付、所得能力喪失の場合の障害年金、具容赦死亡の場合の遺族年金）

(a) 医療

第121号条約の第10条(1)によれば

- 「1. 病的な状態に対する医療及び関連する給付は、以下で構成されなければならない。
- (a) 往診を含め、一般医及び専門医による入院及び通院ケア
- (b) 歯科診療
- (c) 家庭または病院若しくはその他の医療施設における看護ケア
- (d) 病院、病後療養所、サナトリウムその他の医療

施設への収容

- (e) 必要に応じて修理・更新される補装具を含め、歯科、薬科、その他の内科用または外科用の治療材料
- (f) いずれの時点でも、医学的専門職に関連したもものとして法的に認められた他の職業の者が、医師または歯科医の監督の下に行うケア
- (g) 可能な場合には、職場における以下の手当
 - (i) 程度の重い災害を受けたものに対する応急手当
 - (ii) 負傷が軽微であり労働の中断を要しない者に対するその後の手当

第121号条約の第10条(2)は、災害を受けた者の健康と労働能力を維持し、回復または(これが可能な場合には)改善することを目的として、上述の給付が支給されなければならないと規定している。

(b) 現金給付と支給様式

第102号条約の第36条及び第121号条約の第14～21条は、一時的、永久的傷害または死亡の場合に保証されなければならない現金給付の最低レベルを定めている。

給付に適用される諸原則

- ▶ 所得能力の喪失と能力の喪失の判定は困窮を回避するやり方でなされなければならない。
- ▶ 一時的な能力喪失に対する給付の総額は災害前の労働者の平均賃金の割合であるが、第121号条約は60%を下回ってはならないことを求めている。
- ▶ 全部永久的障害給付は一時的障害給付と同じ割合で支払われ、部分的永久的障害給付の額は障害の程度に応じて比例的に減額される。
- ▶ 遺族給付は、労働者の死亡前数か月の平均賃金の割合で計算される。この割合は家族構成により、第121号条約によれば、2人の幼い子供をもつ夫または妻を亡くした者(標準的受給者)に認められる総額が労働者の平均賃金の50%を下回ってはならない。
- ▶ 一時的・永久的障害及び遺族給付の定期的支払いは、生活費の増加に照らして定期的に調整

されなければならない。第121号条約は、(葬祭料または障害の程度が低い場合など)一定の具体的場合についてのみ一時金を認めている。

- ▶ 第121号勧告は、定義と手続に関するさらなる詳細と効果的な実施のためのその他の実用的なヒントを提供している。

予防を含め、EIIについてのその他の要求事項

第121号条約の第26条は加盟国に対して、以下を求めている。

- 「(a) 労働災害・職業病を予防するための措置を講じること。
- (b) 障害を受けた者が、可能な限り以前の活動を再開し、またはそれが可能でない場合には、その適正と能力からみて最も適当な代替りの有償の活動に従事し得るように訓練することを目的としたリハビリサービスを提供すること。
- (c) 障害を受けた者が、適当な雇用に就くことを促進する措置を講じること。」

EIIの基礎となる諸原則

労働災害給付はEII制度を通じて提供される。これらの有効性は、具体的な一連の原則に依存している。

- ▶ 「無過失」：災害を負った労働者、または死亡の場合は当該労働者の遺族は、使用者の「過失」を証明する必要なく、給付を受ける資格がある。
- ▶ 権利に基づく給付
- ▶ 使用者の間の集団的な責任分担
- ▶ 制度の運営についての独立した透明性のあるガバナンス

EII制度の様式

実際には、EII制度には2つの主な様式があり、社会保険と使用者責任である。

【定義】

社会保険制度は、(1)被保される不測の事態の発生前の保険料の支払い、(2)リスクの共有または「プール」、(3)保証の概念に基づき、保健メカニズムを通じて保護を保証する社会保護制度である。

被保険者によって(または被保険者のために)支払われた保険料は一緒にプールされ、その結果としての基金が、もっぱら商業保険の影響を受ける者が被る費用をカバーするために使用され、社会保険におけるリスクのプール化は個別に計算されたリスク保険料とは対照的に、連帯の原則に基づいている。しかし、カバーされるリスクの特定の性質を反映するために、業種及び/または特定の工場に関して、保険料にいくらかのリスクアセスメントがなされる場合もある。このような保険料の設定は、災害予防措置の設定に関して、業種/工場レベルでよいインセンティブを与えるという利点がある。

使用者責任制度は、使用者に法的責任を負わせるものであり、個々の使用者が長期間、定期的支払いをする仕組みを設定することができないことから、長期的かつ指数化された定期的支払いを提供するうえで増大する困難に直面する。また、このアプローチは、社会保険制度が実施されている場合にはそれによって提供されることの多い、実施に必要な資源をOSH機関から奪う可能性がある。

出典：ILO「世界社会保護報告 2017～19年：持続可能な開発目標を達成するためのユニバーサルな社会的保護」2017年

第一世代のEII制度は使用者責任モデルに基づくものであったが、経験は、それらの成果が最適ではなかったことを示している。システムは、上述したようなILOの社会保障基準に明記された諸原則に準拠しているとはみなされていない。

今日、先進国と開発途上国の双方で、社会保険制度の導入に向けて動く傾向がある。カンボジア、中国、インド、インドネシア、パキスタン、フィリピン、タイヤベトナムなど、アジアの主要な輸出国の多くが、社会保険制を設立したか、またはこの選択肢を検討中である。これらの制度は一部の労働者しかカバーしないものの、対象労働者を徐々に増やす措置がとられている。アフリカでは、現在も多くの国が使用者責任制度を維持しているが、(エチオピア、マラウイやタンザニア共和国など)一部の国は、社会保険制度を採用したか、またはそのような制度を導入する過程にある。それは、災害を負った労働

者や死亡した労働者の遺族のための労働者補償制度の慢性的な非効率性や不十分さに対する解決策とみなされている。社会保険制度を支える使用者の連帯責任に基づいたEII制度が、労働災害給付を提供するための最適なアプローチとして推進されるべきである。

【役に立つツール及びリソース】

ILO世界社会保護報告書のなかのEII制度の様式に関する議論を参照

しかし、手頃で持続可能かつ合理的なコストを実現するために、EII制度は、効果的かつ効率的に最良のサービスを提供する労働災害保護と、提供者の側のコスト意識の間のバランスをとる必要がある。

予防におけるEII制度の役割

労働災害・職業病の数とEII制度を運営するコストの間には直接的な関係があり、補償すべき事故や病気が多いほど、EII制度は財政的に不利になる。したがって、EII制度自体または第三者が主導する予防イニシアティブに予算の一部を投資できるようにして、予防に積極的に取り組むことは、EII制度の利益になる。予防への投資は、第121号条約の第26条(a)によって求められている。

EII制度の構造は、(労働災害・職業病の数を減少させる) 予防機能、(労働災害の影響を受けた者が可能な場合には労働に復帰できるようにする) リハビリテーション、及び(影響を受けた者が労働に復帰することができない場合の) 補償と結びついた、全体的アプローチに適合すべきであることを、実践が示してきた。これは、(補償を提供するだけの) たんに治療的であるだけでなく、予防的かつ再統合的である、現在の社会保障アプローチに沿ったものである。

EII制度は、以下を含め、様々な手段によって予防行動を支援することができる。

- ▶「ボーナス/マルス」のような金銭的インセンティブ及び証明、賞、コンテストや品質マークなどの非金銭的インセンティブを与えること。
- ▶特定の活動分野または特定の企業における関

連するリスクに関する証拠に基づくデータを提供すること。

- ▶ OSHに関する調査研究や訓練に資金提供すること。
- ▶ 労働者に医学的検査を提供すること。
- ▶ 事業所にリスクアセスメント、有害物質の測定または人間工学的分析・助言を支援すること。
- ▶ 情報を普及すること。

EII制度とOSHサービスがひとつの組織の下にある場合はどこでも、EII制度と予防活動の連携が奨励される。共通の情報技術ネットワークを通じた活動の調整とリアルタイムのデータ共有が容易になっている。EII制度は、予防活動を主流化し、特定の活動部門における関連するリスクに関する証拠に基づいたデータを提供するためのよいソースである。EII制度はまた、OSH関連問題に関する調査研究や質の高い訓練の提供においても、重要な役割を果たすことができる。

使用者に労働災害・職業病を予防するイニシアティブを与えるために、保険料額を設定する際に、労働災害・職業病に関する過去のパフォーマンスが考慮される、実績に基づく保険料評価制度をEII制度が実施する場合もある。

EII制度はまた、労働者に医学的検査を提供し、リスクアセスメントに事業所を支援し、有害物質の測定や人間工学的分析を提供し、助言や情報を普及することによって、予防活動を支援することもできる。

【役に立つツール及びリソース】

EII制度の詳しい議論については、ILO「労働災害・職業病予防を支援するための労働災害制度の役割の強化」2013年を参照されたい。

研究は、予防が報われることを示している。国際社会保障協会 (ISSA) と2つのドイツの使用者団体が実施したある研究は、予防の見返りが1.6倍であることを明らかにしている (各1ユーロの投資に対して見返りが1.6ユーロ)。

OSHまたは社会保障法令が、EII制度の予防の役割を明確に規定する場合もある。

【国の事例26】[省略]

4. OSH能力を有する諸機関間の調整と協力

【国際労働基準】

- 1981年労働安全衛生条約 (第155号)
- 1947年労働監督条約 (第81号)
- 1978年労働行政条約 (第150号)

第155号条約の第15条は、「各加盟国は、できる限り早い段階でもっとも代表的な使用者・労働者団体、及び適当な場合にはその他の団体、と協議のうえで、本条約の第Ⅱ部及び第Ⅲ部を実施することを要請される様々な機関・団体間の必要な調整を確保するために、国の状況・慣行に適する措置を講じなければならない」、また、「状況により必要とされかつ国の状況・慣行が許す場合には、これらの措置に中央機関の設置を含まなければならない」と規定している。

第81号条約は、「労働監督は中央機関の監督・管理の下に置かなければならない」と規定し、それはよりよい調整、協力及び報告の要求事項を促進するだろう。これは、国内における労働監督のすべての地理的場所及び技術的側面に関連し散る。

第81号条約の第5条は権限のある機関に対して、「監督サービスと同様の活動に従事する他の政府サービス及び公的または民間機関の間の効果的な協力」並びに「労働監督の職員と使用者・労働者またはそれらの団体との間の協力」を促進するための適当な措置を講じることを求めている。

第150号条約の第4条は、「本条約を批准する各加盟国は、国の状況にとって適当なやり方で、自国領域内における労働行政の組織と効果的な運営、その機能と責任が適切に調整されていることを確保する」と規定している。

CEACRは、OSHに関する首尾一貫した国の政策の実施を可能にするために、OSHに責任を有する様々な機関の間の調整を保証することの重要性を想起している。また、国のOSHシステムの運営に関わる様々な機関の間の調整と協力が、あらゆるレベルにおける行動の一貫性を確保し、情報の流れ

とアクセスを助け、社会パートナーや他の関係者の見解や懸念が考慮されることを可能にすることを示している。CEACRは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、コスタリカ、ホンジュラス、ハンガリー、アイルランド、ナミビア、フィリピン、セネガル、タイ、タンザニア連合共和国やアメリカなど、多くの国で、調整機関が設立されていることを観察している。

OSH法令は権限のある機関に対して、OSHにかんれんする諸問題について調整・協力し、(上述したように)労働安全衛生に関する国の参酌お政助言機関のような、関連するメカニズムを確立するよう求めなければならない。

【政策の選択肢】

公的機関間の情報共有・調整のアプローチには以下が含まれる。

- (a) OSH能力を有するすべての機関がアクセスすることのできる統一された情報システムを創設する。
- (b) 監督機構を「単一監督機関」に統合する(専門部署は残すが、統一管理の下で単一機関に統合する)。
- (c) 監督諸機関が集まり、実務を調和させ、情報を共有することのできる「調整評議会」またはその他のフォーラムを設置する。

5. 主要なOSHガバナンス文書： 国の政策、プログラム及びプロフィール

国のプロフィール、政策及びプログラムは、OSHガバナンスを担当する中央国家機関の重要な機能である。OSHに責任を有するあらゆる公的機関は、国の方針・プログラムと一貫性をもち、またそれらに指導されるなければならない。また、国のOSHシステムを含め、既存の国のOSH状況を十分に考慮しなければならない。

【国際労働基準】

- 1981年労働安全衛生条約(第155号)
- 2006年労働安全衛生促進枠組み条約(第187号)
- 2006年労働安全衛生促進枠組み勧告(第197

号)

5.1 国のOSH政策

国のOSHに関する政策の策定、 実施及び定期的な見直し

第155号条約の第4条に従って、「各加盟国は、国の状況及び慣行に従い、かつもっとも代表的な使用者・労働者団体と協議のうえ、労働安全、労働衛生及び労働閑居に関する主一貫した国の方針を策定し、実施し、及び定期的に見直さなければならない」。

CEACRは、ILO憲章は第19条に基づき(OSH諸条約に関する2017年総合調査作成のために)報告書を提出したほとんどの政府が、国の政策をもっているか、または政策を策定中であると答えた」と指摘している。

国のOSH政策の目的

国のOSH政策の主な目的は、以下のとおりである。

- ▶ 労働環境におけるその存在が不可避のハザードの原因を、合理的に実行可能な限り、最小にすることによって、労働に起因し、若しくは関連し、または労働中に生じる事故及び健康傷害を防止すること(第155号条約第4条(2))
- ▶ 職業リスクまたはハザードを評価し、職業リスクまたはハザードに発生源で対処し、情報、協議及び訓練を含む国の予防的安全衛生文化を発展させるなどの本原則を促進すること(第187号条約第3条(3))

国のOSH政策が考慮しなければならない 主な活動分野

第155号条約第5条に規定されているように、以下の主要な活動の分野が、労働安全衛生及び労働環境に影響を及ぼす限りにおいて、これらの分野を考慮しなければならない。

- (a) 労働の物的要素(職場、労働環境、器具、機械及び装置、科学的、物理的及び生物学的物質及び因子、労働プロセス)の設計、試験、選

- 扱、代替、取り付け、配置、使用及び保守
- (b) 労働の物的要素と労働を遂行したまたは監督する者との関係並びに労働者の身体的及び精神的な能力への機械、装置、労働時間、労働編成及び労働プロセスの適合
 - (c) 適切なレベルの安全衛生を達成するに当たつての関係者のいずれかの能力に係る、必要な追加的訓練を含めた訓練、資格及び動機づけ
 - (d) 労働集団、事業所並びに国レベルに至るまで及び国レベルを含めたすべての適当なレベルにおける連絡及び協力
 - (e) 懲戒措置からの労働者及びその代表の保護
- CEACRは、ILO憲章は第19条に基づき（OSH諸条約に関する2009年総合調査作成のために）報告書を提出したすべての国が、その規制システムを通じて第5条（a）及び第5条（c）に効果が与えられていると答えたことと指摘している。

国のOSH政策がとらなければならない機能と責任

第155号条約の第6条は、「本条約第4条に言う政策の策定は、公的機関、使用者、労働者その他の者の、責任の補完的性格並びに国の状況及び慣行を考慮のうえ、これらの者の労働安全衛生及び労働環境に関する各々の機能及び責任を示す」と述べている。

CEACRは、国のOSH政策について画一的なモデルは存在せず、各国は、使用者・労働者の代表的団体と協議のうえ、この政策がとる形についてかなりの自由度をもつことを明確にしている。

国のOSH政策の策定と定期的な見直しに資するためのOSH状況の評価

第15号条約の第7条は、「労働安全衛生及び労働環境に関する状況は、主要な諸問題を確認し、それらに対処するための効果的な方法及び行動の優先順位を明確にし、並びに結果を評価するため、全体または特定の分野に関して、適切な間隔で見直されなければならない」と述べている。この状況評価は、「国のOSHプロファイル」とも呼ばれる。

CEACRは、社会パートナーの完全な参加を得

た、国の政策プロセスが、国のOSH状況を改善し、安全かつ健康的な労働環境を創設するための重要な原動力であり続けていると考えている。また、すべての労働者にとっての安全で安心できる労働環境を促進するという持続可能な開発目標（SDGs）の目標8.8に向けて前進したいと望む諸国にとって、周期的な国の政策プロセスの不可欠な性格を強調し、そのような政策の策定だけでなく完全な実施、及び、国の状況の変化や技術の出現に照らした定期的な調節ができるような包括的な見直しの実施を確保するために、三者構成員がさらに注意を払わなければならないことを強調している。

【役に立つツール及びリソース】

2012年ILO「労働安全衛生の国のプログラムに関するトレーニングパッケージ」モジュール1「労働安全衛生に対するILOの戦略的アプローチ」

【国の事例27】[省略]

5.2 国のOSHプログラム

【定義】

国のOSHプログラムは、基本的に、一定期間のOSH能力を有する様々な公的機関のOSHに関連する目標及び活動を列挙した作業計画である。それは社会パートナーやその他の関係者の役割をとらえていることも多い。第187号条約の第1条（c）は、国のOSHプログラムの様々な要素をとらえている。これらの要素は以下のとおりである。

- 達成すべき目標
- OSHを改善し、上述の目標を達成するための行動の優先順位
- OSHを改善し、上述の目標を達成するための行動の手段（例えば活動）
- 行動の手段を実施し、目標を達成するための時間枠
- 進捗を評価するための手段（指標）

国のOSHプログラムに関する要求事項

第187号条約の第5条並びに第197号勧告の段

落13及び14は、国のOSHプログラムは以下でなければならぬと述べている。

- ▶ 社会パートナーと協議のうえで、策定、実施、監視、評価及び定期的に見直される。
- ▶ 労働安全衛生に関する国の状況の分析に基づいて策定及び見直される。
- ▶ 国のOSH文化の発展を促進する。
- ▶ 労働に関連したハザード及びリスクを根絶または最小化することによって労働者の保護に貢献する。
- ▶ 目的、目標及び進捗の指標を含む。
- ▶ 安全な労働の漸進的達成に助けとなるであろうその他の補完的な国のプログラム及びプランによって補強される。
- ▶ 広く公表され、最上級の国の機関によって承認及び開始される。

CEACRは、国のOSHプログラムの開発が安全衛生文化促進のための重要な運営要素であることを想起し、社会パートナーと協議のうえで、そのようなプログラムの実施、監視及びそれに続く見直し、並びに明確な目標及び進捗の指標に基づいた方法を用いたパフォーマンス評価を確保することの重要性を強調している。

【役に立つツール及びリソース】

2013年ILO「労働安全衛生の国のプログラムの策定に関するトレーニングパッケージ」

理想的には、OSH法が、国のOSHプログラムを策定することを国の機関の義務として明確に埋め込むべきである。この文書を法律という手段で採用している諸国もある。

CEACRは、国のOSHプログラムの首尾よい実施と国の課題におけるOSHの優先づけにおける上位の位置からの支援の重要性を認識し、各国政府に対して、最上位の国の機関が国のOSHプログラムを承認することを確保する措置を講じるよう奨励している。CEACRは、かなりの数の国が、国のOSHプログラムまたはプランを採用していると答えていると指摘している。

【国の事例28】[省略]

5.3 国のOSHプロフィール

【定義】

国のOSHプロフィールは、ある国の現在のOSH状況及び安全かつ健康的な労働環境の実現に向けてなされた進捗を要約した文書である。プロフィールは、国のプログラムを策定及び見直すための基礎として活用されなければならない。

国のOSHプロフィールは、健全かつ効果的な国のOSHシステムを実現するためにさらなる発展が必要な分野、及び関連する必要な行動の優先順位のレベルを確認する強力な評価ツールである。

第197号勧告の段落13は、「加盟国は、労働安全衛生に関する現状及び安全かつ健康的な労働環境の実現に向けてなされた進展を要約した国のプロフィールを作成及び定期的に更新すべきである。プロフィールは、国のプログラムの策定及び見直しのための基礎として活用されるべきである」と述べている。

CEACRは、短期的及び長期的双方の目標の策定並びに目標の設定および評価のためには、効果的なデータの収集及び分析が不可欠であると指摘している。また、SDGsに関してなされた進展を測定するための、国の統計の収集及び編纂の重要性も強調している。

OSHプロフィールの要素

第197号勧告の段落14は、包括的な国のOSHプロフィールにはどのような要素が含まれるべきかに関するガイダンスを提供している。プロフィールには、以下のような、国のOSHシステムの要素およびその他の関連する情報を確認する情報が含まれるべきである。

- ▶ 労働安全衛生に関する法令、(適当な場合には)労働協約及びその他の関連する文書
- ▶ 国の法律及び慣行に従って指定された、労働安全衛生に責任を有する機関または団体、若しくは諸機関または諸団体
- ▶ 監督のシステムを含め、国の法令の遵守を確保するためのメカニズム

ILOサポートキット：国のOSHシステム関連機関

- ▶ 職場関連予防措置の不可欠な要素として、管理者、労働者とその代表の間の協力を、事業所レベルで、促進するための手配
- ▶ 労働安全衛生問題を扱う国の三者構成助言機関、または諸機関
- ▶ 労働安全衛生サービスに関する上布及び助言サービス
- ▶ 労働安全衛生訓練の提供
- ▶ 国の法律及び慣行に従った労働衛生サービス
- ▶ 労働安全衛生に関する調査研究
- ▶ 関連するILO文書を考慮した、労働災害及び職業病並びにそれらの原因に関するデータの収集及び分析のためのメカニズム
- ▶ 労働災害及び職業病を対象とする関連する保険または社会保障制度との協力のための諸措置
- ▶ MSMEs及びインフォーマル経済における労働安全衛生状況の漸進的改善のための支援メカニズム
- ▶ 国のプログラム見直しメカニズムを含め、国及び企業レベルにおける調整及び協力メカニズム
- ▶ 労働安全衛生に関する技術的基準、実施準則及びガイドライン
- ▶ 促進するイニシアティブを含め、教育及び意識向上のための仕組み
- ▶ 労働安全衛生に関する研究所及び試験施設を含め、労働安全衛生の様々な側面と連携する専門的な技術的、医学的及び科学的研究機関
- ▶ 監督官、安全及び衛生担当職員、産業医及び衛生士など、労働安全衛生の分野に従事する要員
- ▶ 労働災害及び職業病統計
- ▶ 使用者及び労働者の団体の労働安全衛生政策及びプログラム
- ▶ 国際協力を含め、労働安全衛生に関連する通常または実施中の活動
- ▶ 労働安全衛生に関連する財源及び予算
- ▶ 入手可能な場合には、人口統計学、識字能力、経済及び雇用を扱ったデータ並びにその他の関連する情報

【役に立つツール及びリソース】

2013年ILO「労働安全衛生の国のプログラムの策定に関するトレーニングパッケージ」モジュール3「国のOSHプロファイルと国のOSH状況の分析」



全国労働安全衛生センター連絡会議(略称：全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト：<http://www.joshrc.org/~open/>」

では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

セン

安全 センター 情報

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き



議会が新たな権限を与えてから数年、EPAはアスベストその他の化学物質の禁止に苦慮

The Washington Post, 2023.2.19

2016年に議会が支援のために新たな権限を承認したが、環境保護庁はまだ法律に基づく新しい規則を承認できておらず、さらに数年にわたる闘いに直面している。

環境保護庁(EPA)が最初にアスベストを禁止しようと挑戦して—そしてまた、裁判所の干渉によって失敗してから30年以上経って、同庁は再度挑戦しようとしている。

産業界はいまなお抵抗している。

今回バイデン大統領の政権は、アスベストと20種類のもっとも毒性の高い化学物質を追及するために、議会からより大きな権限を与えられて取り組んでいる。しかし、この新しい努力も、法的な諸問題、政治的な争い、資金不足、その他の官僚的な遅れに阻まれてきている。

2016年に議会が有害化学物質規制法の見直しを超党派的な支持を得て可決したものの、EPAはまだこの法律に基づく新しい規則をひとつも完成させていない。最後に活発に使用されたアスベスト[の種類]のひとつを禁止する動きは、今年後半までに最終規則となる可能性のある唯一の提案である。

アメリカの化学物質規制の長年の不備を是正するための議会の努力、つまり何年もかけて通過させた取り決めに実行するのにEPAがどれだけ時間をかけるのか、そのじりじりさせるプロセスは安全衛生擁護派を憤慨させている。

「有害化学物質から子供たちや地域社会を守るための画期的な立法を提供してから7年経ったが、規制はまだ実現されていない」と、2016年の法改正に貢献したエドワードJ.マーキー上院議員(民主党—マサチューセッツ)は、この作業を行うために資金と人員を増やすよう求めた声明のなかで述べている。「時間は刻々と過ぎていく」。

毎年4万人のアメリカでの死亡につながる致命的な発がん物質であるという化学物質であるというコンセンサスを数十年にわたる研究が裏付けているアスベストは、2016年法改正の重要な推進要因のひとつであった。その繊維は、皮膚や衣服に付着し、労働者や家庭で吸い込んだ家族の肺のなかに巣食い、慢性疾患である「石綿肺」や侵襲性の強いがんである中皮腫で臓器をぼろぼろにする可能性がある。

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

ここ数十年のうちにほとんどの企業はアスベストの使用を中止しているものの、ワシントン州の最大手企業グループの一部は、ある種のこの化学物質の使用の継続を擁護している。

EPAの提案が禁止しようとしているクリソタイル・アスベストは、微粒子を分離させることのできる柔軟な素材で、国内の塩素製造能力の約3分の1の中心を占めている。全米商工会議所、化学品製造業者のアメリカ化学評議会や石油産業のアメリカ石油協会は、EPAが提案するように早くこの物質を禁止することは、国内の塩素供給に打撃を与え、清潔な飲料水の不足や価格の高騰を招くおそれがあると言っている。

この闘いは、有害であると同時に現代生活に不可欠な化学物質へのアメリカ人の曝露を制限するという公約の実現に、政府が苦心し続ける厳しい選択と厄介な論争を例証している。EPAは、タイヤや医薬品などのように一般的な何千もの製品に使用されているより多くの化学物質に2016年法改正を適用するために、何度もこのプロセスを繰り返さなければならないだろう。

長年の人員削減と政治的闘争が、このような—またその他のいくつかの遅延を—同庁にもたらしたのである。そしていま、気候変動に対処するための多くの新しい優先事項と法的義務のなかで、この化学物質法は、環境優先事項のバランスを取り、議会が生み出した広範囲の新しいプログラムを実行する、バイデン政権の能力を試すテストになっている。

バイデン政権関係者によると、これらの化学物質のリスクを判定するために法律で義務づけられている、ドナルド・トランプ大統領の政権による科学的判断をレビュー中であるという。同庁は、人員を増やし、コンピュータシステムをアップグレードしており、また今春末の予算要求で議会にさらなる予算を要求するようだが、下院の共和党新指導部が広範囲の歳出削減を推進しているため、厳しい抵抗に遭う可能性がある。

「私はまた、このプログラムは長い目で見てよりよいものになると心から信じている」と、EPAの化学安全及び汚染防止の責任者であるマイケル・フリードフは述べている。「われわれはこれから進展を示

し、2016年の法改正がわれわれに与えた約束を実現しはじめる」。

議員たちは、2016年法—21世紀のためのフランクR.ローテンバーグ化学物質安全法—を画期的な妥協として宣伝したが、これは、アスベストへの対処にEPAが長年苦しんできたことが一因であった。EPAは、1989年に初めてアスベストのほとんどの使用を阻止しようとしたものの、産業界の挑戦を受けて、連邦裁判所がその決定を覆してしまった。

このような制約のなかで、議会はEPAに行動するための明確な権限を与えた。同庁はこの法律を利用して、トリクロロエチレン、その他の溶剤及び難燃剤とともにアスベストを、新しい規定のもとでレビューすべき最初の10種類の化学物質に指定した。化学品企業は、それが、規制当局による監視を合理化し、新しい化学品の市場参入を早める可能性のある動きを含んでいたことから、この改正を支持した。

しかし、政府関係者、ロビイストや活動家たちは、翌年にトランプ政権が誕生してからすぐに問題が発生したことに同意している。EPAによると、同政権は、同法で義務づけられた新たな科学的評価を行うための資金を増やすよう求めることも、受け取ることもなかったという。

トランプは、規制の削減を掲げて大統領選に勝利し、EPAの人員削減に熱心なリーダーを「長官に」指名した。トランプの任期が終わるまでに、EPAは、これもプログラムによって義務づけられている、毎年何百件もの提出がある、新しい化学物質の評価を行うために、全国でわずか2人の毒物学者しか抱えていなかった。

バイデンの指名によって就任したフリードホフは、トランプ政権が行った化学物質の分析に関するいくつかの決定を見直すように、スタッフに命じた。そのアスベストに関するレビューは、連邦控訴裁判所で違法と判定され、その他のレビューは法律で定められた期限までに終わられなかった。フリードホフは、マーキー議員の議会補佐官として2016年法の文言の起草を手伝っており、トランプ政権の職員は法律で義務づけられている配慮を無視したと考えていると述べた。

それが、現在も続いているアスベストをめぐる闘いの舞台を設定するのに役立った。業界関係者は、塩素プラントのアスベストは、操業中は封じ込められており、設置の際には労働者は完全防備の防護服を着用して作業していると言っている。フリードホフは、安全性の判定には、防護服を着用していない場合に曝露するかもしれない労働者のリスクに関する考慮も含めなければならないと言う。

法律はまた広範囲な評価を義務づけているとフリードホフは言い、彼女は、他の法律で規制される可能性のある方法で使用される化学物質のリスクをEPAが評価する必要はないとしたトランプ時代の決定を却下した。業界関係者はこれらの変更に同意せず、回避可能な遅延の餌食になると述べた。

「EPAは明らかに追加的な資源を必要としている。しかし、…いまもっている資源をよりうまく活用する必要もある」と、200近い化学企業を代表するワシントンの業界団体、アメリカ化学品評議会で規制・科学問題を監督するキンバリー・ワイズ・ホワイト氏は言う。「もっと効率的で…透明性のあるやり方があるはずだ」。

EPAは現在、「白石綿」としても知られるクリソタイル・アスベスに関する規則を秋に予定している。他の種類のアスベストに関する規則は、もっと後、おそらく2025年以降になると計画している。

アスベストは、耐熱性、耐火性のある自然生成の6種類の繊維状鉱物である。かつては住宅建材、玩具、自動車部品など様々な製品に使用されていたが、現在では、消防士やメンテナンス労働者、古い建物内で多くの時間を過ごす他の者にとっての最大の脅威である。今日、その使用は、塩素産業のアスベスト隔膜、シートガスケットまたは自動車のブレーキシステムをつくるための部品など、よりニッチな用途に限定されている。

70近い他の国がすでにアスベストを禁止している。しかし、アスベストを使用した製品を費用対効果の高い方法で段階的に廃止するために10年以上かかった国もあると、業界関係者は言う。彼らは、EPAが、たった2年だけというはるかに短いスケジュールを緩めるよう求めている。

環境活動家や安全擁護派は、アスベストによる

危害についての科学的コンセンサスは何十年前にも既に広く知られていたのだから、産業界にはすでに何年も調整する時間があったと言う。彼らはまた、産業界はこの国がアスベストに依存していることを強調しすぎていると言っている。

EPAは、アスベスト技術を使用した施設によるものは、公共の飲料水供給の7%未満であると推計している。合衆国ではアスベストを使用する塩素製造プラントの数は減少してきており、現在では全国で8か所—ほとんどがオキシデンタル・ペトロリアムの化学部門の所有—で、そのうち3か所はすでに別の技術へ移行中である。

オキシデンタル・ペトロリアムの広報担当者はある声明のなかで、アスベストの唯一の供給者であるロシアとブラジルからの輸入への依存を避けるために—EPAの提案の前から—すでにほとんどのプラントをアスベストから転換していたと述べている。供給停止を避けるために、各々の転換を完了させるのに4~5年かかると、彼女は言った。

活動家らは、EPAがこの物質を禁止する意図は1980年代から明確であったと指摘する。そして、彼らは、広範な科学的コンセンサスがEPA自身による迅速な行動につながっていないことにいらだちを感じている。

「これらの化学物質の危険性に関する証拠は膨大である」と、環境法律事務所アースジャスティスの管理弁護士であるイブ・ガートナー氏は言う。「誰かがこれを複雑なプロセスにすることは可能だが、それを切り開くのがEPAの仕事である」。

EPAのフリードホフは、遅延に対する不満は共有するが、EPAはまた、提案が法的な挑戦に耐えられることを確保するために努力しなければならないと述べた。

「EPAでわれわれは、それらの規則を実施させる緊急性を強く感じている」と、彼女は付け加えた。「しかし、法的にも科学的にも正当化することのできる基準を設けなければ、その家族の誰も救えない。なぜなら、われわれは訴えられるからだ」。

新しい規則に加えて、産業界はEPAに対して、産業界が議会による2016年改正を支持した主要な理由であったプログラムである、販売したい新たな

化学物質の承認を早めるよう働きかけている。この妥協は、イノベーションを促進することを期待して、産業界に対する規制を合理化するとされていた。

それどころか、新しい化学物質の承認は劇的に減速している。EPAの数字を産業界が集計したところ、過去2年間の新規化学物質の承認は各々150件未満で、2018年から2020年にかけて毎年半分以上減少しているという。

産業界の幹部にとって、承認の迅速化は必須条件である。彼らは、より安全で環境にやさしい化学物質への需要の高まりに応えることで、よりクリーンなエネルギーと持続可能性への企業や政府の投資から利益を得ることを望んでいる。

遅延にいらだつ幹部のなかには、政権に対して攻撃に出ることを推し進めている者もいる。一部のロビイストは、EPA職員の反感を買ってさらに厳しい規制や禁止を課されるリスクを避けるために、いまはそうしないよう助言している。

フリードホフは、今年はペースが上がるだろうと言っている。

また、遺産化学物質のプログラムについて、EPAはいま、今年春から秋にかけて、最大で8つの新しい規則の提案を予定している。ロビイストらは、より

少なく5～6になる可能性もあると言っている。

アスベストをめぐる進行中の闘いは、EPAにとって、法律を履行して、これらすべての新規則を発行することが長くつらい仕事になる可能性があることを示唆していると、弁護士でビル・クリントン大統領の政権のEPA副長官だったボブ・サスマン氏は語る。この法律は、産業界が商業的に重要な化学物質についていくらかの制限を受け入れることができる場合にのみ有効に機能する妥協であると、サスマン氏は付け加えた。

「産業界の作戦は、EPAが人々や多くの議員の予想をはるかに下回る成果しか上げられないよう努力すると同時に、EPAの過剰な関与に対して攻撃することだったと、現在はアスベスト・ディーズ・アウエアネス・オーガニゼーション(ADAO)の代理人を務めるサスマンは言う。「それは、すべての決定を論争の的にすることによって、苦境にあるEPAをさらに弱体化させ、麻痺させるために計算された戦略である」。



※<https://www.washingtonpost.com/climate-environment/2023/02/19/epa-struggles-ban-asbestos-other-chemicals-years-after-congress-granted-new-powers/>

COP11で検討されるロッテルダム条約改正提案

Communication from the Secretariat to Parties, 2022.10.31

本書簡の目的は、ロッテルダム条約締約国及び署名国に対し、スイス、オーストラリア及びマリから提出されたロッテルダム条約改正案を伝達することである。本提案は、2023年5月1日から12日に開催される予定の第11回締約国会議 [COP11] において検討される予定である。

本書簡は、改正提案のテキストは「採択が提案される会合の少なくとも6か月前に、事務局から締約国に対して通知されなければならない」と規定した第21条第2項にしたがって送付されるものである。本書簡の付録Iに改正提案、付録IIに提案者

による説明書が示されている。

第11回締約国会議における議論を促進するため、締約国は、2023年1月16日までに、改正提案に関するコメントを事務局及びスイス政府に提出するよう要請する。事務局は締約国会議に、提出されたコメントを編集したものを提供する予定である。スイスは、提案を共同提案することを望む国はそうするよう求めていることに留意されたい。コメントは、可能であれば、メールで以下まで送っていただきたい。

[メール送付先-省略]

付録I ロッテルダム条約第7、10、11及び22条を改正し、附属書Ⅷを追加する、
スイス、オーストラリア及びマリによる提案

第7条 化学物質の附属書Ⅲ及びⅧへの掲載

- 1 化学物質検討委員会は、附属書Ⅲに掲げるよう勧告することを決定した化学物質に関し、決定指針文書案を作成する。決定指針文書は、少なくとも、附属書I又は、場合に応じ、附属書IVに定める情報に基づくものとし、また、最終規制措置が適用される分類以外の分類における当該化学物質の使用に関する情報を含むものとする。
- 2 1に規定する勧告は、決定指針文書案と共に締約国会議に送付する。締約国会議は、1に規定する化学物質を事前のかつ情報に基づく同意の手続の対象または明示の同意の対象とすべく附属書Ⅲまたは附属書Ⅷに掲げるべきか否かを決定し、決定指針文書案を承認する。
- 3 事務局は、締約国会議が化学物質を附属書Ⅲまたは附属書Ⅷに掲げることを決定し、関連の決定指針文書を承認した場合には、その情報を直ちにすべての締約国に送付する。

第10条 附属書Ⅲ及び附属書Ⅷに掲げる化学物質の輸入に関する義務

- 1 締約国は、附属書Ⅲ及び附属書Ⅷに掲げる化学物質の輸入について時宜を得た決定が行われることを確保するため、適当な立法措置又は行政措置をとる。
- 2 締約国は、事務局に対し、できる限り速やかに、いかなる場合にも第7条3に規定する決定指針文書の発送の日の後9箇月以内に、関係する化学物質の将来の輸入に関する回答を送付する。締約国は、その回答を修正する場合には、事務局に対し直ちに修正した回答を提出する。
- 3 事務局は、2に規定する期間の満了の時に、それまでに回答していない締約国に対し、回答するよう直ちに書面で要請する。締約国が回答することができない場合において、事務局は、適当なときは、次条2の末文に定める期間内に回答することができるよう支援する。
- 4 2に規定する回答は、次の(a)又は(b)のい

れかのものとする。

- (a) 立法措置又は行政措置に基づく次のいずれかの最終的な決定
 - (i) 輸入に同意すること。
 - (ii) 輸入に同意しないこと。
 - (iii) 特定の条件を満たす場合にのみ輸入に同意すること。
- (b) 暫定的な回答。この回答には次のものを含めることができる。
 - (i) 輸入に同意すること（特定の条件の有無を問わない。）についての暫定的な決定又は暫定的な期間において輸入に同意しないことについての暫定的な決定
 - (ii) 最終的な決定について積極的に検討中である旨の記載
 - (iii) 事務局又は最終規制措置を通報した締約国に対し更なる情報の提供を求める旨の要請
 - (iv) 化学物質の評価についての支援に関する事務局への要請
- 5 4(a)又は(b)に規定する回答は、附属書Ⅲ及び附属書Ⅷに掲げる化学物質の特定された分類について行うものとする。
- 6 最終的な決定には、その根拠となっている立法措置又は行政措置についての記述を付すべきである。
- 7 締約国は、この条約が自国について効力を生ずる日までに、附属書Ⅲ及び附属書Ⅷに掲げる各化学物質に関する回答を事務局に送付する。ただし、改正されたロンドン・ガイドライン又は国際的な行動規範に従って回答した締約国は、再度回答することを要しない。
- 8 締約国は、その立法措置又は行政措置に基づき、この条の規定に基づく自国の回答を自国の管轄内の関係者が入手することができるようにする。
- 9 化学物質の輸入に同意しないこと又は特定の条件を満たす場合にのみ化学物質の輸入に同意することを2及び4並びに次条2の規定に従って決定する締約国は、同時に次のものについて禁止し又は同様の条件を付する（既に禁止し又は同様の条件を付している場合を除く。）。

- (a) すべての者からの当該化学物質の輸入
 - (b) 国内における使用のための当該化学物質の国内生産
- 10 事務局は、受領した回答を6箇月ごとにすべての締約国に通報する。その通報には、入手可能な場合には、決定の根拠となった立法措置又は行政措置についての記述を含める。さらに、事務局は、回答が送付されなかったすべての事例について締約国に通報する。

第11条 附属書Ⅲ及び附属書Ⅷに掲げる化学物質の輸出に関する義務

- 1 輸出締約国は、次のことを行う。
- (a) 事務局が前条10の規定に従って通報した回答を自国の管轄内の関係者に通知するための適当な立法措置又は行政措置をとること。
 - (b) 事務局が前条10の規定に従って締約国に対し最初に回答を通報した日の後6箇月以内に、自国の管轄内の輸出者が当該回答に含まれる決定に従うことを確保するための適当な立法措置又は行政措置をとること。
 - (c) 要請に応じ、かつ適当な場合には、輸入締約国に対し次のことについて助言し及び援助すること。
 - (i) 輸入締約国が前条4及びこの条の2(c)の規定による措置をとることを支援するため、更なる情報を取得すること。
 - (ii) 化学物質のライフサイクルにおいて当該化学物質を安全に管理するための輸入締約国の能力を強化すること。
- 2 締約国は、例外的な状況において附属書Ⅲに掲げる化学物質について回答しなかった輸入締約国又は暫定的な決定を含まない暫定的な回答を行った輸入締約国に対して、当該化学物質が自国の領域から輸出されないことを確保する。ただし、次の場合は、この限りでない。
- (a) 当該化学物質の輸入の際に、当該輸入締約国において化学物質として登録されている場合
 - (b) 当該化学物質が以前に当該輸入締約国において使用され又は輸入されたことについての証拠が存在する場合で、かつ、当該化学物質の使用を禁止する規制措置がとられたことがない場

合

- (c) 輸出者が当該輸入締約国の指定された国内当局を通じて輸入に関する明示の同意を要請し、かつ、明示の同意を得ている場合。当該輸入締約国は、このような要請に対して60日以内に回答し、その決定を速やかに事務局に通報する。

この2の規定に基づく輸出締約国の義務は、締約国が回答しなかったこと又は暫定的な決定を含まない暫定的な回答を行ったことについて事務局が前条10の規定に従って最初に締約国に通報した日から6箇月の期間が満了した時から適用するものとし、その後の1年間について適用する。

- 3 締約国は、附属書Ⅲに掲載されるまでの間、例外的な状況において、回答しなかった又は暫定的な決定を含まない暫定的な回答を行った輸入国に対して、附属書Ⅷに掲げる化学物質が自国の領域から輸出されないことを確保する。

第22条 附属書の採択及び改正

- 1 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。
- 2 附属書は、手続的、科学的、技術的又は事務的な事項に限定される。
- 3 この条約の追加の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。
- (a) 追加の附属書は、前条1から3までに定める手続を準用して提案され及び採択される。
 - (b) 締約国は、追加の附属書を受諾することができない場合には、その旨を、寄託者が当該追加の附属書の採択について通報した日から1年以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行った追加の附属書を受諾しない旨の通告を撤回することができるものとし、この場合において、当該追加の附属書は、(c)の規定に従うことを条件として、当該締約国について効力を生ずる。
 - (c) 追加の附属書は、寄託者による当該追加の附属書の採択の通報の日から1年を経過した時に、

(b)の規定に基づく通告を行わなかったすべての締約国について効力を生ずる。

4 附属書Ⅲ及び附属書Ⅷの場合を除くほか、この条約の附属書の改正の提案、採択及び効力発生については、この条約の追加の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手續に従う。

5 附属書Ⅲ及び附属書Ⅷの改正の提案、採択及び効力発生については、次の手續を適用する。

(a) 附属書Ⅲの改正は、第5条から第9条まで及び前条2に定める手續に従って提案され及び採択される。

(b) 締約国会議は、コンセンサス方式により附属書Ⅲの改正の採択についての決定を行う。

(b) 附属書Ⅲの改正の採択についてコンセンサス方式による決定を行なうためのあらゆる努力が尽くされた場合、締約国会議は代わりに、第21条第3項に規定する手續に従って当該改正の提案を附属書Ⅷの改正として採択することができる。

(c) 附属書Ⅲ及び附属書Ⅷの改正についての決定は、寄託者が直ちに締約国に通報する。当該改正は、当該決定において定める日にすべての締約国について効力を生ずる。

6 追加の附属書又は附属書の改正がこの条約の改正に関連している場合には、当該追加の附属書又は附属書の改正は、この条約の当該改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

附属書Ⅷ－明示の同意の対象となる化学物質

化学物質／関連するCAS番号／分類

※訳注：ロッテルダム条約日本語訳は以下に拠った。以下に参考として、第21条も掲載。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty156_5.html

参考：第21条 この条約の改正

1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。

2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも6箇月前に事務局が締約国に送付する。事務局は、改正案をこの条約の署名国及び参考のため寄託者にも送付する。

3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席しかつ投票する締約国の4分の3以上の多数による議決で採択する。

4 改正は、寄託者がすべての締約国に対し批准、受諾又は承認のために送付する。

5 改正の批准、受諾又は承認は、寄託者に対して書面により通告する。3の規定に従って採択された改正は、締約国の少なくとも4分の3が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後90日目の日に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国について効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後90日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

付録Ⅱ ロッテルダム条約改正提案に関する 提案国による説明書

ロッテルダム条約は、化学物質と廃棄物の健全な管理を実現するための国際的な枠組みの重要な一翼を担っている。それは、各国が、国際貿易における特定の有害な化学物質及び駆除剤に関する情報を共有及び交換するための国際的プラットフォームと手順を確立している。

それは、各国が化学物質の有害な特性に基づいて情報を共有する必要がある化学物質について、及び、次にそのような情報を交換するプロセスについて、合意する仕組みとして設立された。同条約の附属書Ⅲに掲載された化学物質は、条約で定められた「事前のかつ情報に基づく同意」手續に従ってのみ、取引をすることができる。

本条約の目的は、化学物質の特性に関する情報交換を促進することにより、その輸出入に関する国の意思決定に寄与することにより、及びその決定を締約国に周知することにより、潜在的有害から人の健康と環境を保護するとともに、環境的に健全な使用に寄与するために、特定の有害な化学物質の国際貿易における締約国間の責任の共有及び

協力の努力を促進することにある。

近年、化学物質検討委員会（CRC）が化学物質は掲載基準を満たすと判断し、締約国会議（COP）がその評価を確認し、締約国の大多数がリスト掲載を支持しているにもかかわらず、COPが化学物質の附属書Ⅲへの掲載ができなかったいくつかの事例がある。このような状況は、化学物質と廃棄物の健全な管理を実現するための世界的な努力を損ない、条約の有効性に疑問を投げかけるものである。CRCとCOPの両方がリスト掲載の基準を満たすと判断した化学物質を、COP附属書Ⅲに掲載できないことについて、毎回のCOP会合で多くの締約国が懸念を表明してきた。この問題に対処するために、これまでも条約の改正提案があった。

これまでのCOPでは、条約の有効性を高めるための提案も検討され、いくつかの有益な改善が実施されてきた。しかし、有害であると広く認識されている多くの化学物質を管理するために、締約国が条約に基づく事前のかつ情報に基づく同意の仕組みを利用することをできなくさせられているという問題は残っている。

本説明書の付録 [付録I] に示される条約の改正提案は、これに対処するものである。要約すると、以下を行なうものである。

- ・ 附属書Ⅲに追加して、CRCによって附属書Ⅲへの掲載の基準を満たすと判断されたものの、COPが附属書Ⅲへの掲載に合意できなかった化学物質を掲載する、新たな附属書を設立する（新たな附属書Ⅷを追加する改正提案参照）。
- ・ 附属書Ⅷに化学物質を含めることについてコンセンサスに達するための努力が尽くされた場合に、4分の3の多数決によって新たな附属書Ⅷへの化学物質の掲載を決定するための法的根拠を、COP（より具体的には改正された条約の締約国）に対して提供する（第22条の改正提案参照）。
- ・ 附属書Ⅷに掲載された化学物質の決定指針文書（DGD）を承認するとともに、事務局にそれを利用可能にすることを求めるための法的根拠を、COPに対して提供する（第7条の改正提案参照）。
- ・ 附属書Ⅷに掲載された化学物質に関する権利

と義務を、改正された条約の締約国に対し定める。例えば、事前のかつ情報に基づく同意手続は、明示的な同意が必要であるという修正を加えたうえで、適用される（第10及び11条の改正提案参照）。

本説明書の付録は、便宜上、関連する条文と新たな附属書を、改正が採択され、発効した場合に表示されるかたちで示している。改正箇所は緑色 [下線] で強調されている。

本改正によって導入される手続は、以下のように運用されるだろう。

- ・ すでに附属書Ⅲに掲載されている化学物質、または、将来的にCRCにより提案されかつCOPにより附属書Ⅲへの掲載に合意される化学物質については、変更はない。例えば事前のかつ情報に基づく同意など、すべての手続は、現在と同様に運用される。
- ・ 本改正は、CRCの運営にも、また条約第5～7条に基づく検討及びCOPに対する勧告にも、影響を与えない。
- ・ CRCが附属書Ⅲへの化学物質の掲載を勧告したものの、COPがリスト掲載についてコンセンサスに達することができない場合、改正された条約の締約国は、当該物質の附属書Ⅷへの掲載を決定するとともに、DGDを承認することができる。
- ・ 附属書Ⅲには、すべての締約国に義務がある化学物質が掲載される。
- ・ 附属書Ⅷには、改正された条約の締約国のみに権利と義務がある化学物質が掲載される。
- ・ 附属書Ⅷに掲載された化学物質についての事前のかつ情報に基づく合意手続は、輸入国に、当該化学物質を輸入することに明示の同意を提供することを求め、とりわけ第11条第2項に規定される例外は適用されない。
- ・ 附属書Ⅷへの化学物質の掲載は、将来的にCOPが当該化学物質の附属書Ⅲへの掲載を決定することを妨げるものではない。



※<http://www.pic.int/TheConvention/Communications/tabid/3464/language/en-US/Default.aspx>

連邦最高裁が国内でのクリソタイル・アスベストの 探査禁止に関する判決を終結

Federal Supreme Court, Brazil, 2023.2.23

同裁判所は、この鉱物の使用を禁止した2017年の[最高裁判事]全体会議の決定を支持した。

連邦最高裁判所 (STF) は今週木曜日 (2月23日)、国内でのクリソタイル・アスベストの探査禁止の影響に対して申し立てられた控訴審の合議判決を下した。明確化を求める申し立ての合同分析において、全体会議は、クリソタイルの採取、工業化、商業化及び流通を認めた連邦規範の違憲性宣告を認めた。

連邦法と州法

アスベスト問題は、違憲直接訴訟 (ADI) 3356、3357、3937、3406、3470及び基本的教訓非遵守の主張 (ADPF [連邦警察警部協会]) で議論された。

2017年8月に全体会議は、この鉱物の使用を禁止したサンパウロ州法を合憲と判決するとともに、付随的 (訴訟における直接的な要求なし) に、その使用を認めた連邦法9.055/1995の第2条を違憲と宣告した。ペルナンブコ州、リオグランデドスル州、リオデジャネイロ州及びサンパウロ市の法律についても同様の判断が下された。11月にリオデジャネイロの件を裁く際に、同裁判所は連邦規範に関する決定に拘束力と広範な効力 (erga omnes) を付与

した。

本日審査された明確化を求める申し立ては、これらの決定に疑問を呈し、その修正を求めたものだった。申し立てのひとつは、訴訟で形成された主な請求には含まれていなかった、規範に関する判決の範囲が広いことに関係者が驚いているというものだった。

しかし、多数決により全体会議は、この問題は2017年に広く議論されており、したがってはや議論の余地はないとの結論に達した。カーメン・ルシア [連邦最高裁判所] 大臣は拘束力の点で敗北した。

※<https://portal.stf.jus.br/noticias/verNoticiaDetalhe.asp?idConteudo=502917&ori=1>

ブラジルにおける国内でのアスベスト使用禁止をめぐる最高裁を舞台にした論争がついに終結した。しかし、アジアを中心にブラジルから海外へのアスベスト輸出をめぐる闘いは続いている。

2018年3月号「ブラジル最高裁が禁止を命令」、2019年6月号「アジアへの輸出中止を訴え、ブラジルに代表団を派遣」、2020年1・2月号「連邦最高裁判決後のブラジルの状況」等も参照。



[61頁から続く] 系疾患アンケート調査で、800人以上の労働者が労災を申請する意思を明らかにしたとし、この日の勤労福祉公団ソウル本部への15人の筋骨格系疾患集団労災申請を始めとし、中部地方雇用労働庁の9か所の勤労福祉公団支社に労災

申請を行うとした。

記者会見の参加者たちは、一人当りの食数人員が国立大病院・国策研究機関など、8機関が平均64人であるのに比べ、学校給食室は146人に達したとして、人員補充を訴えた。合わせて、この日労災を申請した15人に対して

早急に労災を認定するように勤労福祉公団に要求する一方、労働庁にも肺がんと筋骨格系疾患など、学校給食室の労働者に頻繁に発生する疾患に対して、根本的な予防対策を立てられるように指導・監督するように要求した。

2022.12.13 ハンギョレ新聞

年末石綿ホットラインに290件

全国●建設給付金制度周知で相談増加

2022年12月も石綿曝露作業による労災認定事業場名の公表にあわせて、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会による全国アスベスト健康被害ホットラインが15日・16日に実施された。

石綿労災被害の公表直後に各地でマスコミに報道してもらえたおかげで、全国で290件、近畿圏と沖縄県からの相談を受ける大阪については、120件を超える相談を受けた。

今年の特徴は、建設アスベスト給付金制度がはじまって、対象となる可能性のある方やご遺族に個別周知を行っているため、厚生労働省や環境省から案内を受け取った方からの相談が寄せられる一方、石綿作業に従事した経歴がありながら健康管理手帳を取得していない事例など、いずれも今後継続して対応する必要のある事案ばかりであった。個別周知は私たちも強く希望したことではあるが、正しい情報を伝えるべく行政も努力した結果、大量の資料を送らざるをえず、受け取った方も、「これはどうしたらよいのか」と相談する先として今回のホットラインも活用してもらえたのではないかと思う。

また、近年は建設アスベスト訴

訟の進展に伴い、建設業の元労働者からの相談が多い傾向がみられるものの、工場や造船で石綿粉じんに曝露した方やご家族からの相談も絶えず寄せられている。

一例を挙げると、河内長野で長らく就労してきた方が、74歳にして中皮腫に罹患したというケースがある。15歳で中学校を卒業したのち、様々な職種で仕事をしてきたが、長年当地で石綿工場を営んでいた東洋をはじめ、石綿関連事業所で働いたことはない。年金記録も細かく記載されており、約20もの会社で55年にわたってほとんど漏れがなく働いてきたことを示していることから、「ここはどんな会社ですか?」「ここではどんな作業をされていましたか?」と一つずつおうかがいしても、事業内容や作業内容からは石綿に曝露するような環境にはなかった。年金記録にはときどき国民年金になっている箇所があるが、それらの時期の勤め先についても本人の記憶は明確で、いずれの事業内容も石綿曝露をするようなものではなかった。認定事業場リストから検索しても一致するものはまったくない。

病院で勤めていた時期があったので、その時期の業務を尋ね

ると介護福祉士だったという。しかし、作業内容を詳しく聞いてみると、介護福祉士とはいえ看護助手のように働いていて、手術用の手袋の再利用処理をしたり、石綿吹き付けが施されているため表向きは入場禁止になっているカルテ保管庫に頻繁に出入りしていたということであった。さらに、当時の同僚も肺がんで亡くなっているという情報もあり、規模の大きな被害に発展する可能性もある。

今回は中皮腫サポートキャラバン隊の右田代表の参加がかなわず、療養中の方に対して同じ立場で相談に乗ることができなかった。現在右田代表は懸命に中皮腫と闘っているところである。1月中には現場に復帰して再び最前線に赴く予定なので、その活躍に期待したい。

(関西労働者安全センター)

2日間の名古屋への相談件数は、63件でした。また、2日間の各地の着信ポイントへの相談件数は、大阪120件、東京54件、福岡53件で、全国で290牛もの相談が寄せられました。

名古屋に寄せられた相談内容は、中皮腫で亡くなった義理の父の建設アスベスト給付金を請求したが、従事歴が証明できず行き詰ってしまっている、東京で大工として働いていた父親が昨年肺がんで亡くなったが制度利用が可能か、一人親方で左官として働いてきて、肺がんを発症して療養しているが労災申請できるか、運送会社のドライバーとして、アスベスト製品製造工場に


積み込みのため立ち入ったことがあり中皮腫を発症したがどうしたらよいか、長年解体工事に携わり医師からはじん肺と言われていた等の相談が寄せられました。

相談対応は、事務局メンバーのほか、会員で中皮腫患者遺族の藤本さんにもお手伝いいただきました。

名古屋労災職業病研究会代表の森亮太医師も、取材にきたNHKのカメラに向かって、「アスベストは20年30年経ってから症


状が出る。アスベストを使っていた会社に親や自分が勤めていて、息苦しさや咳などの症状があれば、被害を疑って相談してほしい」と呼びかけました。

いただいた相談については、現在、スタッフが順次対応させていただいています。

昨年1月に建設アスベスト給付金の申請が始まってから、事務局には連日多くの相談が寄せられています。

(名古屋労災職業病研究会)

態化していたということが日報上明らかであることをふまえながら、本裁判では、「運転業務間に車中で休めた(はずな)のだから過重勤務ではない」との主張を繰り返しました。「役員付運転手は役員車の中で休めばよい」などとして何ら業務軽減措置をとらなかった会社の対応は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)が、長時間・過重労働の実態から脳・心臓疾患の労災請求・支給決定の件数も多いとされる自動車運転者の健康確保等の観点に基づき、規制強化への見直しがされている現行の流れとは完全に逆行したものです。

このような会社に対し、Dさんのご遺族は、同腫事案の再発防止のためにも、最後まで会社の責任を追及する姿勢をつらぬき、本件解決に至りました。真面目でプロフェッショナル、そして優しく、家族思いだったDさんは、ここまでご家族の頑張り「驚き」、そして喜んでくれていると思います。

(神奈川労災職業病センター)

役員付運転手過労死で和解

神奈川●民事損害賠償裁判で和解金支払い

過労死した役員付運転手のDさんの民事損害賠償裁判について、東京高裁で和解が成立した。会社が遺族に対して合計3550万円の和解金を支払うという内容である。代理人の小宮玲子弁護士(神奈川総合法律事務所)から感想を寄せていただいたので紹介する。

本件労災事案における最大の問題点は、会社が、自社の車両管理責任者でもある運転手を、長く働かせた分だけ取引先に代金を請求できるというシステムにあります。その代金が労働者に支払う賃金を上回るものである以上、会社には自社労働者の労働時間を短縮させるというインセンティブはそもそも働かないというビジネスモデルです。

しかも会社は、Dさんの勤務が、早朝の社長宅へのお迎えに始まり、会食接待終了後の深夜の社長宅への送り届けに至る、極端な長時間拘束かつ勤務間インターバルの短い労働実態にあったことに加えて、週末もゴルフ接待の送迎の休日出勤が常

田辺市が第三者委員会設置へ

和歌山●公務災害死亡の原因調査

和歌山県田辺市の職員だった中野典昭さんが2018年8月に、台風の対応に当たった後に亡くなって公務災害に認定された件

について、少し進展があった。

前回本誌2022年11月号で、中野さんの遺族が田辺市に対して、台風対応の時に中野さんに

どのような負荷がかかったのか事実を明らかにするように求め、田辺市と話し合いを行った経緯を報告した。

田辺市は、災害時に防災体制のトップである副市長が登庁しなかったことについては、「本来は登庁するべきであった」と認め、遺族に公務災害に至った経緯を説明するなどの対応を怠ったことについては謝罪した。しかしながら、副市長を自宅待機とした経緯や実際の責任体制がどうだったかについて、十分な説明をしなかった。話し合いの中で、田辺市は中野さんの死亡の原因となった業務上の負荷について、新たに調査や判断を行うことはないということがわかった。

田辺市との話の中で、度々、「われわれには調査権限はありませんので…」という言葉があった。それなら、調査する機関を設置してもらおうと、遺族は考えた。遺族は、田辺市に有識者による第三者委員会の設置を求めることとした。

企業や自治体など組織内の不祥事などの調査のため設置されることが多い第三者委員会であるが、田辺市としてはとくにそのような機関を持っているわけでもなく、設置を求めたとしても実行するかしないかを決めるのは田辺市だ。ただ申し入れても実現する可能性は低い。

第三者委員会を設置するには、まず、市によって条例を作成して市議会に通り、同時にそれに伴う予算案なども市議会の承認を得なければならない。

市議の協力は不可欠として、まず、遺族から田辺市議に面会を求め、説明し協力者を求めることとした。

遺族は20名いる市議のほとんどと面会した。公務災害で職員が死亡しているということから、耳を傾けてくれる議員も多かったという。死亡の原因究明ということであれば協力できるという返答もあり、田辺市と田辺市議会に申し入れを行った。

2022年11月14日、田辺市長宛、田辺市議会議長宛に申入書を提出した。申し入れの内容は、以下のとおり。

1. 台風20号への対応業務について、①組織体制（職員の配置状況や連絡体制を含む）、②責任の所在、③意思決定の具体的なプロセス、④具体的な対応内容（各職員の職務執行状況を含む）等の事実経過を調査すること。とくに中野典昭にかかった負荷要因について詳細に明らかにすること。
2. 調査した事実に基づいて、問題点を明らかにすること。
3. 委員会は、調査結果について報告書を作成し、市民に公表すること。

その後、先に市議会から回答を文書で渡すと連絡があり、12月5日、回答を受けとった。

回答内容は要約すると、第三者委員会は市議会が設置するものではない、というものだった。回答を受けとった後の話し合いで、市議会としては設置できないが、田辺市が設置をするように働きかけはできると言われた。市議

会からの提案にしたがって、田辺市に働きかけを行なってもらうことになった。

その後、市議会からかなり遅れて田辺市からも回答文書を渡すとの連絡があり、12月19日に面談する予定を設定した。

ところがすぐに、田辺市から日程延期の申し出があり、理由は市議会の話を聞く予定が入って、回答はその後にしたいということだった。了解し、連絡を待つことにした。

しばらくして、回答を郵送したいと連絡があった。以前に日程調整で1か月くらい先まで日程が入れられなかったこともあったため、年末も近く、日程を再調整して年が明けても困るので、とりあえず、送ってもらうことで了承した。その際に、第三者委員会を設置する方向としたとの言葉もあった。

12月20日回答書が届いた。回答書の日付けは12月19日だった。

「第三者委員会を設置する方向で取り組んでいくとにいたしました」という内容だった。

回答書によると、まず設置するための根拠となる条例を制定する必要があるため、条例案を2023年3月の市議会に提出する、三者委員会の設置はその後となる、ということだった。

これまで田辺市との話し合いで、まったく調査がされずにきたため、初めて何らかの調査が行われる可能性が出てきた。

この回答を受けて、12月26日に遺族は田辺市役所で記者会見した。

中野さんの妻は、「やっと、第三步」と言い、喜びよりも第三者委員会はどのような人が委員となり、どこまできちんと調査できるのかとの心配が前面に出ていた。

年が明けた1月16日、第三者委員会についての今後のスケジュールや条例の詳細について、田辺市から説明を受ける機会を持った。


条例については、今回の中野さんの案件の第三者委員会に限定した内容とする予定であること、委員については大阪など和歌山県外でこれまで田辺市と関わりがない団体に推薦を依頼するとした。委員は3名と考えていて、弁護士会・社労士会に推薦を依頼するつもりであるが、受けてもらえるかはわからない、あと1名は

学識者に依頼したいとのこと。

中立の第三者という観点で、妥当な判断である。

3月の議会で条例が成立すれば、可能なら4月中に委員を任命して、5月には委員会を立ち上げたいが、委員がいつ決まるか次第である。予算案を条例と同時に来年度一年の予算を立てる。もし一年で委員会の目的が達成できなければ予算は持ち越し、委員会を続ける。

わかったことは、このくらいで条例の詳細が明らかになるまでは、はっきりしたことはわからない。

ともかく、無事第三者委員会の設置に動き出した田辺市、今年こそ、事実に基づくこと  を期待する。

(関西労働者安全センター)

については、主治医より「就労は軽作業なら可能と思われる」と判断されたとされ、これ以降は、病院への受診日についてのみ休業の必要性があるものとされ、以降、11月まで、病院受診日のみ休業補償が支給されることになった。女性は、これを不服として、静岡労働局に審査請求を行った。

静岡労働局労災保険審査官は2022年6月28日、2021年8月1日から同年10月31日までの間の、通院日のみ休業補償を支給する旨の一部支給決定処分については、取り消す決定を下した。理由は、女性が主治医より軽作業が可能な指示を受けたのは、2021年10月26日であることが病院の診療録及び本人聴取り判断できるというものだった。

審査官は、女性の2021年8月分の休業補償給付請求について、島田労働基準監督署が主治医に求めた2021年9月25日付け意見書において、「就労は軽作業なら可能と思われるが、勤務先に軽作業があるかは知り得ていない。重労働しかないなら今しばらく休業は仕方方がない」との所見を述べているが、同年8月分の休業補償給付請求に対する回答ではあるものの、いつから軽作業が可能なのか詳細は記載はされていないとしたうえで、一方診療録には、同年10月12日に「会社と本人から労基署に軽作業がない事を訴えて物療通う」とあり、また同月26日には「軽作業可 診断書」との記載があり、その診断書の記載内容は「上記病名にて加療中である

通院日のみ支給を一部取消

静岡●ブラジル人労働者の労働災害

静岡ふれあいユニオン組合員のブラジル人女性は、できあがった新車にラップシートを張る仕事に従事していた。2020年12月21日、午後3時40分頃、女性が製造ライン上で作業中、前方の車両がベルトコンベアで空転したため、ライン上に車両が詰まった際に、左膝が車両の間に挟まれてしまった。また、ふき取りをしていた後方の車両にも挟まれなかったために、右手で車両を押ししたものの、押し返されてしまい負傷し

た。負傷当日の病院の診断は、左膝打撲傷、右手挫傷、右前腕挫傷だった。女性は、同日より休業を開始したことから、労災保険の休業補償給付の支給を受けて生活していた。

その後、右上肢末梢性神経障害性疼痛も発症しながら怪我の療養を続けていたが、島田労働基準監督署より、2021年8月1日以降は、運動器具を使用したリハビリテーションと投薬治療を行っているが、休業の必要性に

が、軽作業は可能である」となっているとした。そして、請求人は、2022年4月27日の聴取の中で、2021年10月の休業支払い後に主治医に軽作業が可能か否かを尋ね、軽作業ができる旨の回答を得たと申し立てており、上記診療記録と併せ、請求人が、医師より務作業が可能の指示を受けたのは2021年10月26日であるものと判断するとした。

女性の審査請求代理人だった、静岡ふれあいユニオンの小

澤満夫さんは、「まだ、怪我が治っていないうえ、会社にも仕事がないのに休業補償給付を打ち切ってはダメ。最初、女性と島田労働基準監督署に行ったとき、医師が治ったと言っているから休業補償を打ち切った。仕事を探すのなら、監督署ではなくハローワークに行ってくれと言われたのがとても不満」と筆者に語ってくれた。



(名古屋労災職業病研究会)

た医療機関でヘルニアの手術を受けることになった。当然、業務上災害として認められるだろうと労災申請をしたものの、上記のような詳しい事情を伝えないまま原処分庁である岸和田労働基準監督署の判断にゆだね、不支給となってしまった。

その理由は、主に腰痛が加齢によるものであると労災協力医が意見をし、監督署もその意見を批判することなく受け入れたためである。全港湾大阪支部安全衛生委員会は、この判断をくつがえすべく審査請求から代理人として介入したが、結局再審査請求まで争ったものの、原処分が取り消されることなく終結してしまっただ。三橋医師や滋賀医科大学社会医学講座の協力を仰いでログローダーの振動調査も実施し、故障したエアサスペンションシートがいかに全身振動を増大させるか証拠として提出したものの、調査結果について十分な検討がされなかったのだが、この調査結果は、今後の安全衛生活動や労災請求闘争に大いに役立ててほしいと思う。

2例目は、私が取り組んだ20年前の大商海運の非災害性腰痛の労災請求である。1例目のような災害性腰痛ではなく、非災害性腰痛はなかなか業務上災害として認められないが、作業内容や作業で、扱っている商品や資材などの重量を具体的に示すことで業務上災害として認めさせることができたのである。

また、休業期を経て職場復帰を果たした後も、療養だけは継続

筋骨格系健康セミナー開催

大阪・兵庫●腰痛の事例を検討

関西労働者安全センターは、ひょうご労働安全衛生センターなどと一緒に、筋骨格系の業務上のケガや負傷に関する事例検討会を毎月参加している。田島診療所の一橋医師にご協力いただき、実際の相談事例、症例をもとに、治療方法や経過、残存障害について医学的解説を加えながら議論をしていく検討会である。

この検討会にさらに多くの方の参加を促し、活動を活発に進めるべく、昨年12月5日には腰痛に関する学習会、「筋骨格系健康セミナー」を開催した。テーマは腰痛で、これまでの腰痛相談の中から、実際に労災請求を行ったケースを2例あげて、詳細に検討した。

1件目は、全港湾大阪支部安

全衛生委員会からの相談事例で、2018年に発生した腰痛症である。このケースは、業務で運転する産業重機であるログローダーの運転席シートのエアサスペンションが故障したことにより作業中の振動曝露が増大して負傷したものであった。また、本来であれば振動を吸収すべき座席部分が、エアが抜けた状態、例えるとベシヤンコになったボールの上に座った状態になり、視線も畢竟通常よりも低く、姿勢も不安定なまま運転したことにより段差を越える際に強い衝撃を受けたことでさらに悪化したと思われる。事件発生当日は、被災者は「何か腰の調子がおかしい」くらいの感覚であったが、翌朝には立てない状態になり、搬送され

し、その療養についても労災保険が適用されるのであるため、被災労働者も安心して仕事を続けることができることを報告した。

腰痛は港湾病とも言われ、全港湾に加盟する組合員が働く事業所は、腰痛症の多発業種である。全港湾では、20数年前に腰痛アンケートを全組合員に対して実施し、公表にはいたらなかったものの、あまりに症例が多かったために、組合をあげて腰痛対策の強化を図った経験がある。また、その他2つの事業所におい

ては、業務上災害として認めさせるだけではなく、仕事を続けるうえで労働者が抱える腰痛を悪化させないことを目的として、監督署交渉を通じて長期療養を認めさせてきた。

私たちからの事例を紹介するだけではなく、他の参加者の経験もあわせて意見交換を行い、今後につながる学習会となった。今後も参加者を増やして活動をしていきたいと思う。

(関西労働者安全センター
事務局：林繁行)

日の午後11時頃、業者によって救出されたが、2人は徹夜作業によっても救えなかった。

事故が起きた鉱山を運営する業者は、8月にも1人が死亡する事故を起こし、労働部から重大災害法違反の有無で調査されている。鉱山業者の副所長は、最初の事故の申告が14時間半も遅くなったことに対して、「本当に申し訳ない。それなりに救助しようと努力したがスムーズに行かず、翌日になって通報した。今後、このようなことがないようにする」と謝罪した。

2022.11.5 民衆の声

学校給食労働者の肺がん

韓国●筋骨格系疾患でも集団労災申請

■奉化鉱山で生き埋め鉱夫たち、10日目に奇跡的な生還

慶尚北道奉化郡の亜鉛鉱山の荷量没事故で、生き埋めになっていた鉱山労働者2人が、10日ぶりに救助された。2人は地下190mで生存のための努力しながら救助を待っていた。

奉化消防署長は5日にブリーフィングを行い、「4日午後11時3分に2人の救助を完了した」「救助場所は事故発生場所の近くの少し広い空間で、(2人は) 焚き火、ビニールなどで保温し、天井から落ちる水で延命していた」と説明した。

救助された労働者は、先産部(作業班長)のAさん(62歳)と後産部(補助作業員)のBさん(56

歳)だ。2人は陥没事故が発生した第一垂直坑道の地下190mの円形の空間で発見された。意識がはっきりしていて、移送される時も坑道を自力で歩いて来た。2人は検診を受けたが、大きな異常はなく、一般室に移動した。

今回の事故は先月26日午後6時に、奉化の援鉛採掘鉱山の第一垂直坑道の地下46mの地点で、突然押し寄せた泥土砂が流れ込み、洞窟を塞いだために発生した。孤立した2人の労働者は、泥土砂が降り注いだ地点から70mのところまで作業をしていた。事故当時、垂直坑道では7人が作業をしていたが、このうち2人は異常な兆候を感じて脱出し、3人は坑道で孤立したが、事故当

■国会で奇襲デモ、学校給食労働者「肺がんで死にたくない」

国会・予算決算特別委員会の全体会議が行われている中で、学校給食労働者たちが「学校給食室換気施設改善」を要求して、国会で奇襲デモを行った。

8日午後、調理師服を着た学校給食労働者16人が、国会議事堂の外部階段で横断幕を持って奇襲デモを行った。これらの労働者は階段で横断幕を広げ、「学校給食室労働者が死んでいく! 肺がん対策予算を用意せよ!」「このままでは死ねない! 学校給食室の問題を傍観する国会を糾弾する!」「国会・予算決算委が責任を負え! 換気施設の改善予算を反映せよ!」「肺がんで死にたくない! 給食室の換気施設の改善案をまとめろ!」などのスローガンを叫んだ。しかし、すぐに国会警備と警察によって制止された。

全国学校非正規職労働組合

の首席副委員長は、「国会が責任を負うべきだ」「換気施設改善の問題には、国会で予算を編成して、労働者がこれ以上死なないう対策を立てるべきだ。人員を補充し、肺がん対策予算を編成すべきだ」と追求した。

9月14日現在、勤労福祉公団の学校給食労働者肺がん労災申請現況によれば、労災申請した79件の内、50件が承認され、21件は関連性について調査が進んでいる。こうしている内にも、労災認定を受けた5人の学校給食労働者が肺がんで亡くなった。

調理の際に発生する調理ヒュームは、世界保健機関(WHO)傘下の国際がん研究所(IARC)も認める発がん物質だ。この発がん物質は、とくに団体給食で、天ぷら、炒め物、焼き物などの調理をする時に多く発生する。何よりも、学校給食室は換気施設をきちんと備えていないことが多く、問題になっている。

肺がん対策として、雇用労働部が「学校給食調理室換気施設ガイドライン」を提示しているが、予算などの理由で、換気施設を改善する教育庁は一部に過ぎない。これに対して労組などは、予算を編成し、学校給食室の換気施設の改善を要求している。

2022.11.8 民衆の声

■配達が生殺する年末、ソウル各地に「移動労働者休憩の場」

ソウル市が、移動労働者が主に活動する地域に、キャンピングカーを改造した憩いの場を、年末まで巡回して運営すると明らかに

した。ソウル高速バスターミナルと往十里駅近く、鍾路マロニエ公園など、配達需要の多い地域を訪れ、飲み物、菓子などを食べながら、30分前後の呼び出し待ちの時間を過ごせる休憩空間を作る。

配達ライダーは、業務が終わってしばらく別の配達を待ちながら、裏道にバイクを止めて歩道の片隅に座って休むことが多い。次の注文が何時入ってくるかわからず、カフェや食堂に入るのも思いのままにならない。

ソウル市の「キャンピングカー憩いの場」には、バイク、電動自転車など、二輪車で配達する移動労働者の接近が楽になるように、駐車空間も確保した。配達ライダーの団体が提案した場所で年末まで憩いの場を遂行した後、今後は配達プラットフォーム業者の協力を得て、ビッグデータで分析して、労働者の密集する場所を選定する予定だ。

ソウル市は瑞草、合井、北倉、鹿番、上岩の5か所で「休・移動労働者憩いの場」も運営している。建物内部に造成された休憩空間として、コンピュータとマッサージ椅子、血圧測定器、携帯電話の充電器などを備え、月平均3,800人余りの労働者が利用している。

2022.11.23 京郷新聞

■「頻繁な長距離出張」、副社長の脳梗塞に裁判所は「労災」

ソウル行政裁判所は、太陽光発電会社の副社長のA氏が勤労福祉公団に起こした療養不承認処分取り消し訴訟で、原告勝

訴判決を言い渡した。

A氏は、太陽光発電会社B社の副社長兼資金管理理事として勤務していたが、2019年3月末に一過性虚血発作の診断を受けた後、3か月末に脳梗塞と判定された。A氏は普段から高血圧・高脂血症などを患っていた。

A氏は療養補償を申請したが、公団は、「業務時間が過労基準を満たさず、急激な業務環境の変化が確認されない」などの理由で不承認とした。A氏は、「長距離出張をしながら、3年間でたった2日間しか年次休暇を使えず、脳梗塞になる前の12週間もまともに休めなかった」として、訴訟を起こした。

裁判所は過労とストレスが認められるとして業務上災害を認めた。太陽光発電事業の規制が強化され、推進事業が中止され、資金難で会社が厳しい状況で、2020年3月に廃業したことが影響を及ぼした。裁判所は、「A氏の業務は精神的な緊張が高いタイプに該当し、脳梗塞を発症した頃に相当な精神的な負担があった」と判示した。

公団が、脳梗塞発病前の12週間の1週間の平均業務時間(47時間37分)は、雇用労働部の脳心血管疾患労災認定関連告示(60時間)に及ばないとした部分も、A氏が副社長として出退勤時間に自主性があり、勤労契約上の勤務時間は勤務時間の算定に大きな意味はないと見た。

裁判所は、「A氏は勤労日程の予測が難しく、休日が足りず、精神的な緊張が大きな業務など、い

ろいろな業務負担加重要因に複合的に曝露されたと見るのが妥当だ」と判示した。

2022.12.5 毎日労働ニュース

■大韓航空の性暴力被害労働者に労災認定

勤労福祉公団ソウル南部支社は、大韓航空の職員Aさんの療養給与申請に、「申請傷病『中等症うつ病エピソード』と業務との相当因果関係が認められる」とした。

Aさんは、2017年に直属上司に強姦未遂の被害を受けた後、職場内セクハラといじめ、不当な人事異動が繰り返され、2019年に問題を公けにした。しかし、加害者の処罰など、問題解決の方法をめぐって会社と争いが続いた。被害者は急性ストレス反応・非気質性不眠症・中等症うつ病エピソードの診断を受け、今年3月に勤労福祉公団に労災を申請した。

公団は、「2008年に上司からセクハラ事件、そして2017年には業務報告の過程で性暴力事件を経験した点、これに対する適切な処理が社内ではなされなかったと見られる」とし、「労働部の処分に対して会社が訴訟を提起するなど、会社の対応も支援的とは見難い点、陳情、告訴・訴訟などを提起する過程で、持続的にストレスを受けたと見られる」として、中等症うつ病エピソードを業務上疾病と認定した。ただ、人事異動と業務排除については明確な根拠がなく、ストレスのレベルを把握するのは難しいと見た。

雇用労働部中部地方雇用労働庁は昨年5月、性暴力の加害者に何の措置もとらなかった大韓航空に是正指示と過料の処分をした。会社は労働部の是正指示事項は履行したが、過料処分には従わずに行政訴訟を提起し、結局、過料処分は取り消された。

被害者のAさんは、会社に対して損害賠償訴訟を提起し、ソウル中央地裁は今年7月、「大韓航空が加害者の使用者として、その事務執行に関して発生した強姦未遂の不法行為によって原告が被った精神的な損害を、加害者と連帯して賠償する責任がある」と判決した。

2022.12.7 毎日労働ニュース

■移住労働者が労災死亡した事業場の雇用許可を制限

2020年から今年8月までに労働災害で亡くなり、労災を申請した移住労働者は363人で、そのうち300人は労災と認められたが、63人は不承認とされた。

政府は移住労働者の労災予防対策を強化している。11日から施行される外国人雇用法によって、移住労働者の死亡によって産業安全保健法の処罰を受けた事業場は、雇用許可が制限さ

れる。来年2月3日に改正外国人雇用法施行令が施行されれば、5人未満の農家が雇用許可書を発給してもらうためには、労災保険や農漁民安全保険に必ず加入しなければならない。

労働部は、移住労働者を雇用する事業場の住居施設の管理のために、毎年3千余の移住労働者の雇用事業場に対して実態調査と現場の指導・点検を行っている。とくに、冬季を控えて、移住労働者を雇用する事業場の住居施設に対する管理もはじめる。

外国人労働者支援センターを通した苦情相談と教育など、サービス提供も充実させる。移住労働者と事業主を対象に総合サービスを提供するセンターは、全国に40か所ある。

2022.12.9 毎日労働ニュース

■学校給食労働者が筋骨格系疾患で集団労災申請

民主労総学校非正規職労組京畿支部が13日、勤労福祉公団ソウル本部前で記者会見を行い、学校給食室労働者の集団労災申請を行うと発表した。

9月に支部が学校給食室労働者に行った筋骨格 [53頁に続く]

印刷業以外でも「胆管がん」

厚労省●職業性胆管がん2021年度4件

職業性胆管がんの2021年度

の労災認定状況が判明した。

各地の便り

厚生労働省は、職業性胆管がんの労災申請があると、すべての請求事案を「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」にかけたうえで業務上外を決定している。直近では2021年11月24日に開かれている(第33回検討会)。

検討結果についてはホームページ上での公表がされていないため、基本的に開示請求をしないと入手が難しいという不当な状況であるが、当センター独自のルートで2021年度の認定状況データを入手した。

2021年度に職業性胆管がんとして労災認定されたのは、全国で計4件。

うち3件は印刷業だった。

ところが、1件は「印刷業以外」の業種ということで、大阪の印刷会社SANYO-CYPでの胆管がん多発事件以降の2012年度からの職業性胆管がん労災認定事案では、はじめての事例。この方は労災請求時点ですでに死亡されていたとのことだ。

厚生労働省の担当者は、「化学工業の事業に従事する労働者で、洗浄剤としてジクロロメタンを使用していたことによる曝露」と説明しているだけで、具体的な職種は不明である。

印刷業の3件はいずれも請求時点では療養中である。

所轄労働局は、宮城局、香川局、福岡局、香川局、各1名で、前年度認定結果との比較で、香川局管内では初事例となつたことがわかった。



(関西労働者安全センター)

2021(令和3)年度「胆管がんの業務上外に関する検討会」の検討状況について
○胆管がんの労災請求事案について、2020(令和2)年度は検討会(1回開催)において、4件(4事業場)について検討を行い、うち41件について業務上外の決定を行った。

(内訳)

	検討数	検討終了	業務上外		
			業務上	業務外	継続
印刷業	4	4	3	1	0
印刷業以外	3	3	1	2	0
計	7	7	4	2	3

(検討結果の概要)

印刷業	事案①	50歳代／400ppmを超えるジクロロメタンに長期曝露
	事案②	30歳代／150ppmを超える1,2ジクロロプロパンに長期曝露
	事案③	50歳代／150ppmを超える1,2ジクロロプロパンに長期曝露
印刷業以外	事案④	70歳代／400ppmを超えるジクロロメタンに長期曝露

印刷業における胆管がんに関する請求件数等(平成24年度から令和3年度(2021年度)までの累計)

1. 請求件数

請求件数	内訳					
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
119 (64)	1 (1)	14 (6)	30 (13)	25 (13)	31 (20)	18 (11)

※1 ()内は請求時の死亡者数で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者は死亡時年齢)

2. 検討会の状況(2019年度末現在)

業種	決定件数	内訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
業務上	55 (22)	1 (1)	14 (6)	24 (11)	11 (3)	4 (1)	1 (0)
業務外	55 (22)						
合計	55 (22)						

※1 ()内は請求時の死亡者数で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者は死亡時年齢)
※3 検討会で業務上外の結論を得た件数である。
2021年度で2020年度から変化した部分
平成29年度末のまとめで、削除された部分

複数事業場のまとめ、印刷業以外のまとめの表が平成29年度末のまとめから含まれなくなつた

印刷業以外における胆管がんに関する請求件数等(平成24年度から令和3年度(2021年度)までの累計)

1. 請求件数

請求件数	内訳					
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
38 (17)	0 (0)	2 (2)	2 (1)	8 (5)	11 (3)	15 (6)

※1 ()内は請求時の死亡者数で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者は死亡時年齢)

2. 検討会検討結果 (件)

業種	合計	内訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
業務上	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)

※1 ()内は請求時の死亡者数で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者は死亡時年齢)
※3 検討会で業務上外の結論を得た件数である。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@joshrc.net
URL: <https://joshrc.net/>

- 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目ほくろウビル4階
E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880
<http://www.hokkaido-osh.org/>
- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
<http://www.toshc.org/>
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
190-0012 立川市曙町3-19-13 フォーサート立川104号
三多摩合同労組気付
TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505
E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
<https://koshc.org/>
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
370-0846 高崎市下和田町5-4-3 国労高崎地本内
E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540
- 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階
E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp
TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000
- 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16
E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
<https://www.nagoya-rosai.com/>
- 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビジャス梅垣ビル1F
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3 JAM西日本会館5階
E-mail info@koshc.jp
TEL (06) 6476-8220 / FAX (06) 6476-8229
<https://koshc.jp/>
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階
E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124
<http://www.hoshc.org/>
- 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内
E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号
E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内
〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり
TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
/ FAX (0858) 23-0155
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内
E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒793-0051 西条市安知生138-5
E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897) 64-9395
<http://eoshc.g2.xrea.com/>
- 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28
TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階)
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317

